

オランダにおける政策評価(VBTB)調査報告

— From Policy Budget to Policy Accountability —

平成15年12月

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

は じ め に

この報告書は、当センターが 2003 年 9 月中旬にオランダを訪問して行った調査を中心に作成した。前年の調査報告で紹介したように、オランダでは、2002 年度（2002 年 1 月～）から、「政策による予算に始まり政策の成果の説明まで」（“From Policy Budget to Policy Accountability”，オランダ語では VBTB と呼ばれる）という新しい政策評価のシステムがスタートしている。2003 年 5 月には、この制度に基づく初めての年次報告（2002 年）が議会に提出されたという意味で、重要な意味をもつ年であった。

また、前年は制度変更に関する予備知識が十分なかったため、農業・自然管理・水産省のみの調査であったが、今回は調査をより深めるため、財務省、会計検査院にまで範囲を広げることとした。財務省は、当センターで印刷した新システムの基本規則である「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」を制定した VBTB の元締めであり、会計検査院は、政府、議会から独立した高い地位を保持しつつも、VBTB の確立に大きく貢献したといわれる。

そこで、当方の主たる関心は、VBTB がどのようなスタートを切ったのか、その取りまとめ機関と実施機関（農業・自然管理・水産省）との関係はどうであるのか、を調査することにあった。なお、農業・自然管理・水産省は、03 年 6 月の新内閣発足により、農業・自然・食品品質省に名称を変更している。

今回の調査訪問先は、

農業・自然・食品品質省財政経済問題局課長

M. Mookhoek 氏

同局政策問題調整官

W. Bonte 氏

財務省予算局政策評価課長

P. van der Knaap 氏

同課

R. Schring 氏

同局組織管理担当

C. Tijsseling 氏

オランダ会計検査院欧州・政府業績監査局監査マネージャー

E. Israel 氏

同財政管理局上級調査官

D. Vollering 氏

であった。訪問時のみならず、その前後に貴重な情報を頂いた。感謝の意を表したい。

なお、現地調査は、調査局次長の後藤が担当した。

目 次

はじめに

序 章 オランダにおける新たな政策評価体系	5	
第 1 章 VBTB までの経緯	7	
第 2 章 事前評価	13	
第 3 章 予算書と年次報告	22	
第 4 章 定期的事後評価	28	
第 5 章 オランダの政策評価の特質	30	
第 6 章 オランダのエージェンシーと政策評価	33	
(参考 1) 政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」	39	
(参考 2) オランダのポリシーエバルエーション (Knaap 氏の論文)	45	
(参考 3) オランダの会計検査院の概説	57	
(参考 4) 「政策評価の組織」(会計検査院;サマリー)	65	
付属資料	農業省の予算書及び年次報告(抄)	
1	2002 年度 農業・自然管理・水産省の予算項目	69
2	2002 年度 予算書第 5 章	71
3	2002 年度 予算書第 6 章	83
4	2002 年度 年次報告第 5 章.....	91
5	2002 年度 年次報告第 6 章.....	104
6	2003 年度 予算書第 5 章.....	115
7	2003 年度 予算書第 6 章	136

序章 オランダにおける新たな政策評価体系のスタート

1. 昨年の調査報告で述べたように、オランダでは、2002 年度から(2002 年 1 月 1 日から)、政府会計法の第 9 次改正に伴う新しい予算システムとともに、新たな政策評価の体系がスタートした。これは、“From Policy Budget to Policy Accountability”(オランダ語ではこれらの頭文字をとって、「VBTB」と呼ばれている。)といわれる。この場合の from ~to~というのは、~から~へ変更されたのではなく、「政策に基づく予算に始まり明確な成果の説明まで」という、起点から終点までを意味している。

また、その土台となる考え方については、昨年訪問した、農業・自然管理・水産省(同省は、その後の組織改正で、農業・自然・食品品質省と名称を改めているが、以下、「農業省」と略称する。)では、“result-oriented”と表現していたが、今回訪問した会計検査院では、一貫して“outcome-oriented budgeting”と表現していた。一般的には“result”より“outcome”の方がより長期での政策の発現としての意味を持つことが多いが、これらのいずれもが、「成果志向」を意味していることに変わりはないだろう。

2. オランダの新しい政策評価体系を正式に具現化したものは、財務省規則「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」(2002 年 1 月 1 日発効)である。この規則は、解説付きの英語版を当センターで翻訳の上、印刷している(政策情報レポート 056)。

ここで注目したいのは、オランダの新しい政策評価体系が、事前評価——指標を伴う予算書——翌年のその年次報告——期中・事後評価という、一貫した体系で構成されていることである。このように、政策評価の二つの代表的なタイプである“performance measurement(予算書及び年次報告)”と“evaluation(事前評価, 期中・事後評価)”とが一連のものとして説明されている例は諸外国の中でも珍しい。そこで我々が関心を持つのは、このような美しい政策評価体系が、実際にそのとおりに行われるかということである。今回の調査は、スタートして 2 年目であり、2002 年度予算書に関し、各省が 5 月に年次報告を議会に提出したところであり、その様子が関心の一つであった。そのため、財務省と政策省である農業省の両方から話を聞く必要があった。

3. オランダにおいて注意しなければならないのは、会計検査院の存在と役割である。会計検査院の地位は、政府、国会と同列といわれるほどに高い。しかも、予算の管理運営は勿論、政策評価の在り方についても従来から批判と提言を行うなど高い関心を示してきた。今回の政策評価体系の改善にも大きな役割を果たしたといわれ、その活動の経緯を知ることは、わが国との違いがあるだけに興味深いテーマであった。

第 1 章 VBTB までの経緯

第 1 節 「業績」への注目

オランダにおいて、予算の作成や、新政策の企画だけでなく、「業績」というものに着目する考え方は、1930 年代からあったといわれる。しかし、それが具体的な形で表れたのは、70 年代初めの財務省の指導による政策分析、業績予算、長期見通しの活用に関する提案であったが、十分な注目を集めず、“労多くして功少なし”との報告がなされたほどという。ただ、76 年政府会計法で、会計検査院に「業績監査」の項目が追加され、これを機に、この分野での会計検査院の地位が、議会の後押しもあって高まった。

オランダで政策評価に本格的に取り組まれたのは、91 年に政府会計法で、すべての政策プロセスに政策評価が位置付けられてからである。これは、下院と会計検査院が、「中央政府は、政策評価はいかなる政策手続きにおいても不変の要素であるべき」との見解をとって進めたことによるといわれる。

これ以降の約 10 年間は、財務省を中心に、規則の改正（重要な数値を予算書に盛り込むなど）、評価方法の研究・普及、重要数値を作成する手法などについて、積極的な活動が見られた。しかし、今回の会見でも明らかにされたが、この時期の規則は、単なるガイドラインとしての受け止めしかされなかったようである。1999 年の会計検査院による「組織と政策評価」報告書のプレス発表では、「評価リサーチ（エバルエーション）は、適切な政策を決定するために不可欠である。1991 年以来、各省は 5 年ごとに政策を評価するのが義務であった。… 本院は、この 5 年ごとの評価が殆どされていないとの結論に達した。… 各大臣が行う政策の質は、時として不十分である。」（参考 4 に、サマリーを収録した。）

第 2 節 業績に関する視点の背景

財務省を中心とした、様々な試みにもかかわらず、90 年代におけるオランダでの政策評価では、目覚ましい記録がない。むしろ、停滞したように見える。例えば、94 年に出版された政府の「市民サービスにおける政策評価」報告では、評価のツールに関する反省が盛り込まれたという。

また、98 年に会計検査院の報告の中で、「中央政府の政策に先立つ評価において、事前評価は限定的な方法でしか提供されていない」との指摘があったが、これは、会計検査院が業績監査をするのに、その基準が十分に提供されないことへの問題提起であろう。

しかし、政策評価が本来の機能を発揮しなかったのは、それがオランダの財政状況を改善するという目的で行われたためのものである。そのために、① 多くの仕事を少額の予

算で実施する。② 期間の定めのない計画は次第に廃止する。③ 可能なものは、出来るだけ地方政府に移管する、ということで、支出の抑制に当り、支出の正当性（legitimacy）ないしは合法性が重視されたといわれる。これに、欧州通貨連合への参加基準を維持するという問題があった。

第3節 政府文書「VBTB」の議会承認

今回、会計検査院で聴取したところでは、このような中で、98年から非公式に、財務省、会計検査院、議会の中の有志 12～15 人が、ワーキンググループを持った。これは、“アウトカム志向の予算”を目指すもので、特に「年次報告」に焦点を当て、そのスピードアップ、質の改善、財務省の主導性、という結論を出した。

オランダにおけるこの3機関の関係は、いささか複雑であるので、どの機関が実質的なリーダーシップをとって会合が運営されたかについては定かではない。しかし、いずれにしろ、その取りまとめ結果は、1999年5月に、財務省名で、“From Policy Budget to Policy Accountability”（政策による予算から政策の成果の説明まで）という政府文書が作成され、議会の承認を得た。

この文書は、英文に翻訳されたものでみると、約40ページに及ぶ力作である。その文書に付された財務大臣の前書きとサマリーのみを、(参考1)として添付しておく。ただここで、財務大臣が、この文書の核心として述べているところを、引用しておこう。

「この文書の核心は、予算及び予算の説明に関する文書が、政策、業績（performance）および諸資源（resources）のための予算作成と予算の成果の説明を志向しているということである。政策および実現されるべき業績を、配置される諸資源との関連で位置付けされるようにするためには、目標（objectives）を注意深く定め、それらを業績データ指標として明確にすることが重要である。」

次に、その内容の概略を見るために、各タイトルだけ、列記してみると、

- ① より中央による政策
- ② 政策の業績および資金への見識：政策による予算
- ③ 予算と政策の成果のための説明：より早期により幅広く
- ④ よりコンパクトな活動の管理
- ⑤ 将来は、政府全体の財政説明があろう
- ⑥ そして今や、実行段階にある

となっている。そして最後に、

「政策による予算から政策の成果の説明まで」は、透明な政策予算、明確な予算プロセス、さらには、拘わったすべての人に対して達成した成果に基づいた健全な政策志向の

説明を実現するだろう。」と結んでいる。

会計検査院ではこれを、「アウトカムベースの予算」として、

- ① 達成目標 (Goal achievement), 有効性 (Effectiveness), 効率性 (Efficiency) についての
- ② 業績指標 (performance indicators) を通じ
- ③ 予算におけるインプットと最終アウトカムとを結びつけること、と説明している。

会計検査院の主たる関心は、予算の成果の報告時期を早めることと、5年ごとのエバルエーションにウェイトを置いているようであるが、会計検査報告のあり方として、“From traditional control to supportive, encouraging reporting” (伝統的な監視に始まり、支援、励ましをする報告まで) という新しい報告のアプローチを打ち出し、優良事例の収集にのりだしているのが注目される。

第4節 一連の政策評価体系の整備

ここで注意する必要があるのは、1999年5月の文書の段階では、予算書の作成とその成果の報告の関係に重点があるということである。そこで、引き続き各省の専門家を集めたワーキンググループで、事前、事後のエバルエーションを含めた政策評価全体の体系としての検討が行われた。その結果として、2001年2月に、「中央政府の業績指標及び評価規則 “The Central Government Performance Indicators and Evaluation Research Regulation, PIERR”」が公表された。これが最終的に、今日の「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」となっている。ここでは、予算とその報告にとどまらず、事前評価、期中・事後評価についても整理された、一連の体系となっているが、このような体系作りは、他の諸外国でも、余り例を見ないものである。この最終的な規則は、2002年1月に発効し、翌03年5月に最初の年次報告が、各省から提出されたわけである。

なお、財務省は、この規則を2007年以前に評価し、2004年に中間の評価を行うこととされている(ただ、今回の調査では、若干ゆとりを持って再評価するように受け取られた。つまり、会計検査院の見方では、政府全体の完全な実行は、やや遅れるのではないか、2008年位がメドではないかとのことであった。)

(参考)

オランダ政策評価の流れ

1971	財務省の指導により、政策分析、業績予算、長期見通しの活用が提案されるが、以降十分な注目を得られなかった。 *1980年代発足した Vonhoff 委員会が「労多く功少なし」の経過を(Everyone knows the lane that goes yonder)で報告。
1991	会計検査院と下院による政策評価の改善を求める動きにより、中央政府は、政策評価は如何なる政策プロセスにおいても不変の要素であるべきとの見解をとり成果に関するエバルエーションが政府会計法の一部となる。 *以降(1991 から 1999 年)中央政府全般で、規則変更の方法により、重要な数値を省の予算を報告書に盛り込むよう働きかける。また、評価研究に改善が求められる事となる。
1992	財務省・政策評価及び政策手法担当局が「評価方法：入門(Evaluation methods: an introduction)」発行。
1994	- 政府の見解として「市民サービスにおける政策評価(Evaluation Research in the civil service)」(評価手法 (evaluation instruments) に必要な条件の説明提示) 報告が提出される。「統計ガイド(Guidebook to Statistics)」(統計を使った実践的なアプローチ) も発行される。 1991 年の中央政府の見解に従い、報告書「中央政府におけるエバルエーション (Evaluative Studies in central government)」がまとめられる。政府見解を明確にし政策評価の手法に適用可能な求められる質的要請について参考となる枠組みを提供。 「重要数値マニュアル (Key Figures Mannual HafirA2.6)」(業績データを作成及び活用する際の実践的なアプローチ) が発行される。
1998	「市民サービスにおける政策評価(Evaluation Research in the civil service)」の見直しが行われ、拡大化した「政策評価の手法のための参考枠組 (Reference Framework for Evaluation Tools Hafir A5.5)」が発行される。予算の政策方向付け、評価手法 (evaluation instruments) の最適ミックス (Optimal mix)の活用化、質的基準の向上を期待してのもの。 - 会計検査院による報告「中央政府の政策に先立つ評価(Evaluation prior to

	Central Government Policy)において事前評価は限定的な方法でしか提供されていないとし、枠組みの改訂が求められる。
1999	1999 から 2000 年にかけて会計検査院は全省を通じた政策評価の比較研究を行った。特に FEZ 部門が中央の管理運営にどう参画しているかに関して報告を行っている。結果は(Organization and policy evaluation)報告に見られるように満足できるものではなかった。 - オランダ議会で VBTB(From Policy Budgets to Policy Accountability)が承認される。 - オランダ財務省・政策評価局、事後評価についての「政策は効果を有するのか、現行の政策評価のためのアプローチ(Does policy have effects? Some approaches....)」を発行。 - 報告書「中央政府におけるエバルエーション」の見直しが行われ、部分的に拡充され政策誘導型により重点を置いた予算を目指す。質的基準により重点が置かれ、政策評価手法の「最適ミックス」を用いるようになった。このなかで 5 年に 1 度のエバルエーションの実施を提案。 「業績データと政策情報先行試行プロジェクト」(Performance data and policy information vanguard projects)が開始される。(2000 年後期に完成) 可用性、質、行政構造の相互作用とデータと評価研究の活用洞察を与える。そこそこの評価を得る。
2000	- 会計検査院は報告書「政策評価の組織 (Organization of policy evaluation)」を議会下院に提出し政策評価の機能の問題点を指摘。 - 省間のワーキンググループによる「オランダ会計法」改正に関する規則の見直しが行われる。(「1994 年度の重要数値マニュアル」及び「1998 年の政策評価の手法の為の参考とすべき枠組み」に置き換わる規則を検討。)
2001	2 月、省間のワーキンググループが「中央政府の業績指標及び評価規則 (PIERR) (Central Government Performance Indicators and Research Regulation (2002 年 1 月 1 日発効) 公表。 - RBA の下、各省が 2001 年 9 月「予算の日」に「新しい形の」予算を議会に提出する。(それに基づき 2003 年 5 月の政府年次報告において政策とその成果説明が成される。)
2002	オランダ政府会計法(The Dutch Government Account Act)第 9 次改正が行われる。

	• 「中央政府の業績指標及び評価規則（PIERR）(Dutch Central Government Performance Data and Evaluative Studies Regulations)」発効。 • 新規則「中央政府の業績データとエバルエーション(Central Government Achievement Data and Evaluation Research)」を発行。 • 各省がどのようにエバルエーション手法を適用するかの責務を課した RPE(the Order on Performance Data and Evaluations in Central Government) を 1 月に施行。
2003・5	• 新しい形の「各省による年次報告」が提出される。
2004	• 財務省は 2007 年以前の本評価前に経過状況に相応しい対応を助長するために「業績データ及びエバルエーション規則」の中間評価を行う。
2007	• 財務省はこの年以前に VBTB の実施に密接に関わっている「業績データ及びエバルエーション規則」評価を行う。

各省内の中央財政経済担当局（Central Financial Economic Affairs Drectorate, FEZ）が財務省、会計検査局と連携をとり政策評価を担当している。

第2章 事前評価

内容に入るに際し、若干、用語について整理しておきたい。オランダの政策評価の基本的規則である「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」（英語版）の中では、“evaluation”はオランダでは「単なる評価」を意味することから、「事前のエバルエーション」は、“future-oriented evaluative study”としている。我々はこれを「事前評価」と呼ぶこととする。同様に、5年ごとを原則として行われるエバルエーション“regular historical evaluative studies”については、「定期的な事後評価」又は単に「事後評価」と呼ぶこととする（当センターの翻訳版参照）。

この項でポイントと思われることは、次の点であろう。

- ① 既に見たように、これまで事前評価は十分に行われてこなかったと指摘されているが、新しい規則で各省に強制力を持つようになったか。
- ② 事前評価を行うべきケースは、各政策省にとって明確となったか。
- ③ 事前評価の規則で求める手法に、各省は対応できるのか。その予算、人員はどうか。

第1節 オランダの規則では、事前評価の意味はどう規定されているか。

まず、定義は第2.2条の2aに規定があり、
「事前評価は、種々の政策の選択肢について予想されるコスト及び便益 (benefits)に関する体系的な評価 (study)。(採用される手段 (means)と効果 (effects)との関連で)」とされている。

事前評価がどのように使われるかについては、第3.1条および第3.2条に書かれている。

「第3.1条

閣議において政策のねらい又は政策手法を新たに決定したり、修正したりするには、それに先立って事前評価が有益であるか否か及びそれを行う必要があるかどうかについて、検討しなければならない。

第3.2条

新たな又は修正される政策目的又は手法に関して事前評価を行うかどうかの検討は、以下の方法で文書にし、説明される。

1. 中央政府の財政状況がどういう結果になるかを示した書類を付した提案 (proposals)、計画 (plans)及び約束 (commitment)を含む、閣議における政策決定過程に関する政策文

書、及びこれに関連する法令

2. 新たな又は修正される政策に関係する当初 (first) 予算の関連条項に係る注意書 (notes)」

これで見ると、新たな政策提案や修正に当たって、事前評価の有益性を検討すべし、とされているだけで、必ず実施すべきとの強制的なものとはされていない。閣議で決定する際にどう判断したかの決定過程の文書等が要求されているだけである。」

「規則のガイダンス」の記述（センターの翻訳書の26ページ）

—— 義務の本質 ——

事前評価の狙いは、新しい又は修正された政策についての決定過程のプロセスの質に寄与することである。したがって、新しい又は修正された政策のねらい又は手法が予算的帰趨について決定を下すに先立ち、オランダ内閣は、事前評価がその政策決定の質に寄与するかどうかを考察することが義務付けられている。したがって、これら政策のコストや効果についての評価を実施することは、義務ではないが、事前評価が便益をもたらすことについて適切な考慮が払われるべきである。

財務省の立場では、事前評価の出来が悪い、あるいはその政策自体が目的を達成するのに十分でないと閣議又は国会で判断されれば、その政策自体が拒否されることが大いにありうる、という。そこで、正しく行われた事前評価は、大きな価値を持つ、と述べている。しかし、その財務省においては、件数に対する職員数が少なく、とてもそれぞれの内容を審査できる状況にはない、ということであった。（ただ、今後、一部の重要案件については、財務省自らも評価を行うことを考えているという。）

他方で、各政策省では、事前評価のあるなしに拘わらず、あるいはその出来が十分でなくても、「必要な政策」は、閣議でも国会でも認めざるを得ない、との考えがなお残っている。例えば、緊急に政策の立案を求められることがままあるが、そのような場合は、詳細な事前評価を行う余裕はない、とのことであった。また、従来から、意識せずにそれなりの事前評価はやってきた、とも言う。したがって、事前評価を行うべき案件がどれであり、しなくてもよいことに該当するかの区分は明確でなく、この曖昧さが、依然として残っている段階ということができよう。ちなみに、農業省では、事前評価の内容が不十分との理由で、政策が拒否されたケースはなかった、と述べていた。

このように、事前評価の意義ないしは強制力に関しては、財務省と各政策省との間で、なお認識に隔たりがあるようである。この規則は、今後の実施状況を見つつ、再評価されることになっている。この隔たりがどう埋められるかは、大きな意味を持つといえよう。

財務省では、2002 年度の政策評価のテーマとその概要の印刷物を作っていた。1 テーマ 1 ページで、全省庁をあわせると、4 冊の厚い冊子となっている。このような形で、データベースの構築を始めているという。

以下は、2001 年度（試行段階のもの）の数字の抜粋である。

（表）政策評価の数（2001 年）

	全 13 省	うち農業省
政策評価計	617	21
事前評価	61	2
事後評価	435	17
内部評価	121	9
外部委託	353	6

これは、次のページに示す、2001 年度のものとして財務省から頂いた評価の全体の数字で、当方が入手したもの（次ページの（ 参考 ）を参照）から、農業省のものを取り出した数値である。これで見ると、13 省全体の中で、農業省の事前評価の数は、多くはない。

ただし、事前評価については新しい政策に関わるものだけに、予算書に記載したり、定期的に行われる事後評価と異なり、数を追求することには難しい問題がある。2002 年の事前評価についてメールでの情報交換を行っている中で、実施する予定ないしは実施途中の事前評価が行われなかったり中止されたケースがあった。十分な予算枠がない場合、新規政策を断念せざるを得ず、このような事態が生じることは容易に理解できる。

例えば、農業省から入手していた 2002 年における事前評価の予定は次の 4 項目であり、財務省から聞いた事前評価の項目数と一致していた。

- ① 緑地、農地群のネットワークの改革
- ② 粗放的酪農の拡大
- ③ 動物福祉の拡大
- ④ 海洋・沿岸漁業の地域(経済)計画

しかし、農業省によれば、予算の都合で新しい政策を打ち出せないことから、少なくとも、②、③については、事前評価は行われなかったか、中止された。財務省が 4 項目としているのは、実態と符合していない。つまり、ある時点では数を捉えていたが、その後のフォローは、行われなかったということだと思われる。

(参考)

省庁名	評価の数	事前評価	期中・事後 評価	内部	外部
総務省	2	1	1	-	1
外務省	56	1	49	10	25
法務省	50	4	40	10	31
内務省	65	11	43	6	47
文部科学省	39	8	24	-	35
財務省	59	2	39	33	10
国防省	23	-	14	22	1
住宅・地域開発・ 環境省	90	19	66	9	66
運輸・公共事業省	85	4	40	28	28
経済省	8		8	-	8
農業省	21	2	17	9	6
社会問題 ・ 雇用省	27	-	27	-	24
厚生・スポーツ省	92	9	67	3	71
合計	617	61	435	121	353

(出典: Tweede Kamer, *Staat van de Beleidsbeoordeling 2002*, 2002-2003, 28656, nrs. 1-2)

(注) オランダ財務省より入手したもので、数字の根拠は必ずしも明らかではないが、全体的な様子を把握するには有用であると思われるので、掲載しておく。

第 2 節 事前評価の対象は、明らかになったか

財務省の見解では、「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」制定の重要な意義のひとつとして、従来明確でなかった“事前評価の対象とすべき政策”を明らかにしたことであるという。これについて、財務省規則のガイダンスを見てみよう。

「規則」のガイダンスの抜粋

「 新たな政策とは何か？

第 3. 1 条が示すように、「新たな政策」は、次の 2 つの状況に関わる。

1. 新たな一般的政策目標又は実施目標が予算に付け加わるとき、又は現行の一般的政策目標又は実施目標が修正されるとき
2. 現行の一般的政策目標又は実施目標の中で、新しい政策手法が採用されるとき

財務省の担当責任者は、新しい制度で、事前評価の定義がはっきりしたことをポイントとしてあげる。上記の説明の中で、「一般的政策目標」(General Goals)と「実施目標」(Operational Goals)は、予算書において明らかに示されるので、その変更を行う場合に事前評価が求められることは明確に理解できる(付属資料 1 の予算書の項目を参照)。しかし、2. の“新しい政策手法が採用されるとき”という点は、なお、政策実施省から見れば疑念の残る状況はあるのではないか。

財務省のこれに対する答えは、「確かに実際上は疑問が残ることがあるかもしれない。人によって意見が異なる時は、各省が判断する。」というものであった。実際、一般的表現で、すべてを説明することは不可能に近い。これは、実績の積み上げによるのであろう。

農業省でこの問題を提起したら、大きな政策の変更は、議論をして行うが、小さなものについてまで事前評価はやれない、ということであった。また、立場によって変わるので、財務省の立場にたてば、幅広くやれということになるが、実務を担当している人から見れば、仕事について余り色々言われたくない気持ちがある。

したがって、灰色の部分はあるが、しかし、ルールどおりに実施する方向に進んでいると理解して欲しい、と述べていた。要は、実際的な判断の問題ということになるだろう。大臣に事項を挙げる場合のチェックリストがあって、その中に、事前評価も入っているという。ただ、政策マンは、規則で縛るのは好まれない(ルール作りをアドバイスしたら、忙しいのにそこまではと、抗議が来たことがあるともいう。)。

なお、農務省では、(恐らく、事後評価の問題と思われるが)評価の専門家に頼んで、エバルエーションのやり方の研修をしたら、スムーズに受け入れられたという。

第 3 節 財務省、各政策省、議会、会計検査院の関係

今回の調査で印象的だったのは、財務省は、事前評価の実施予定を把握していたのに対し(データベースを構築しつつあるという。ただし、前に述べたように、財務省も、実際の内容や実施の状況は把握していない。)、各政策省の政策評価の元締めであるべき財政経

済局は、自らの省で実施している、あるいは実施を予定している事前評価を十分に把握していないようである、ということであった。今回のオランダにおける新しい政策評価体系では、各政策省の財政経済局の地位を高めようという意図も入っており、そのことは、新しい規則の中でも示されている。しかし、財務省と各政策省の財政経済局との間には、政策評価に関する理解や認識において温度差があるようであり、それだけに両者の緊密な関係の構築は、なお、今後の課題だといえよう。

事前評価に関していえば、既に述べたように、財務省は事後評価とあわせて評価全体のデータベースを作成して管理する考えのようであるが、各政策省で事前評価を予定したすべてが、最後まで完了されるわけではない。新しい政策の立案に際しては、新政策の一般的検討と併行して、数ヶ月単位で詳細な事前評価が行われることが多いようであるが、その間に予算の枠組みが煮詰まってくると新政策を打ち出せるとは限らないからである。政策省の財政経済局は、このような動きを自動的に把握する仕組みにはなっていないようである。その原因は、財政経済局が、期待される役割ほどには人員的に充実していないという(この発言は、財務省が自らについていうのと、同じである)。

オランダでは、伝統的に各省は対等の立場にあるといわれるし、このことは今回の調査でも耳にした。新しい規則は、財務省の指導力を高める仕組みになっているが、それが、制度として今後確立していくかは、なお推移を見る必要がある(例えば、「規則」では、各省の評価結果は、必ず会計検査院に提出し、財務省にはその写しが渡されることとなっている)。

会計検査院は、事後的な監査を行うための基準として、事前評価について、かねてから積極的な発言をしているし、既に述べたように、今回の制度を作るリード役であった。

会計検査院は、新しい規則の体系で、まず、それぞれの政策省が実施した評価のレポートを受け取ることが保証されている。これに、自らの調査も加えて、有効性と効率性に関する各政策省の果たしている役割を認定・報告する。会計検査院の報告は、議会に提出され、この両者が一体となって、政策に実行を管理することになる。この、会計検査院の報告に関する高い位置付けが、オランダの特徴のようである。また、このこともあって、オランダ会計検査院は、政府、国会と同等の地位にあるともいわれる。

オランダの会計検査院では、中央政府の収入と支出の検査に加え、政府会計法 76 条で、中央政府の運営管理、組織及び政策の効率性検査(効率性とは、経済性、効率性、有効性のすべてを含むと解されている)である「業績検査」を行うこととされており、これは事後検査(評価)であるものの、その前提となる事前評価が重要なのである。

(注) オランダの会計検査院については、末尾の(参考 3)、(参考 4)を参照されたい。

第4節 その他の事項

1. 事前評価の予算と実施主体

これらについては、明確な規定もデータも存在しないので、調査先でのヒヤリング結果のみを報告しておく。

財務省では、事前評価予算に関しては、インフラ整備のために実施する事前評価のためのファンドは用意しているが、一般的な政策の事前評価のための予算は、各政策省において手当とする前提のようである。したがって、事前評価の予算、特に委託費については、各政策省においては、新政策を打ち出すための予算との関連で決まってくるものと見られる。その意味では、委託費が削減される最近の傾向について、悲観的な反応があった。

内部評価とするか、外部に委託するかは、評価内容で決まってくる。厳密にやろうとすれば、外部のコンサルタントに部分的に委託する必要もでてこよう。しかし、上記のような予算状況の中では、出来るだけ、内部の能力を引き上げて対応できるようにしたいというのが各政策省の考えであろう。また、事前評価に充てられる期間が限られているという事情もある。さらに、新しい政策内容自体の検討と併行して進める必要もある。ただし注目すべきことだが、委託費の削減で、外部委託は思うに任せないため自分で評価しなければならないということは、政策省自体にとって、自ら努力するとう意識の向上という意味で良い方向だ、との発言が注目された。（なお、特別な評価の予算を必要としない方法である省内の相互評価、つまりピアレビューの方式も考えているとのこと）

2. 定量的手法と定性的手法

財務省の規則では、定量的手法に重点をおいて説明しているが、担当では、必ずしも定性的な手法を否定していない。個別に話していると、むしろ、定性的な手法を重視していることが分かる。つまり、政策は、科学にとらわれて現実合わないということは避けるべきで、むしろ、常に現実フィードバックすることが大事だという。政策を成功させるには、現実を見るというプラクティカルな姿勢を強調していた点は注目すべきである。少し長い引用となるが、今回インタビューした Knaap 氏の論文から、関係部分を引用しておきたい。（参考2を参照）

「しかしながら、ダイアグラム1で求められている評価の要求をザットみるなら、定量的な言葉で計測することが一般的に適していることと同様に、政策目標のメリットを記述することは必ずしも常に可能ではないことに気づくだろう。このことは、定量的調査（コーヒー豆を数える）から離れて、定性的エバルエーション（コーヒーを味わう）も必要であることを示している。今日まで、中央政府は、定性的エバルエーションの適用可能性と限界について、体系的な検討を殆どしてこなかった。さらに、印象として、定性的と性格付けられるアプローチ間の違いに考えを進めることが不十分であった。要するに、一つの

ことに明確さを欠くならば、目的に縛られない評価、(論争的型)又は(参加型)政策評価(いわゆる「ステークホルダーアプローチ」、顧客に焦点を当てた評価を含む)と「物事に答えるエバルエーション」との間に違いが生じる。中央政府で政策評価に携わるなら誰でも、リサーチ手法と報告の形式の問題で混乱をきたすということを確認している。」

3. 誰に対する事前評価か(政策立案者か、国民か)

今回の新しい規則による事前評価は、まず、閣議での検討材料とされ、検討結果は、議会に政策文書として提出される。つまり、国民に関する記述がない。財務省によれば、この規則は、専ら、政府の人々向けに作られたため、と説明する。事前評価を行うことから生じるプレッシャーは、オランダでは公務員にかかることはなく、政治家にかかることはあるという。つまり、ステークホルダーの矛先は、オランダでは政治家ないし、国会に向かうという。これは、オランダでは連立政権が通例となっており、その政策合意で、政策の方向が決まってくるからともいわれる。この点に限れば、政治優位ということができよう。このためか、事前評価の手法でも、英国で推奨されるような、コンサルテーションといった項目は触れられていない。

(参考)

オランダ農業省における事前評価書の作成と実行のチェック

概論

1. 事前評価書は、財政経済局と会計検査院に、正確かつ全面的に通知されなければならない。
2. 事前評価書の作成に関わる経費の見通しを立てる。

方法・技術的な質

1. 課題あるいは目標を設定する。
2. 課題の設定と作業の設定が関連していなければならない。
3. 結論は、設定した課題と関連していなければならない。
4. 見解と結論、又ある場合は提言との間に、内容的な一貫性がなければならない。
5. 「まとめ」は、全体を代表するようなものとする。
6. 代替案の選択理由を理論付けする。
7. ゼロ代替案「何もしないという選択」には明確な機能がなければならない。
8. 判定基準の選択理由を理論付けする。
9. 時間経過予想及びタイムリミットを明確にする。
10. 事後評価を想定し、準備しておくことが望ましい。

特定の要求

1. 代替案評価基準表は、全調査のまとめとして、調査を代表するようなものとする。
2. 考察ファクターを明確にする。
3. 堅実性分析が推奨される。
4. 割引率は4%とする。

実用性

1. 明確な指令形態がなければならない。
2. 指令形態は、事前評価の利用目的に合致したものでなければならない。
特に次の項目に関して注意を払うこと。
 - a) 代替案
 - b) 時間経過予想及びタイムリミット
 - c) 評価基準
3. 結論および提言は利用目的に合致していなければならない。
4. 事前評価の方法は、利用目的に合致していなければならない。

(訳注)これはオランダでの調査の際に、農業省の財政経済問題局から入手したものである。

第3章 予算書と年次報告

新しい財務省規則の中の「業績データ」というのは聞きなれない用語であるが、これは規則の英語訳である“Performance Data”を翻訳したものである。財務省による規則の解説では、

「 以下についての中核的な情報及び構造的な情報

- (1) 追求された又は実現した政策の効果
- (2) 成し遂げられた業績又はそのために成される業績
- (3) 関係してくるコスト

この情報は、規則的な業績データのシステム及び定期的エバルエーションから得ることができる。」

とされている（翻訳「オランダ中央政府に係る業績データ及びエバルエーション規則」の40 ページ、用語の定義）。したがって、厳密には、事後評価から得られる情報も含むが、本文中には「業績データの準備は、新しい形式の予算と報告の立ち上げが出発点となる。新しい予算の立ち上げが意味することは、最も重要な業績データが既に言及されているということである。」との記述がある。そこで、ここで、新しい予算書と年次報告について、調査報告することとしたい。

第1節 成果志向の予算書と翌年の年次報告

1. 第1章の経緯のところで述べたように、オランダではかなり早くから「業績」の概念が取り込まれており、91年には、政府会計法にも取り込まれた。このため、オランダでは業績測定（performance measurement）が行われているといわれていた。しかし、財務省によれば、この時代のものは、単なるガイドラインに過ぎなかったため、十分に実施されなかったという。予算書と年次報告ないしは会計監査は多くの国で行われており、それをもって、政策評価としての業績測定が行われていると見るのは、表面的であろう。

2. 今回の新しい予算書と年次報告との関係で見れば、前者において政策のねらいを明確にし、後者において、その成果を明らかにすることで成り立っている。つまり、3つの質問；① 何を達成したいのか、② そのために何をしようとしているのか、③ そのためにいくらかかるのか、を予算書で明らかにし、3つの回答；① 望んだものを達成したか、② しようとしたことを実施できたか、③ 予定どおりの費用でできたか、を翌年の年次報告で

示すことにある。これらの点は、昨年の農業省での調査でも明快に説明されたところであり、この考えは政策実施省にも、強いインパクトを与え、徹底されていた。明解な目標がないところに、業績測定はありえない。

第2節 新しい体系での予算書の実態

1. オランダの予算書(法)は、前年の9月第3火曜日に、議会の下院に提出される。したがって、新しい制度での最初の2002年度予算書(法)は、2001年9月に提出された。

2. では、新しい政策評価体系におけるオランダの予算書は、実際にどうなっているのか。ここでは、2002年度及び2003年度の農業省予算書のうち、第5章「持続可能な生産方法の促進」、第6章の「食品の安全・食品の品質・動物の健康」を概観してみたい。(これらの予算書及びこの5月に議会に提出された2002年度の年次報告については、末尾の付属資料にそれぞれの一部を収録している。)

3. ここでは、「一般的政策目標」を細分した「実施目標」ごとに、考え方、目標値、政策手段、見込まれる予算額等に分けて記述されている。これを個別に見ると、実施目標5.11「有機農業の促進」や5.12「作物防除法による環境負荷の軽減」など、かなりの実施目標で具体的な達成目標を数値で示しているが、第6章の6.11「動物健康レベルの管理と向上、及び獣病害の効果的防除」のように、目標値は、“整備”とか“予防及び撤回”といった定性的な言葉でしか示されていないものもある。また、5.15の「生態系に留意した持続可能な漁業」のように、近々新政策を打ち出すことを前提として、まだ目標値や政策手段を盛り込んでいないものもあるが、これは既に述べたように、2002年に事前評価の対象となっているもので、事情は理解される。

4. このようにみると、新しい予算書の在り方としては、総じて努力の跡が見られる。また、定性的な目標については、既に財務省の考えとして紹介したように、一概に数値化することが良い政策を生み出すとはいえない面もあるのである。

ちなみに、2002年に事前評価が行われた、先の5.15「生態系に留意した持続的な漁業」に関して、2003年度の予算書を見ると、目標値、政策手段に関して、格段に充実した記述がされていることに注目すべきであろう。

5. 2003年予算案に関する会計検査院の採点；

2003年の予算案について、会計検査院は、各省の予算書の作成に関する評価を実施した。全体で、いわゆる“3つの質問に対する答え”があるかについて、調査した。これによると、「良い」＋「十分」の評価ができる割合は、

① 何を＝30％、② 手段＝60％弱、③ 費用＝70％であったという。しかし、全体的評価としては、「質問は書いてあるが、答えが書いてない」ということであった

また、会計検査院では、各省別に、① 法令の要求の遵守 ② 3つの質問への回答状況、の2つの視点からの比較を行っている。これによれば、①については財務省に次いで第2位、②については最高点で、総合では、農業省はトップの評価を受けているという。

第2節 年次報告

1. 新しい体系の発足により、予算の実行状況を明確に示した「年次報告」が、翌年の5月の第3火曜までに、各省から議会の下院に提出される。

2. この年次報告は、既に述べた前年の予算に対する“3つの回答”を行うものであるが、時期的にも、従来は9月に提出されていたものを、時期を早めることにより、9月に新たな予算案が提出されるまでの間に、議会に対して十分な検討の時間を与える意味があるという。また、政府内でも、5月の年次報告が9月までに行う次年度の予算編成に役立つという意味もある。この点は、会計検査院が特に強調していた。これが、“予算サイクルに合わせる”という新しい体系の重要な意味である。

3. しかし、この方式には、いくつかの問題もあるようである。第1は、時期の問題である。前年度の予算の成果を、すぐ翌年に数値で示すというのははなはだ困難である。しかも、時期が繰り上げられている。結果的に、会計検査院が言うところの「アウトカム志向」というのは望みがたい。時間の許す範囲における回答（インプットないしはアウトプット）にならざるを得ない。（このために、5年を定例とする、定期的事後評価が制度化されている）

第2に、年次報告を議員がどう受け取ったか、である。まだスタートしたばかりでやむを得ないこともあるが、聴取したところでは、9月の予算提出が、にぎやかに関心を持って受け止められるのと比べ、5月の年次報告には、殆ど関心がもたれなかったという。予算議会の開始が、女王を迎えてきらびやかに行われることとの差で説明する人もいた。

第3に、議会の低い関心が、公務員、ひいては制度に及ぼす影響である。議会が関心を持たないと、年次報告を作成する政府職員の意識の低下が懸念される。とくに、困難で、地味な仕事であるだけに、モラルの低下が恐れられていた。会計検査院によれば、早くも、新しい制度に、反対する声もあがっているという。

4. では、初めての年次報告の実際はどのようなになっているか。予算と同じく、農業省の第5章、第6章に関する報告の実態を、概観してみたい。（付属資料を参照）

まず、一覧して言えることは、予算書における形式が、年次報告でも対応して踏襲され

ていることである。このことは、比較を容易にする。

第 2 に、予算における目標値と実績値とは、忠実に比較されている。勿論、それによって、かなりの差異が表れているものがある。まじめな姿勢が示されているといえよう。これは、支出額でも表れているが、この差が何故生じるのか、特に、どこまでの許容が許されているのかについては、相当綿密な事実把握が求められるので、ここでは解説は難しい。ただ、その一つに、支出時期の問題があり、早期支出に努める、という記述が見られる。

第 3 は、5 月までに数値が得られないものがあることである。例えば、5. 12 の「ミネラルの放出基準を超える企業数」は、予算の目標ではゼロとなっているが、年次報告では、実績値が分かるのは、2004 年の初め頃とされている。このようなことは、我々も容易に理解できることである。

第 4 に、予算において“定性的目標値”としたものは、どう処理されたか。6. 11 に関する記述を見ると、個別的に、かなり詳細な状況説明が行われている。その点、評価されよう。

第 5 に、実績値の出所が、省の外部からきているものもかなり見受けられる。

5. 会計検査院のコメント；会計検査院は、年次報告に関して、次の 2 点を指摘した。

- ① 各省は、必ずしも関連する業績インディケータ（指標）を使っていない。つまり、新しい VBTB 制度に、情報システムが適合していない。
- ② 業績情報の大部分が、省の外から来ている。したがって、業績指標の質を保證することができない（信頼性が低い）。

しかし、VBTB の現段階は、いわば“初期投資”の時期であり、中途半端でやめることなく、忍耐強くやらなければならない、とも述べていた。（この発言は、新制度に対応することについて、行政内部に疲れがあり、消極的な様子を感じ取っての発言と思われる。）

(参考)

2002年度 農業・自然管理・水産省の予算項目

1. 農村地域の強化

- 1-1. 農村地域の強化（地域政策）
- 1-2. 養豚農家の再編成・砂土地域の改善推進
- 1-3. 農村地域の自然
- 1-4. 市街地の都市内部及び「都市周辺の緑」
- 1-5. 農村地域における多様なレクリエーション機会の実現
- 1-6. 国際的視野からみた自然

2. 生態系中心構造地域の実現（取得および整備）

- 2-1. 生態系中心構造地域の取得：土地
- 2-2. 生態系中心構造地域の取得：水域
- 2-3. 生態系中心構造地域の整備：土地
- 2-4. 生態系中心構造地域の整備：水域

3. 生態系中心構造地域の実現（管理）

- 3-1. 生態系中心構造地域の管理

4. 経済的展望のある農産物チェーン

- 4-1. 総合農産物食品の競争力の強化
- 4-2. 畜産農業の再編成
- 4-3. 施設園芸の再編成および持続可能なエネルギーの使用
- 4-4. 漁業の再編成

5. 持続可能な生産方法の促進

- 5-1. 有機農業の促進
- 5-2. 環境基準に合致した動物性肥料およびミネラルの使用による環境への負荷の削減
- 5-3. 植物防除方法による環境負荷の削減

- 5-4. 動物の福祉(well-being)の改善
- 5-5. 生態系に留意した持続可能な漁業

- 6. 食品の安全, 食品の品質, 動物の健康

- 6-1. 動物の健康レベルの維持・改善および動物の疾病の効果的防除
- 6-2. 消費者保護のための食品安全の促進および食品の質の向上

- 7. 知識の向上と革新

- 7-1. 関連の専門学術知識の維持
- 7-2. 革新的知識の掘り起こし

- 8. 知識の提供

- 8-1. グリーン関連教育設備の品質の確保

- 9. 知識の普及

- 9-1. 教育の内容
- 9-2. 適正な教育と柔軟性
- 9-3. 教育の刷新
- 9-4. 国際教育
- 9-5. 情報提供

- 10. 名目および予備

- 11. その他

- 11-1. 解放
- 11-2. 国際機関会費
- 11-3. 欧州連合の規制の実施

(注) 1, 2, ... というのが「一般政策目標」(general goals)であり, 1-1, 1-2, ... というのが「実施目標」(operational goals)である。

(注) 項目立ては, 2003 年度もほぼ同様である。

第4章 定期的事後評価

ここでいう「定期的事後評価」というのは、財務省規則「オランダ中央政府に係る業績データおよびエバルエーション規則」でいう“regular historical evaluative studies”を訳したものである。historical とあるので、一応「事後評価」としているが、現実には実施中のものも含むので、より正確に言えば、「期中・事後評価」というべきであろう。

同規則の定義としては、

「システマティックかつ方法論的に健全な仕方での調査と評価で、以下を対象とする。

- (1) 社会又は政府組織に関する現行の政策の効果
- (2) 政策が執行される仕方、または
- (3) 現行の政策の枠組みの下で成し遂げられた算出とサービスのコストと質」

とされている。

第1節 VBTB における重要性

1. 新しい規則の第4.1条は、次のように規定している。

「第4.1条

予算及び年次報告に盛り込まれた総合的な政策目標又は活動に係る政策目標を達成するために行われる政策は、通常、事後評価の方法で、少なくとも5年に1度、評価される。」

つまり、予算書と年次報告とだけでは政策の評価は十分でなく、5年後におけるエバルエーションの実施を求めているのである。この両者から得られるべきものとして、同規則第4.5条では、

- 1) 政策目的のメリットが想定されたものかどうか
- 2) 政策目的が達成された度合（目的の実現）
- 3) 実施された政策によって政策目的が達成された度合（有効性）
- 4) 政策目的がより少ない手段で達成することができたのではないか、同様の手段でより多くの効果を実現することができたのではないか、という疑問（政策の効率性）
- 5) 選択した手法の一般的な妥当性又はメリット
- 6) 政策の立案、関し及び執行の枠組みによって得られた産出及びサービスのコスト及び質（管理運営の効率性）

などの情報を得て評価をするように定めている。

2. オランダの新しい政策評価体系の性格としては、一般に Result-oriented といわれているが、会計検査院では一貫して Outcome-oriented と呼んでいる。これらについては、いずれも財務省の規則に定義されてはいないが、通常、“outcome” というときは、input から生じる “output” と区別する意味で用いられる。つまり、会計検査院では、政策の直接的な産出やサービスよりも、政策が意図した真の成果の発現に着目しているという印象を強く受けた。これは、まさに 5 年ごとの事後評価により把握される結果を重視していることを意味しよう。

財務省では、5 年という期間が、アウトカムを捉えるのに適当な期間であるとしながらも、内閣の継続期間である 4 年と矛盾するところがあり、アウトカムを正しく捉えるには、政策が継続されることが大事である、とのコメントがあったことは、一応記しておく。

3. 定期的事後評価は、オランダの政策評価で伝統的に定着した手法であり、これまでは必ずしも十分に行われなかったといわれるものの、新しい体系の中では各政策省でも理解し易い部分である。また、財務省でも、予算書への記述などを通してデータベースを作成して管理する姿勢を見せており、政策省側でも、職員の教育を進めて実行を図る考えのようである。これは、財務省の期待でもある。

4. 財務省から入手したデータで見ても、かなりの数の事後評価が行われている（16 ページ参照）。政策省の政策担当者による内部評価が期待されている（政策を作った省が、良いエバルエーションをやりやすい）が、評価手法によっては、外部への委託によらざるを得ない場合がある。しかし、評価の委託費については年々予算の削減がされているようであり、農業省では、局の間で相互に評価しあう、いわゆるピアレビュー（仲間による相互評価）のような工夫が検討されているということについては、事前評価の項で既に紹介した。

5. 注目すべきことは、各政策省が取り上げないテーマで、プライオリティが最上級のものについて、財務省自らが評価を行おうという考えがあることである。これは、内閣が最上級課題としているもので、例えば、失業、セキュリティ、教育などのテーマが候補に上っている。これは、関係省がまたがるもので、“Inter Departmental Political Research” と呼ばれる。内閣の政策の総仕上げでもある。

第5章 オランダの政策評価の特質

第1節 誰のための政策評価か

1. このテーマは、ある意味では永遠の問題という見方があるようである。ある論者は、「国民のため」、あるいは「納税者のため」という。別の論者は、「政策決定者に情報を提供するため」という。

例えば、米国の政府業績成果法は、その目的の冒頭に、「連邦の各機関が、施策の成果の達成に関し体系的に説明できる（アカウンタブル）ようにすることによって、アメリカ国民の連邦政府の能力に対する信頼を改善すること」をあげている。他方「連邦政府の管理者に施策の目的に適合するように計画することを求め、かつ、連邦政府の管理者に施策の成果及びサービスの質に関する情報が届くようにすることにより、当該管理者がサービスの分配を改善できるようにすること」、あるいは、「連邦の施策及び支出につき、法定された目的の達成度、相対的な有効性、効率性の度合いに関するより客観的な情報を議会に提供することにより、議会の政策決定を改善すること」とも書かれている。ここでは、要するに、両方が目的とされているといえる。

2. オランダの新しい規則を見ると、その目的には、次の二つがあげられているに過ぎない。（規則の第1.2条）

- 1) 中央政府において政策評価の機能が適切に保全されることを確保すること
- 2) 省の予算及び年次報告の枠組みの下で求められる政策情報が情報として求められる質に適合するように確保すること

特に注意を引くのは、第6.1条である。

「政府高官及び政治家は、標準的な手続きを通じて、定期的エバルエーションの結果を知らされる。標準的な手続きは、省自身が定め、規定する。」

さらに、第6.2条では、会計検査院に対して各省は、その実施した、あるいは実施中の、更には計画しているエバルエーション及び規則的業績データに関する報告を行い、また、あわせて財務省へコピーを送ることが求められている。

（ただし、ガイダンスには、予算又は年次報告に含まれる政策情報の基礎となっているそれぞれの調査報告は、公刊される。これは「オープンなオランダ政府法」に基礎を置いている、との記述がある。しかし、その範囲は明確に示されていない。）

要するに、この新しい規則においては、政策決定が目的とされ、「透明性」についての記述が殆ど見られない。オランダの考え方が問題となる。

3. この点についての財務省の説明は、次のようなものであった。

＊ この規則は、財務省が中央政府の各省向けに作成したものである。オランダでは、予算は各省と議会との間で問題となり、主として議会がコントロールする。予算の内容は国民も見れるが、国民が、直接、公務員に文句を言うということはない。

＊ 透明性を持たせることによって、アカウンタビリティを強調する考え方には、反省もでてきていると理解している。つまり、間違えも冒し易いし、それがフィルターなしに漏れてしまうという考え方だ。また、紙の上で、きれいに国民への透明性を書いても、それが実行されなければ意味がない。

＊ オランダの政策評価は意思決定者のためではないか、という指摘は確かに当たっているかもしれない。わが国では説明責任が重要であるという意識がまだ薄い状況にある。国民に何を流すかという点は、まだはっきりと決まっていない。

第2節 政府内での各省の関係

1. オランダで、早くから「業績」が注目されながら、これが十分に実行をあげなかった理由として、各省が横並びで、政策評価をリードする主体が明確でなかったという見方がある。例えば、米国の GPRA でみると、大統領府の行政管理予算局（OMB）が、通達を発して、それに従って各省が決められた文書を期限までに提出するよう、強力な指導性を発揮している。オランダでは、中核となるべき従来の財務省の指導文書は、単なるガイドだったという。
2. 政策担当省でも、そのような意識が強かったようで、“各省は横並び”という声が聞かれた。これが今後どのように変化するのか、あるいは従来と変わらずに進んでいくかは、新しい制度の実行に大きな意味を持つであろうと思われる。

第3節 オランダの会計検査院の特別な役割

1. オランダの会計検査院は、憲法の規定により独立機関としての地位が保証されている。各省で、予算が効率的に使われているかを監査するのは同じであるが、それにとどまらず、政府及び各省の業績監査（performance audit）を行い、① 政策達成目標がどのように計画されたか政策情報の質を検証し、② 政策目標が実際に達成されたのか、③ 政策がどのような影響をもたらしたか、についても監査している。

2. 会計検査院は、政策を決めるために事前評価を行って政策決定に関与する権限はない。

しかし、事後評価の基準を決める事前評価が、適正に行われていないことは、報告の中で指摘している。勿論、各省の事後評価が満足に行われてこなかったことに、厳しい評価をしている。このように、今回の政策評価体系の成立に関し、会計検査院の果たした役割が大きかったことは、第1章でみたとおりである。

それだけに、財務省としても、VBTBの実施において、会計検査院の力を活用していこうという姿勢が見られる。前に見た、評価の結果を会計検査院に報告させ、財務省はその写しを入手するという仕組みに、それを垣間見ることができる。

しかし、それ以上に、会計検査院自体が、新しい制度に、大きな期待を寄せている。会計検査院が、今回の新しい政策評価の体系に対応する姿勢を示す言葉として、“From traditional control to supportive, encouraging reporting”（伝統的な監視から、支援し励ます報告まで）といっているように、より前向きに仕事の範囲を広げていこうという姿勢が見えるのである。

3. オランダの会計検査院の職員数は、280名に過ぎないが、ここでは非常に変わったシステムを取っている。

つまり、各省に10名程度の職員(合計すれば全職員の半分ということになる)を、会計検査院の立場のままで置いていることである。米国にも、総括監査官室(OIG)という独自の権限を持った職員群が各省に配置されているが、かれらは、仕事において大臣の関与は受けないものの、身分はその省に属するという点で、大きな違いがある。オランダのこの各省にいる会計検査院職員は、その省の監査部を監査するという役割を持ち、いわば間接統治の形をとっているわけである。

第6章 オランダのエージェンシーと政策評価

政策評価は、大まかに言えば、政府が実施する政策がアウトカムとしてどの程度の効果を発揮しているかを、経済性、効率性、有効性の見地から明らかにすることを目的としている。しかし、政策の実施においては、必ずしも政策担当省が自ら行うだけではなく、特に、近年のニューパブリックマネジメント（NPM）の動きの中で、いわゆるエージェンシー（執行機関）の果たす役割が高くなっているといわれる。したがって、政策評価の仕組みにおいて、いわゆるエージェンシーをどう位置付けているのか、われわれはどう位置付けて理解したらよいのか、この問題を財務省の見解から、オランダの政策評価体系の中で探ろうというのがこの章での関心である。

第1節 オランダにおけるいわゆるエージェンシーのタイプ

1. オランダでは、この種の組織を2つのタイプに分けて捉えている。それは、「エージェンシー」と「独立行政組織（ZBO）」である。それは、次のように説明されている。

1) エージェンシー； エージェンシーは“省の一部”であり、区別化された一連の行財政管理ルールに従うサービス(部局)である。「区別化されている」という意味は、収入、支出の運営において、結果志向の管理運営が適用されるということを意味する。それは、業績基準によってモニターされ、予算の提示は、各省が現金と債務で行っているのに対し、業績とコストを用いている。

2) ZBO；ZBO（独立行政組織）は公法で規定され、各省の一部ではないが、明確に公的セクターの一部である。省の責任はそれぞれの法律で個別に定義されている。行財政の管理運営ルールも、個々に異なる。ZBOには2つのタイプ、つまり、法的に国家の一部をなすものと、自ら独自の法人格をもって国家から分離しているもの、である。

2. エージェンシー問題については、ZBOについては、90年代初めに、会計検査院から、“厳しい各省の管理運営ルールからの隠れ蓑としている”との批判が出された。他方で、会計に関して、現金支出だけでなく将来に支出を行う義務についても記録するという管理運営・支出コントロールへの関心の高まりがあった。そこで、1994年にオランダのエージェンシーモデルが、導入された。その目指すところは、① モノやサービスのより低いコスト価格、② モノやサービスのより高い品質、③ 組織のより高い品質、である。

エージェンシーの特質は、2点あると説明される。

ア) 省の次官の下で、政策局から実施するサービスを請け負う。市民を顧客としてモ

ノやサービスを提供し、資金は財務省から受け、省の財政経済局や監査局の監督を受ける。

イ) 発生主義会計により、留保の創設、対照表の作成、収益・損失会計を行う。これは契約・現金会計システムより、コスト価格を決定するのに優れている。

第2節 エージェンシーの意味

1. エージェンシーが政府部内に存在するということは、どのような意味を持つか。オランダでは、2001年当初、エージェンシーの数は27で、公務員数の30%を占めるが、同じ時点で、支出は約4%に過ぎない。つまり、エージェンシーでは、殆どが組織のため(人件費、物財費)の支出であることを意味する。施策のための支出は、省の政策局に計上されている。(2004年末には、エージェンシの数は50~60が見込まれ、公務員数の80%となるものと見込まれるというが、その場合でも支出では5ないし10%であろうという。)
2. このように、エージェンシーは、公務員に占める率が高い割に、国家支出に占める割合が低いのは、政策予算が、省の政策局に計上されているためである。政策局としては、エージェンツに対していかに効率的に、つまり安いコストで仕事を引き受けてもらうかだけに関心があると思いがちであるが、決して実際はそればかりではないという。エージェンシーは、もっとも現場にいて最前線の状況を把握している。したがって、新しい施策のアイデアや、政策の改善について、多くの知恵をもらっているという。
3. エージェンシーの設立は、閣議決定で行われるが、そこには、厳しい要請がある。例えば、
 - ① 測定可能な生産物、サービス及び質の指標が求められる。
 - ② 内部計画とモニター、提供したモノやサービスとそのコスト価格を明らかにした活動経過の記録が義務付けられる。
 - ③ 結果志向管理モデルにおいて、効率性評価の基礎となる指標を明確にする。
 - ④ 管理及び規制のルールは、所管する省と同一とする。
 - ⑤ 発生主義会計について、試行を行う。(中央政府に関する発生主義の適用については、3年前に、財務省と全省庁の調査で、「中央政府には適用しない」ことになった)
 - ⑥ なお、複数年予算に関しては、エージェンシーは、5年間の予算計画を立てるが、毎年の歳出について、国会の承認をとることとされている。などがある。これらの要請は、ZBOには適用されていない。

4. また、エージェンシーは、省の一部であり、職員の地位と管理の枠組みは中央政府の場合とほぼ同一であるといわれる。エージェンシーの執行役員の指名は、次官の責任下にある。その高官の俸給水準も省の高官と同等である。俸給、手当等も公表されるという。さらにいえば、上手に仕事をすれば収入は高くなるが、逆に、仕事が上手く行かなかったからといって解雇するのは難しい（職員は公務員なので）。

他方、ZBO では、雇用条件を変えることができる（実際は、多くの設立法で、同一であると定めているという。ただ、次官や、時には首相より給与が高いトップもいるとのことである）。

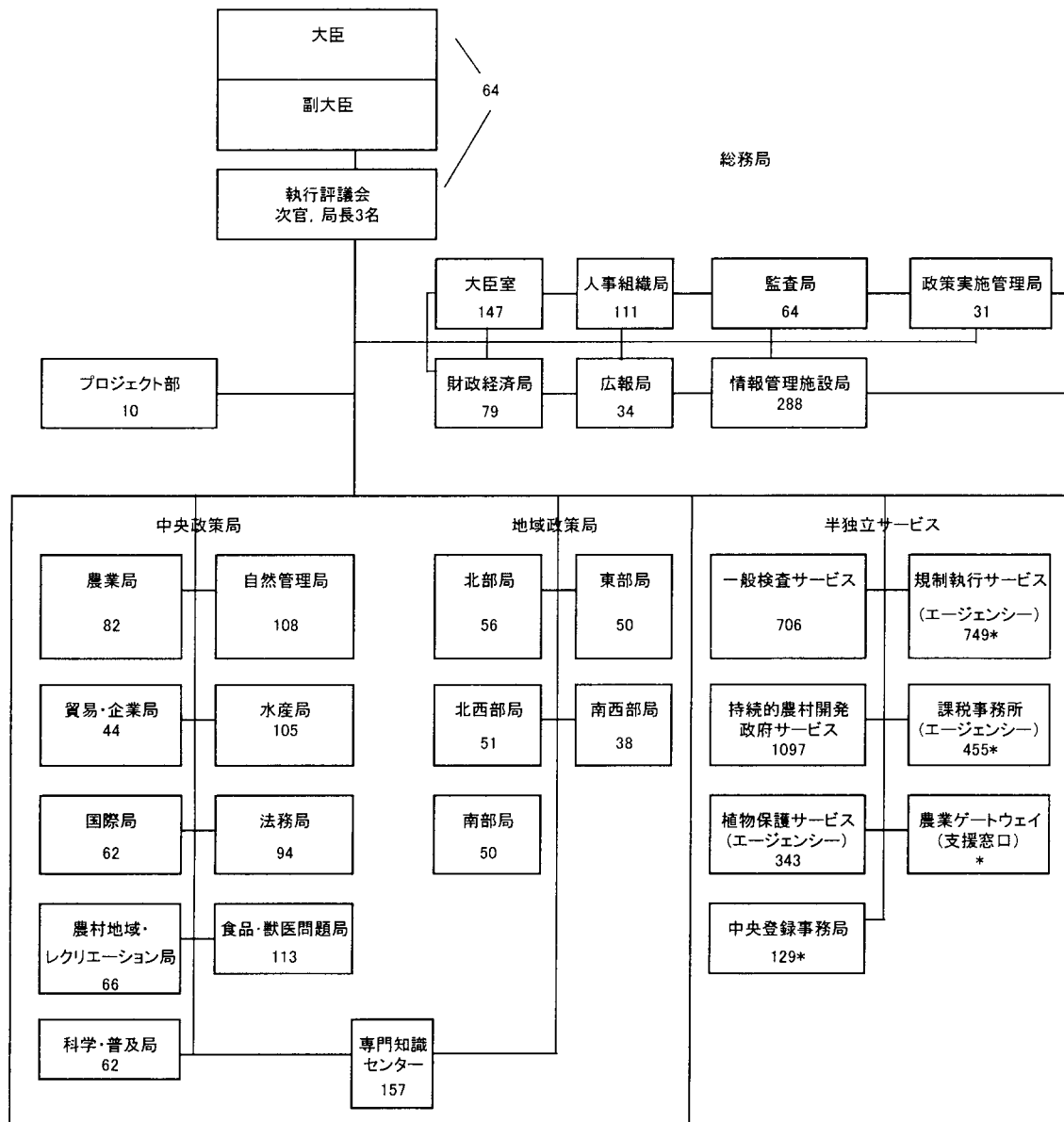
5. そこで、エージェンシーの業績評価はどうなるか。まず、エージェンシーの予算と年次報告は、監督省のそれぞれの中に含まれる。エージェンシーの評価は、その設立条件をどの程度遂行しているか、どの程度の効率性を発揮しているかを調べることによって行われる。結局、これは政策局の目標達成度合を測るための基礎となる。ただし、議会との関係では、監督省の予算や年次報告をとおして行われるので、直接のかかわりはもっていない。しかし、省の監査部は勿論であるが、会計検査院の監督を受ける。

第3節 ZBO をエージェンシー化し、政府に取り込むこと

1. 以上のように見てくると、オランダのエージェンシーは、省の局と余り変わらない。実際、ウェブサイトにててこない農業省の局レベルの組織図を見ると、同じ扱いで並べられている。違いは、エージェンシーが、政策局の請負者（contractor）であるという位置付けであり、それに伴う管理ルールであるということができよう（次ページの農業省組織表の右覧「半独立サービス」中、(エージェンシー)と書かれているのが、ここでいうエージェンシーである）。

(参考)

オランダ農業・自然・食品品質省の組織図



注) 農業ゲートウェイは*マークのスタッフが兼任。
2003年6月17日現在で省の職員の数に5505人とされている。(表の数の合計は5445人であるが、この点については照会中。)

2. 他方、ZBO は、様々な設立動機から目的に応じて成立しており、公的な要素の程度も様々であるという。そこで、オランダにおける現在の課題は、古くに成立したエージェンシーを、新しい政府に取り込んだ形でのものに整理すること、さらには、様々な経緯から、色々な形態をとっている ZBO を、公的セクターに係るもの（部分）について、政府の管理化にあるエージェンシーに統一していくことのようにあった。政府のかかなりの部分を、エージェンシーの形に移行させるという方向にあることは間違いがないが（既に述べた）、他方で、ZBO も含め、政府の管理を強めていく（担当省の責任下におく）方向にあるように受け取られた。

第3節 大陸型エージェンシーへの動き

1. 以上述べたような、オランダにおける新たな動きは、1994年のエージェンシーモデルに次ぐものとして、オランダでは、“大陸型エージェンシー”とも呼んでいた。ここでは、上にたつ次官（owner）が、エージェンシーの存続を考える、ということが強調されていた。また、政策局（エージェンシーへの発注者）は、① 生産への支払い、② 価格に見合う量と質の追求、③ コスト効率性を求める。次官は、① 長期的継続性、② 管理運営の監視、③ 財政上の結果について責任を負う、ということである。

2. 財務省によれば、新しい大陸型のエージェンシーモデルのポイントは、次のように説明される。

1) 政策の方向と長期継続性を区分した管理運営

＊省の次官（owner）と省の政策局（principal）の間の役割分担

＊アウトプット管理、財政、総合管理

2) 管理と執行の区別

3) リスク管理と内部での管理方針

4) 結果管理モデルと発生主義会計

5) 業績管理

＊背景分析

＊モノとサービスの区分

＊活動のプロセスの記述

＊成果志向の計画と監視

＊効率性と品質の指標

＊成果志向の管理運営の試行

6) コスト会計

- * コスト価格のモデル
- * バランスシート作成の行動計画
- * 発生主義会計への試行

7) 財政基盤

- * リスク管理
- * 財務管理の行動計画
- * 非定性的監査証明

この“大陸型”ということは、英国との違いを強調したものであり、フランスも、これと同じ歩調を取りつつあるという。

(参考 1)

政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」

オランダ財務省

下院議長あて

ハーグにて，1999 年 5 月 19 日

1. はじめに

1999 年度国家予算において，政府は，予算及び予算説明に関する各省の文書について，情報の価値とその入手を改善するための提案を行うであろうと述べた。これらの提案は，この政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」に含まれている。政府文書の起草に際しては，「政策分野における年次報告」の中で述べた提案がまとめられた。

2. 文書への説明的注意書き

政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」とともに，以下を提出している。

- * 住宅建設のためのモデル的予算（ 省略 ）
- * エージェンシーのモデル的予算（ 省略 ）
- * 財政省のモデル的予算（これは，既に採択された 1999 年度予算を組替えたものである）
- * 健康・福祉・スポーツ省による同省の 1999 年度年次報告（ 省略 ）

モデル的予算及びモデル的年次報告は，この政府文書の概略を表現している。出来る限りこの政府文書に従っている。政府文書自体は，複数年の執行(multi-annual implementation)という方向(trajec-tory)が求められると示唆している。この下でも，質的な更なる発展が不可欠である。これらのモデルは，かなり短期間で書かれたので，なお改善が必要である。それでも，この「政策による予算から政策の成果の説明まで」の中の提案を基礎とした予算や年次報告が，現実の実行上どうなるかを描いたものとしての意味はあろう。モデルの提示方法は，なお変化している。各省の予算及び年次報告の新しい様式としては，統一された形式が選ばれよう。

3. 実行の想定

提案の実際に関する一つの姿として、“実行に関する妥当な想定”について注意を求めたい。

この文書の核心は、予算及び予算の説明に関する文書が、政策、業績（performance）及び諸資源（resources）のための予算作成と予算の成果の説明を志向しているということである。政策及び実現されるべき業績を配置される諸資源との関連で位置付けられるようにするためには、目標（objectives）を注意深く定め、それらを業績データ（指標）として明確にすることが重要である。すべての政策分野において政策のスペクトルの完全な広がりにはわたって良好な業績データ(指標)を形成することは出来ない。このことは、定量的及び定性的な手法で業績が十分に測定可能ではない場合、または政府の内外で省の関与が他の主体（actors）を取り込むばあいに生じる。そのほかにも、政策評価のように有効性や効率性を測るいくつかの手法（instruments）もある。実際、道具の組み合わせは一般的に良く使われている。

ところで、様々な省が、同じ出発点から始めないということも重要である。概説した想定の水準は高い。実行は、個別仕立てであることが必要である。つまり、実行の仕方にはこのための余裕を確保する。2003年5月という評価の時点は、この実行の仕方を加味している。新しい予算項目に整理するため及び業績データを含ませるための省間の調査結果は、この評価時期の設定に大きな意味を持つだろう。実施の仕方と深さは、その際に再検討することが出来る。

わたしは、この政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」に基づいて、近く、皆さんと意見交換が出来ることを期待する。

G. Zalm,
財政大臣

サマリー；「政策による予算から政策の成果の説明まで」

予算書の様式を改めるための時期は熟している。この様式は、これを使う者がその義務をよりよく果たせるように近代化されなければならない。予算と説明は、より入手し易く、より管理しやすくかつ読みやすくなければならない。現状は、主要な政策のポイントは捉えにくく、しばしば、予算の提案と強調される政策計画との間に直接の関係がない。見識もさることながら、様々な文書が提示される早さも改善の必要がある。

1997 年、下院の政府歳出委員会は、“財政説明の促進と質の改善” プロジェクトを促した。他の事項の中で、1998 年 6 月に、“政策分野における年次報告” の報告となって議会に提出された。

予算及び説明文書に関する情報の入手の改善と迅速性の向上を目的としたこの政府文書「政策による予算から政策の成果の説明まで」に含まれているいくつかの提案は、部分的に“政策分野における年次報告”に基づいている。防衛省、財政省、居住・空間計画・環境省のモデル的な予算と、健康・福祉・スポーツ省の新たな形式によるモデル的な年次報告は、提案している変更を表現している。モデル的な年次報告は、別途、提出されるであろう。モデル的な予算は、この政府文書の付属書に添付している。

政策ラインの継続及び変更

省の予算及び説明の構造・内容・表現は、改められる。新たな提案では、政策、業績及び資金は互いの相互関係をより強く表される。予算では、鍵となるポジションは、「われわれは何を達成したいのか、それを達成するためにわれわれはどのような手段(steps)をとるのか、それにはいくらかかるのか？」という問いで表される。説明の中では、「われわれは意図したことを達成したのか、われわれはそれを達成するために必要な何をしたのか、かかった費用は予定どおりだったか？」である。政策、業績、資金の間のより強い関連を強調することにより、われわれの民主主義の中心的存在である国会の承認、監督・監視機能をより強くすることが出来る。当然、公共支出の合法性及び管理運用の観点で過去 20 ないし 30 年にわたって得られた成果は、維持されなければならない。

新たな様式の予算及び説明は、すべての文書について恒常的で明確な構造を導く。予算及び説明について、この構造は次のようになる。

- * 政策の優先事項の明示
- * 政策分野ごとの政策目的及び財政データに関する概要
- * 管理運用に関する別個の注意

- * エージェンシーに関する情報
- * いわゆる包括的な (in-depth) 財政付属書

この構造の最も重要な事柄は、以下で説明する。

より中央による政策

各省の予算案は、翌年の優先的政策を含む政策の記述を含んでいる。これらの最重要政策は、主要な政策項目（ポイント）が一目で分かるようでないといけない。大臣により提案された優先政策の選定は、国会が予算を審議するときに対話の対象となる。予算の優先事項の主要なポイントも同様に示され、優先付け（決定された優先事項）の結果として様々な予算の増加や減少が、明確に示される。各省の説明に関しては、優先的政策の目的の実現度合や支出の結果が、1年後に、論理的に評価される。

政策の業績及び資金への見識：政策による予算

今後、政策、業績及び資金の間の直接的な関係を築くため、政策目的を実現することに関係するすべての財政のデータ（契約、収入及び支出）が、単一の政策条項（article）に中でまとめて示される。財政のデータに加え、それぞれにつき政策目標が（可能な時はいつでも）業績のデータとして含まれる。もう一つの新しい視点は、政策ごとに政策目的の実現にもっとも大きな影響を及ぼす要素を含んだ記述を含むようにすることである。これらが整うことで、より良い検討と配分のための条件が出来るに違いない。予算条項を政策の項目（topics）にする新しい構成は、予算書の条項の構成及び仕分けを変えることとなろう。

エージェンシーに関する情報は、新しい予算及び説明様式において、“エージェンシーの記述”に示される。エージェンシーから求められたモノ及びサービスに関する省の政策的選択は、様々な局の政策条項の中に反映される。

予算及び説明へのより良いアクセスとタイミングを実現するため、情報及びコミュニケーション技術(ICT)が提供する新しい機会が、当然のことだが予算及び説明文書の利用を最適なものにする。

予算と政策の成果のための説明：より早期により幅広く

予算の中で政策をより中心におくことによって、説明の観点も変わってくる。新たな構造の中で、政策目標の実現は、現在よりも説明のはるかに大きな部分を占める。政策、業績

及び資金に関するこのようにより統合された説明は、財政説明という新しい呼び名で表現される。即ち、「省の年次報告」である。この年次報告は、遅くとも5月の第3水曜日までに議会に届くようにしなければならない。これは、現在の運用と比べればかなり時期が早まっている。

よりコンパクトな活動の管理

各省の管理に関する記述において、省の内部機能に関する様々な要素の詳細が述べられている。活動管理（operational management）については、各省の政策及び予算の過程におけるすべての諸資源（職員、物資、情報）の使用を意味するものと理解されている。一般に、管理の記述は年次報告だけに含まれることになる。新しい仕組みでは、例外的な場合だけ、この事項が予算案にも含まれる。この場合、標準的（standard）と個別的（specific）と、テーマにより区別される。

すべてが予定どおりであれば、標準的管理問題はそれ以上に説明されない。大臣の一般的コメントで十分である。対照的に、いかなる管理のトラブルや個別の管理テーマではっきりしなければならないもの（例えば、ユーロの導入における進展）は、別個に明らかにされる。後者は省ごとに異なり、常に別個の注意を浴びる。

将来は、政府全体の財政説明報告があらう

別個の“国家財政年次報告”ができるだろう。これは、省の年次報告に対する論理的な“対抗する石(coping stone)”となろう。この年次報告は財政省によって提供されている現在の説明情報の集約となる。国家財政年次報告は、政府レベルでの財政の実現、マクロの予算に係る政策の実施への見識を提供し、必要なら政府全体の管理運営への注意を与える。

そしていまや、実行段階にある

より政策と連動した予算及び説明に到達するプロセスは、決して容易な仕事ではない。表面的に見るなら、この提案は意図及び結果に関し別の提示に関するもののように見える。しかし、実際には、提案された情報を提供することを可能にするには、多くの政策分野の内容に関するウェイト付けと検討が求められるのである。要するに、今日まで、政策、業績、資金の間の緊密な関係付けの要請に応えてこなかったために、この関係付けが内容に関してなされなければならない。これは各省に効率的なプロジェクト組織を必要とするし、熱心な省庁間の協議、さらには政府と議会との間での迅速で心を開いた対話をも必要とする。これらのすべてによって、予算及び説明文書がより効率的で有効な政府（行政）とな

るための道具として変化する。この変化の過程で含まれるすべての重要な諸要素の間での内容に関する考えについての必要で、かつ注意深い意見交換が出来るよう、法令の再編成、予算情報のコンピュータ化の採用が必要である。このため、複数予算の方向が不可欠で、目に見える一步一步の改善、明白な一里塚(milestones)がなければならない。一步一步の方式は、2002 年から完全に新しくなった予算となることである。それまで何が起きるのか？この政府文書の内容を議論した後、各省別の予算書のための新たな構造の結論が、遅くとも 2000 年 5 月 1 日までに議会に提案されるだろう。このため、1999 年 9 月以降に、省別に調査を開始し、各省は他の省及び財務省と協力して、予算の分類と構成についての結論の概要をまとめる。政策の目標を定めてこれを実行に移すには、いくらかの努力を要する。これに関しては、注意深い検討が非常に重要である。このため、2000 年 5 月という評価時期 (evaluation point) が設定され、これが時間的にみた実行可能性の最初の焦点となる。次いで、大臣と議会の間での対話の中で、新しい予算構造のレイアウトが確立する。その後直ちに、つまり、2000 年秋から 2001 年春には、2002 年度予算案において提案された変更が完全に実施される。

予算を振り返る省の年次報告は、2002 年度予算の新方式に合わせて書かれる。しかしながら、改正が予定されている政府会計法は、改正が見込まれるのでこれは可能だろう。このことから、望ましい政策、業績、説明の関連付けは、次の予算及び説明書から実現できる。2003 年までに、提案した変更の進捗状況報告が、国家財政年次報告の一部として毎年議会に提出されることになる。

「政策による予算から政策の成果の説明まで」は、透明な政策予算、明確な予算プロセス、さらには、関わったすべての人に対して達成した成果に基づいた健全な政策志向の説明を実現するだろう。

(参考 2)

オランダのポリシーエバルエーション
Policy evaluation in the Netherlands:
Linking budgets to operations and result

Peter van der Knaap
(財務省：個人的論文)
((訳注) ポイントのみを翻訳)

要約

この文書は、オランダ中央政府の最近の努力を書いた。2003 年に、初めての“新しいスタイル”の省の年次報告が登場した時、オランダ中央政府プロジェクト「成果志向の予算とアカウンタビリティ」“Result-oriented Budgeting and Accountability(RBA)”の新しい段階が完成するだろう。そこから新しい予算編成とアカウンタビリティのシステムで作業が始まるだろう。そこでは、洞察力及び政策と財政の明確なリンクが中心となる。

適切な体系的エバルエーションリサーチは、RBA によって非常に進展した。しかしながら、オランダ会計検査院(Court of Audit)は最近、政府の“ポリシー評価の体系化”は、望むべき多くの事柄を残している、と述べている。この進行中のレポートでの批判は、中央政府での「評価(研究)」の適用と業績データに関する改善に使用されている。これは、何にもまして、評価措置(evaluation instruments)に必要な、通常の業績データ、定期的な評価、品質の要請への要請を含んでいる。この文書の目的は、新しい規則(regulation)「中央政府の業績データと評価リサーチ」(これはすべての省につき 2002 年 1 月 1 日から発効する)への洞察を提供するものである。これは、多くの将来見通しに対して結論を含んでいる。

1 ポリシーエバルエーション：RBA の不可欠な要素

「エバルエーション」と「エバルエーションリサーチ」は、あらゆる範囲の活動と手続きに関係する。ポリシーエバルエーションは、色々にいわれる。重要なのは二つ。「事前評価(ex ante evaluation research)」；政策による可能性のある影響の事前の予測(estimation)とエバルエーション。「事後評価(ex post evaluation research)」；政策の遡及的な判断および政策の遡及的な効果の評価である。

新しい RBA プロジェクトの目的は、予算書をより政策志向(policy-oriented)にすることである。関連する政策の質を高めるため、政策情報と財政情報をより関連するようにし、透明に(transparently)することである。良く知られた 3 つのメッセージ；何を達成したいのか、何をしようとしているのか、いくらかかるだろうか。

「年次報告」と名を変えたが、財政説明(accounting)は、これらに答える；望んだものを達

成したか、しようとしたことをしたか(できたか)、予定どおりの費用だったか。

新方式のサイクルは、「予算の日」(2001年9月)に始まり、「政府年次報告の日」(2003年5月)に完了する。

新方式の例

交通通信省が交通事故の被害を減らそうとする。予算の新政策目標(target value)は、例えば、20%の減少。そこに、政策のターゲットグループ(例；車の運転手、歩行者)に関する情報と達成する期間、費用と達成レベルを含める。「何をするか」は、それを達成するための産出(products)とサービスである。例えば、迂回路を作る、交通のチェックをするなど。

RBA は、“成果志向管理運営モデル”の指数(exponent)である。「達成」と「効果」である。数字は、通常のチャンネルで得られる。つまり、比較的やさしい。が、特に効率性が加わると、追加的なエバルエーションリサーチが必要になる。

エバルエーションは、補完的役割をもつ。が、極めて重要である。政策の効果を見ずに、どうして支出が正当化されようか。

2. 1990年代のポリシーエバルエーション；共通の論及の枠組みへむけて

オランダ中央政府のエバルエーション・ポリシー

伝統的に、政府支出のコントロールと会計(accounting)重視だった。1971年には、財務省の指導で、政策分析、業績予算、長期予測がすすめられた。が、ポリシーエバルエーションは、1970年代末に赤字が急増するまで実際は始まらなかった。市民サービスマイン構造委員会は、1980年に、「政府の活動は、労は多いがあまりに注意が払われていない。」と評価した。

改善勧告にも関わらず、まもなく、会計検査院は、「中央政府は、政策支出に関し、殆ど体系的な評価活動をしていない」と述べ、「各省は、エバルエーションを効率的に使うために必要な管理規定(control provisions)を持っていない」と。しかも、「中央政府は、実態を十分調べておらず、エバルエーションの半分では、その結果が使われていない。」としている。下院も同じ意見で改善を求めた。

これらの批判を受け、政府は、1991年にすべての政策プロセスの中に政策評価を位置づけた。その後、「政府会計法」の中に、政策評価が正式に盛り込まれた。約10年間、有効性、

適切性の定期的評価の責任を負ってきた。

1994 年に、「市民サービスにおける政策評価」報告が出され、評価の方法(instruments)に関する反省の見解が出た。また、「統計ガイド」も出版された。これには、求めるべき効率性、有効性の情報も入っていた。

1998 年に「市民サービスにおける政策評価」は改訂され、評価の方法に関する枠組みに拡大された。これは、予算の政策方向付けを高め、評価の質の基準(criteria)を高め、評価の方法の最善の組み合わせを期待するものである。

事前評価；大規模インフラプロジェクトのコスト便益分析のガイドライン

上記の歴史についての要約は、特に中央政府についてであり、予算編成とアカウンタビリティの枠組みに関する情報に基づく。また、外部での発展にも拠っている。特に、政策分析技術の発展は、経済計画のための政府組織（CPB）や、コスト・便益分析を中心とした大きな経済研究所（KBA）で改善されている。また、インフラへの経済効果の研究計画（OEEF）のお陰で、知識を中央政府も使うことが出来る。交通・情報、経済問題の各省の求めで、大規模インフラの社会的評価の方法論的枠組みに関するガイドラインができた。これで、大規模プロジェクトによる社会的貢献の予測が、他と切り離して可能となった。

3. 2000 年の評価機能；なお改善の余地あり

1990 年代には、大きな前進があり、中央政府で、評価リサーチと業績(achievement)データの適用が改善された。評価機能が、制度的にも手続き的にも、財政機能と予算サイクルに組み込まれた。が、評価結果の活用、質的要請に見合う明快な支出の実行といった点で、2000 年には、なお、多くの改善の余地がある。

オランダ会計検査院の批判的レポート

この描写は、検査院が認めている。伝統的に、検査院は、業績データと評価調査の適正な適用の重要性を訴えてきた。「正当性調査(legitimacy investigation) 2000」には、「政策プロセスにおいて、質の高い政策情報が使えることは不可欠な要素である。新政策や現行施策の見直しには、(予期する)政策の妥当性と有効性への見解がなければならない。予算と会計のプロセスには政策への信頼できる情報がまた必要である。この要請は、RBA の枠組みで求められ、定期的評価の様な評価制度とモニターシステムが、この情報を提供しなければならない」とある。

1999－2000 年に、検査院は、政府全体の各省を通じた省内の政策評価組織の比較研究を行った。これは特に、財政経済問題局（FEZ）の中央の管理運営への参加に関するものであった。結果は、嘆かわしいものであった。「組織と政策評価(Organisation and policy evaluation)」の報告書のプレス発表は、はっきりと述べている。

「評価リサーチは適切な政策を決定する事ができるために不可欠である。1991 年以来、各省は 5 年ごとに政策を評価するのが義務であった。... 本院は、この 5 年ごとの評価が殆どされていないとの結論に達した。... 各大臣が行う政策の情報の質は、時として不十分である。」(1999 年) 会計検査院も、RBA との関係を強調した。

会計検査院は、省ごとに違いはあるが、政策評価の組織は改善が必要であると述べ、RBA との関係で、次のことを強調した。

- * 新しい政策について、事前評価を実施するかどうかについての検討を義務付けるかに関する検討をすること、
- * ポリシー評価の結果の使用基準(norm)を拡大（今は予算の準備だけで使用されている）すること、
- * 評価方法の関連枠組みの中に、“最適なミックスの考え”を明確化すること

4. 中央政府業績指標および評価規則 (The Central government Performance Indicators and Evaluation Research Regulation (PIERR))

会計検査院の批判だけでなく、RBA に関する「政府会計法」改正では、省の予算と年次報告に、業績データ及び評価リサーチの分野での情報を盛り込むような規則の見直しを義務付けている。省をまたがるワークグループが、全省実施に向け設置された。それだけでなく、各省の専門家を活用する目的もあった。

このワークグループで、2001 年 2 月に、省の規則「中央政府の業績指標及び評価規則 (PIERR)」が公表された。これは、2002 年 1 月 1 日に発効するが、これは 2 つの相互に関係する狙いを持つ。

PIERR の 2 つの目的

- * 中央政府の評価機能が、十分に保証されることを確保する。
- * 省の予算及び年次報告の仕組みで得られる政策情報は、この情報に求められる質の要請を確保する。

これを満たすために、次の条件を規則に入れる。

- ① 評価方法の統合的整備 (integrate deployment)
- ② 事前評価を活用する場合のニーズの測定
- ③ 定期的評価(periodical evaluation)がカバーする政策範囲とその頻度(完全性, 頻度)
- ④ 評価の方法論・技術(methodology-technical)の質, 情報入手の方法
- ⑤ 定期的評価の結果を公務員及びトップの政治家に伝える方法
- ⑥ 規則を適切に実行するための省内の責任

評価方法の総合的な使用：最適な組み合わせ(optimal mix)へ向けて

政府会計法は、省の予算と年次報告が予定し達成された政策の効果、この目的のためにとられた行為 (initiatives) 及びコストに関する情報を含むべきとの要請を規定している。これらのデータの多くは日常的に得られる。それでも、時に必要な情報は評価リサーチによって掘り起こす必要がある。評価リサーチのような比較的高価な方法をとるのは、すでに得られている情報をしっかり確認しておくことが重要だからである。

通常の業績データシステム (regular achievement data system)

これについて、規則では、「業績又はその達成された程度に関するコスト、質、統計についての洞察を提供する情報システム」と述べている。易しく言えば、“一定時期に情報を得るための行政の情報システム”である。その対象は、

- ① 政策目標が達成された度合い
- ② 政策執行の過程
- ③ 中央政府で達成された数、コスト、質

中央政府、またその外でも、非常に多くのこの種のモニタリングシステムがあり、データベースがある。補助金の使用、雇用の状況など。時には、ボタンを押すだけの簡単なものから多くの数を集計したりするものまで。

定期的な評価は、「事後評価」と「事前評価」に分けられる。

「事前評価」の目的は、政策により解決するコスト、期待される効果、副次的効果の体系的チャートを作ることである。このために、事前評価では、2つ以上の政策の選択肢を体系的に比較する。一つの選択肢は、現状 (null-option) である。OEEI のリサーチ・プログラム「費用便益分析 (Guideline for cost-benefit analysis)」は、事前評価の採用に新たな刺

激を与えた。

「定期的事後評価」は、政策又は執行の管理（operational management）がテストされ評価されるということ。それは、期中、事後を問わず、達成目標、有効性、妥当性に関する。

- ・ 目標の達成の調査（research）
- ・ 有効性の調査
- ・ 政策調査的的確性の調査；コスト・有効性調査
- ・ 執行管理の的確性の調査（それが、政策の進展、ガイダンス及び執行に関する限りにおいて）

通常的数据及び定期的エバルエーションから得られた情報は、次の視点からの評価を容易にする。

- 1) 政策目標（target）自体のメリット
- 2) 政策目標が実現される程度（達成目標）
- 3) 政策の実施により政策目標が実現される程度(有効性)
- 4) より少ない手段を実施することで、政策目標が実現できたのではないかという疑問，同程度の手段を実施することで、望んだ以上の効果が挙げられたのではないかという疑問(政策の適切性)
- 5) 実施のために選択した方法の一般的妥当性，又はメリット
- 6) 政策遂行の枠組みの中で，ガイダンス及び実施のコストと質；供給されたモノ及びサービス(実施管理の適切性)
- 7) (4の質問に答える条件で)プログラム手法の遂行（プログラム手法の配置における経済性）
- 8) (6に関する見解の欠如，及び4の質問に答えるという条件で)組織手段（means）の配置(組織手段の配置の経済性)

事前評価をすべきかどうかを検討する義務

二つ目の改善には、事前評価（ex ante evaluation research）を含んでいる。事前評価の狙いは、新規の政策や政策変更に当たり、政策決定プロセスの質に貢献することにある。新しい規則では、新規政策に先立って、事前評価をすべきかどうか検討することを義務付けている。この検討は、文書にし、次のことを説明しなければならない。

- ・ 政策文書（閣議の決定に含まれる）（文書になった提案，決議，約束で中央政府に財政的影響を持つもの）及び含まれるすべての法令，ならびに，
- ・ 新規政策又は政策変更を述べた最初の予算書における政策条項の説明

従来は、「new」、「altered」というのが明確ではなかった。新しい規則の RBA と結びついて明確になった。「新しい政策」とは、2つの場合である。

- 1) 一般的な、または執行上の政策目標が予算に加えられたとき、又は現在の一般的な、または執行上の政策目標が改訂されたとき、
- 2) 現在ある一般的な、または執行上の政策目標の中に、新たな政策手段が配置されたときである。

明確になったお陰で、新・改訂政策のすべてについてコストや効果の事前評価が義務ではなくなった。その意味は、事前評価を用いるかどうかを正しく計るということ。

ここで、重要な例外として、2000 年 4 月に閣議は、事前評価を義務とする場合を決めた。

① 中核的決定手続き計画（PKB）に係る国民的関心のプロジェクト

② PKB の一部の政府プロジェクト、長期インフラ・交通プログラム（MIT）

OEEI ガイドラインにより、コスト・ベネフィット分析をしなければならない。インフラ、都市・地方計画のプロジェクトの環境影響報告（MER）も同様である。

より基礎的なエバルエーションを伴う政策の定期的カバー

簡単に言えば、第 3 の修正は、現在の法令の明確化である。すでに、定期的(4 半期、年次)な情報と定期的に得られる情報の区分について述べた（ダイアグラム 1）。すべての政策が有効性と妥当性(コスト有効性)について確実に評価されるよう、新たな規則と、すべての政策は、5 年に 1 度原則として評価しなければならないことを強調している。これは、RBA との強い関係をも示している。すべての政策がより深いエバルエーションを必要とし、予算、年次報告、より機能的な政策目標を含む一般的政策目標に焦点が当てられている。

5 年に 1 度という基準からはなれることも可能。① 5 年ごとに図るような現実の政策目標を達成することが不可能、② エバルエーションのコストが便益に対して逆ザヤである。

評価手法—技術的質

予算サイクルで使われる評価手法は、多くの質の要求に従わなければならない。一番重要なのは、テーマとなっていることの情報システムを秩序よく正当に築くこと、信頼でき正確な測定手法を活用すること、検証可能なやり方で結論を引き出すことである。つまり、通常の業績データシステムと定期的エバルエーションが、方法論的に信頼できるということ。これらの質の要求は、新しい規則でより具体的に示される。

エバルエーションの結果の報告

新しい規則は、「公務員と地位の高い政治家は、定期的エバルエーションの結果を標準的な手続きで知らされる。」ことを強調する。通常の手続きの細部は、各省に委ねられる。各省はこれを文書にするので、責任が明確になる。エバルエーションの結果を活用するには、手続きを、予算作成、計画、規制のサイクルと合わせることが大事である。

政策評価の組織

いわゆる FEZ（財政・経済局）の“決定タスク”は、「FEZ の責任者は、政策準備中、及び実施期間中定期的に、予算に基づいた政策の適切性に関し評価を行い、必要であれば調整を行うべく責任を負う。責任者は、評価の実施、その予算準備への評価結果の反映がされているかをチェックする。見出したものを省の大臣に報告し、それに従いアドバイスする。」と明記している。

要するに新しい規則は、この出発点を確認している。同時に、省内に適正なシステムー簡単に言えば政策評価を含んだ責任と保証ーを確保する。基本的に、FEZ が、ここで一定の役割を果たす。ただし、政策運営から独立した省内の他の局に変えてもよい。財務省と会計検査院に対しては、FEZ が依然接触する立場にある。責任体制は、

- * 通常の業績データシステムとランダムに行うエバルエーションの質のテスト
- * 高位の公務員と政治家が通常の手続きに沿って定期的エバルエーションの結果を入手するようにする
- * この評価の実施に関し不適正な部分があれば記録し、可能な改善策をアドバイスする。

5. 将来の見通し

● 基礎を基にした現在のエバルエーション機能

今のエバルエーション機能は、「政府会計法」、「国家予算法」、「業績データと中央政府エバルエーション規則」が、R B A のためのポリシー評価の具体的枠組みを提供している。これは、数ヵ月後に現実のものとなろう。

見通しが明るいのは、会計検査院が今の基礎に満足しているため。「正当性調査 2000」には、「新しい規則は、省がエバルエーション機能を解釈する正しい枠組みを提供している。しかも、エバルエーション機能の重要性を正当化している。」とある。規則は 2002 年 1 月

に発効となるので、適切な解釈が 2001 年中になされなければならない。大事なことは、規則が各省に合うように適用されることだ。もっと重要なことは、政策を運営する者が、“R B A 以後の時代”に、エバルエーションと業績データの重要性に気づくことだ。この 2 つは、うまい方向付けを必要とする。多くの省は、すでにそれに取り掛かっている。

● 中央政府のエバルエーション要旨：“R Y X” イントラネットへの推進

新規則へ結びついた 1 つの動きは、「中央政府のエバルエーションレビュー」(EOR) であった。EOR の基礎は、会計検査院が各省へ毎年送る業績データ及びエバルエーションへの質問状であった。これはエバルエーションの配置を整合させ成果志向にさせるためのものである。これは、規則の付属書となっている。検査院の定期的レビューは、省ごとに検討される。

作業は情報システムを通じて省をまたがって行われる。このシステムはエバルエーション及び業績データシステム情報のネット上での交換を容易にする。このイントラネットは、中央政府のインターネットとして今年 5 月に実用化される。アクセスを許可された人は、予算、政策分野、項目などのボタンを押すことで、現在行われている評価、過去の評価を知りえる。この考えには情報システム上に更に背景情報を提供することである。次の様な問も含まれる。

- * 省の中で評価機能は組織されているか。
- * 省の中にどんな専門的方法論があるか。
- * 特別の研究に誰が携われるか。
- * 外部の調査機関はどんな経験を得てきたか。

● 政策評価：少ないがより良いエバルエーション、コストの考慮、エバルエーション全体の計画 (programming) を通して。

中央政府での評価機能を向上させるために、今後数年間に、次の要素が検討される。つまり、厳選性 (selectivity)、コスト、計画である。

－厳選性：現在の情報ニーズに焦点を当てる。

これは、多くのエバルエーションをすべきということではない。R B A の目的は、よりよい評価、検査院や省の利用者のニーズにあったテ일러メイドのものがなされるということ。

エバルエーションにより必要な情報が明確になれば、(わたしの考えでは)より少ないエバルエーションでよくなる。すべては、エバルエーションコストの予算改善と密接なリンクにかかっている。事前評価はこの例外だ。RBA システムだけでなく、OEEI ガイドラインのお陰で、コスト便益分析やその他の事前評価 (future-oriented implementation research) が、今後増加するだろう。

ーエバルエーションのコスト：事前の予算

エバルエーションには金がかかる。エバルエーションの配置をより重くする改善のためには、新しい政策の提案の出来るだけ早い段階でエバルエーションコストを含めるという考えが生じる。これは、2つの長所がある。1つは、それにより、政策全体のコストを見通すことが出来る。2つに、遡及的な目標達成、及び有効性の度合を決定する可能性というもの、適切な意思決定には必要だからだ。

ーエバルエーションの計画

要請への留意、実際の能力及び補完性は、既に述べた 2 つに加え、中央政府の評価機能の正しい発展に重要な 3 つ目の要素である。

つまり、エバルエーションの適切な計画である。エバルエーションの周期性(periodicity)は明白であり、省に於いて政策評価が適時に行われることに注意が払われるなら、良い考えである。これには、3つの理由がある。第 1 に、こうして、仕事は 5 年ごとにすべての政策を評価する要請に向けることが出来る。第 2 に、エバルエーションを行う省内の能力は限られている。最後に、エバルエーションの設計の際に、政策の補足的目標を設定する可能性に注意を払うことは意味がある。

ー手法の近代化：測定し、記述し、評価するエバルエーションの補完としての、定性的な、参加型の政策評価

RBA 時代、エバルエーションは古典的な役割が与えられ、目標にまい進する。目標の達成及び有効性を決定し、政策の妥当性及びコスト有効性を決めることは、最も重要なこととなろう。これは注意深い選択である。われわれが、利益、コストと便益を慎重に検討し、政策の目標が民主的であることを確保する時、政策評価の伝統的なモデルに忠実であるといわれるためには多くのことがある。投票者にとり、関連する問題に直面してこれらの問題を解決するために注意深く選択された解決策の実現に政府が成功したかどうかを知ることとは、非常に重要なことである。

しかしながら、ダイアグラム1で求められている評価の要求をザットみるなら、定量的な観点から見て計測が（instrumentation）一般的に適しているかどうかと同様に、政策目標のメリットを記述することは必ずしも常に可能ではないことに気づくだろう。このことは、定量的調査（コーヒー豆を数える）から離れて、定性的エバルエーション（コーヒーを味わう）も必要であることを示している。今日まで、中央政府は、定性的エバルエーションの適用可能性と限界について、体系的な検討を殆どしてこなかった。さらに、印象として、定性的と性格付けられるアプローチ間の違いに考えを進めることが不十分であった。要するに、一つのことに明確さを欠くならば、目的に縛られない（goal-free）評価、論争的型又は参加型政策評価（いわゆる「ステークホルダーアプローチ」、顧客に焦点を当てた評価を含む）と物事に答える対応型エバルエーションとの間に違いが生じる。中央政府で政策評価に携わるなら誰でも、リサーチ手法と報告の形式の問題で混乱をきたすということを確認している。

簡潔に要点をいえば、定性的な評価手法の注意深い配置により、特に革新的政策や多くの相互依存関係を含んだ政策のためには、追加的な洞察を提示することが可能である。次に、いくつかの二義的な（marginal）コメントを述べる。第1に、目標や道具の適切さの評価は、RBAシステムに間違いなく含まれる。わたしの考えでは、定量化に焦点を当てた規則に基づく評価手段は（通業の業績データシステムと定期エバルエーション）、目標そのもの又は選んだ手段に対する疑問を招く可能性が非常に高い。定性的（参加型、論争型、対応型）エバルエーションは、この第1世代の政策評価に加えて、有効な役割を果たすことが出来る。それは、① 期待外れの成果への説明の探索、② 新しいより良い目標や手段を定義する。この点で、第1、第2世代の評価は、互いの補完となる。

－ “文化”（culture）の重要性は、政府にとって自信の回復

明らかに、エバルエーションと業績データの実際の使用については、管理者も政策企画者もこれに関する見解を持っていなければならない。“文化”の重要性は、決して低く評価してはならない。かつて、情報の使用者のため、条件（requirements）を設定することについて書いた。事柄の本質は、「成果志向」ということが、思考と行動の一部とならなければならないということである。換言すれば、どのような成果が達成され、何を目的とし、何を活用するかということ。“最も当然のこと”となることである。

この成果志向の考えは、既に中央政府の大きな部分で強い影響をもたらした。業績データやエバルエーション計画の説明を求められて動揺しない人は殆どいない。予算及び会計の新しいシステムは、エバルエーションや業績データに関し、より体系的な注意を払うだろうし、中央政府で拮がっている成果志向の年次計画とつながってくる。

より一層の注意の説明として次の“連携協定 (coalition agreement)”は有名な www-システムに沿って作成されるべきだという提言が様々な方面で開かれたことである。これに関し、議会のオランダ労働党員は、政府の役割の向上について、正確に語った。「これは、公衆の関心と、また、この観点での政府の再生を含んでいる。われわれは、英国で“政府バッシング”と呼ばれる狂信的イデオロギーの背後から出なければならない。政府の役割を茶化し、法律の重要性を馬鹿にすることは遠く去った。」労働党によれば、必要なのは、公衆の権利及び関心が何であるか、政府は彼らに対し何ができるのか、市民として政府に期待でき、期待できないことは何なのか、明確な状況をつかむことである。政府が何をしようとし、何がなされつつあるかをはっきり示すことで、政府が社会的責任を実現しつつあるかを明確に示すことが出来る。労働党は、英国労働党と同様に、本来政府は、“市民との契約 (contract with citizens)”を結ぶ必要がある、と示唆している。このことは、業績データ及びエバルエーションの適切な適用が、不可欠な“明確化の道具 (instruments of clarification)”になることを意味する。

成果志向のマネージメントとアカウンタビリティは、政府が真実のカラーを示すように強制する。つまり、われわれは何を提言するか、何を達成したいのか、どのように仕事を進めるか、費用はどれだけか、ということである。もし、業績データとエバルエーションが望んだ成果を示さなかった場合、良い成果を達成するために、どうしたらよいのか？ または、多分、選んだ目標が非現実的で、狙いとする水準を調整する必要があるのか？ このようなアプローチは、問題に対する明快な回答を社会に提供するだろう。政府に何を期待することが出来るかである。逆に次のような回答もある。つまり、このためにいくらなら支払うことが出来るか。

(参考 3)

オランダの会計検査院の概説

(訳注；ポイントのみを翻訳。)

(Algemene Rekenkamer, Government Audit Office)

- * オランダは、4 万 1 千平方キロに、1600 万人が住む。国の半分は海面下。
経済＝サービス産業：60 %，製造業：30 %，その他は主に農業
- * オランダ国の構造
立憲君主制。1948 年憲法。上・下院。国家評議会(Council of State)。オランダ会計検査院(Court of Audit=Algemene Rekenkamer)。Ombudsman。国家評議会(the Council of State)；元の議員，判事，ビジネスマン，学者で指名された 70 歳までの者で構成。その他に，全国経済発展評議会(National Economic Development Council)，中央計画局(Central Planning Bureau)，政府政策科学理事会(Scientific Board for Government Policy)などがある。
- * 憲法は権力を明確に分けている。政府は君主と大臣で構成されるが，君主の行為を含め，議会に責任を負うのは，大臣たちである。君主の憲法上の役割は，次の政府の形成(首相の選定)である。
- * 13 人の大臣がいるが，それぞれ大きな自立性(autonomy)を持っている。権限が大きいのは，内務(Interior)，財務(Finance)，法務(Justice)である。内務は総務局(Directorate General)を持ち，公的管理(Public Management)，経済性，効率性，有効性を促進する業績の評価と公平に関する。財務の総務局は，各省の予算の調整をする。
- * 多くの政府の仕事は，他の組織(body)に移っている。これらは，法的，行政的，諮問的義務に加え，規制(regulatory)機能も持つ。独立に機能を果たすが，必要により，大臣，公的私的機関の影響を受ける。中には，テレコミ，空港，港湾のような国が関る企業がある。関与は，1%から 100%まで様々。省の仕事は，分権化された政府サービスでなされ，公務員の半分以上。
- * 地方の(regional and local)政府も強い伝統をもつ。12 州(province)は州評議会(council)，州知事(Executive)，女王の執事(Commissioner)で運営される。評議会メンバーは，直接選挙。議会が知事を選ぶ。評議会から上院議員が選ばれる。オランダはさらに，540 の共同体(municipalities)に分けられる。

「選挙制度」

- * 議会は、2 院制。下院は比例代表制で、4 年間の任期の 150 人。上院は州で選ばれた 75 人で任期は 4 年。両院の構成は類似しがちで、オランダ政府は常に連合する。

「政治的環境」

- * 大臣は議員ではないが、内閣は、下院の支持を得なければならない。このため、議会の構成を大きく反映する。首相は通常、下院の多数党のリーダーであり、内閣は下院のコンサルテーションをへた幅広い連合体である。
- * オランダでは大臣はその機能の実施につき相当な自立性を持ち、殆ど中央のコントロールを受けない。大臣の責任は、自分の行動とその局の行動である。しかし、實際上、局の責任をとってやめることは殆どない。法律は、両院の承認を得て議会を通過し、君主、責任大臣及び法律の発布の責任者である法務大臣の署名を得る。
- * 両院は異なる権限をもつ。下院は常勤のメンバーで、法令を起し、修正することが出来るが（ただし、大部分は政府提案）、上院はパートタイムで、法令の修正しか出来ない。両院は委員会システムで運営され、構成は、院での数による。常設委員会の他、臨時の委員会を作ることができる。
- * 議会は、政府に対し、3 つの機能を持つ。1 は、国家予算の制定で、高官による提案を検討する。2 つは説明要求の権利で、両院は現在及び将来の政策につき大臣に質問する。3 つに、個別問題の調査権限がある。

「最高監査組織（The Supreme Audit Institution）」

「歴史的展開」

- * オランダの国家（state）監査は、1386 年に遡る。続く 500 年の間に変化はあったが、伝統的に統治者に代わって行っている。1814 年にオレンジハウス（house of Orange）のルールがあり、法的根拠が与えられた。
- * 最近 180 年間、統治権は議会に移り、会計検査院は議会の要求により直接的に奉仕するようになった。ただ、単に立法機関のオフィスではない。今日、会計検査院は独立しているが、特別の調査要請に応えることで議会の仕事の支援が増えている。しかし、仕

事の計画に合わなければ、その要求を軽減したり、調査の開始を遅らせる権利を留保している。

- * 第2次大戦後、公的支出を制限したり、政府の業績を改善するニーズにより、仕事の焦点として効率性監査の促進が増加した。
- * この立場は、1976年政府会計法で形成された。すぐ法改正が提案され、1988年に当初法は修正された、この結果、政府の省（departments）は、年が終る4ヶ月前にその会計を提出することが求められる。
- * 会計検査院は、1980年代半ばに、議会が過去の監査勧告を新政策の検討に考慮することで、大きく高まった。監査報告は特に注意が払われ、影響が強まり、会計検査院にとり、アカウンタビリティ過程で役割が高まった。

「(総合) 会計検査院の構造」

- * 院は、3人からなる理事会（Board）をもつ。それは、議長を含め、下院の勧告に基づき政府により指名（appoint）される。生涯か、70の退職年齢まで(実際、最近議長は65歳で引退する)続く。理事会の構成は政治的に均衡している。2000年は、元内務大臣（労働党）、元ハーグ市長（キリスト教民主同盟）、オランダ水資源庁（Water Authorities）のDike Reeveの一人(自由党)である。次官（secretary-general）は、理事会及びそのヘッドにアドバイスする。
- * 会計検査院には、3人の検査官（audits）と2人の部長補佐（directorates）がいる。監査部は監査室（audit sections）に分かれ、その大半は、各省にある。この配置職員の仕組みは1930年から始まり、会計検査院と監査を受ける省との連絡を円滑にするのに役立っている。現在、全省の監査室には20人がいる。部長補佐と政府全体を見る監査室は、検査院の本部にいる。

「スタッフ等の採用、報酬、質の向上」

- * 2000年に、検査院には320人のスタッフがいる。内、220人は直接に監査を行い、他は補助職員。80%のスタッフは、経済、法律、政治社会科学、会計、統計の卒業生である。すべての雇用者は、1年間、検査院としての仕事の内部訓練を受ける。
- * 検査院の予算は、内務省と財務省との議論で決まる。検査院が不満であれば議会の歳出委員会に持ち出せるが、議員による予算修正提案を待たねばならない。

「職務、役割、検査院の評価権」

- * 総合会計検査院は、「総合監査機関（General Chamber of Audit）」という意味で、General というのは、すべての政府活動を監査するということである。“Chamber” というのは法律的意味合いではなく、そのリーダーシップが3つに分かれた性格（tripartite nature）を持つということ。裁判所の権限は持たない。検査院は、公的支出の責任者に判決を出したり罰則を出したりせず、請願裁判所（court of appeal）のように行動はしない。これらの法的性格は、憲法に定めている。他の権限は、政府会計法による。検査院は、合法性（regularity）業績監査、その他の多様な予算を受けたり優遇された組織（budget or premium financed bodies）の監査を行う。
- * 検査院は非常に広範な監査権（remit）があり、憲法は国の歳入歳出を監査する責任を特に定めている。その役割をより明確にするため、検査院は次のミッションステートメントを出している。「会計検査院のミッションは、国家及び関連組織を監査し、業績を改善することである。このため、検査院は、政府、議会及び監査した組織に対し、監査に基づく情報を提供する。この情報とは、組織、管理運営及び政策に関する、監査での発見、結論及び勧告である。客観性、信頼性及び実効性は、会計検査院の成果（product）の基本的な性格であり、独立及び効率がプロセスでの基本的な性格である。」
- * 検査院は、個人的なメモに至るすべての書類を入手できる広範な権限を持つ。一般的に、監査を受ける組織との関係は良好で、これには、検査院のスタッフが各省の中にいるということが役立っている。
- * オランダ造船所への補助金に関する公開討論の結果、議会の調査が行われ、1989年に検査院の監査権限が拡大された。この結果、融資及び保証に関し大規模な監査の必要が生じた。また、1980年代の社会保障の範囲と金額の増加が圧力となり、議会は、この分野で十分な情報を持たないことに気づいた。要するに、議会が重要な支出決定につき独立した見解を持つための法的な変化が生じた。このアクセス権は、政府の行政が大きい国では非常に重要である。例えば、社会保障支払い制度は、非政府組織ですでに実施されていた。1989年政府会計法第59条は、検査院が、合法性と業績の両方の視点で調べる（examine であり正式に証明する certify ではない）ことが出来るとした。その内容は次のとおり。
 - 1) 株式の全部又は一部(最低 5% and 利益（financial interest）が 1 億ギルダー超)を国が保有する株式会社、民間会社（public limited, private companies.）
 - 2) 国が直接又は間接に贈与、融資又は保証を与える企業体、合資会社（corporate entities and partnerships）

3) 国が制度化した規則によって、又は、賦課金から全部又は一部の出資を受けて活動する企業体 (corporate entities)

* この種の監査は、当初は、関係省が持っている監査報告やファイルを検査することで行われ、直接該当する組織からそれ以上の情報を求めることは出来なかった。必要なら、関係省に断って、その組織の書類を検査することが出来た。検査院は、国の支援を受ける公的組織にアクセスする権利 (power) は、かつての省から離れたエージェンシーや公的組織から情報を得るための優れたツールだと見ている。

* 検査院は 1999-2004 年の 5 カ年計画を立てた。ここで戦略監査選択を立てた。合法性については、合法性指令 (mandate) に従う。現在の基準を維持するのに加え、2002 年までに、個別の省の財政措置に関する毎年の全般的意見を出す考えである。この意見は、従来より広範なものである。さらに、政策の結果に関する情報の公開性と信頼性に体系的な注意を払うだろう。予算や優遇資金措置を受ける組織の監査については、2005 年までに責任を負う分野の省が合理的な合法性を確保することが出来るように求める。業績監査については、計画では、安全、収入、介護、教育、居住及び環境を優先する。絞るのは、これらが、公衆に直接影響を与えること、基礎的アメニティが問題とされていることによる。政府に起こりうる不足が、重大な結果をもたらさうから。

* 近く、政府会計法の調整による新しい規則が期待されており、これは、検査院に、欧州マネーフローについて監査の権限を付与するだろう。この拡大は、受益者レベルまで、監査権限を広げる。

「その他の公的分野での監査組織」

* オランダの県 (provinces) や市町村 (municipalities) は、地方や地域的なサービス、計画の、行政、管理運営を異なる視点で行う責任を負う。(地方) 政府の各段階は、中央政府からの贈与と地方税のコンビネーションが支払われる。これらのサービス、計画に関わる組織、団体の財務監査は、地方、地域の監査機関が行い、会計検査院の権限外である。将来は、欧州基金については例外となるだろう。

「議会と政府の関係」

- * 検査院の報告は、議会に提出され、公式議会文書として公的なもの（public domain）である。1980 年代半ばまで、財政のアカウンタビリティは公共、政治の興味を引かなかったため、検査院の仕事は関心をもたれなかった。その後、その重要性の高まりで立場が変化した。今日、下院では、大臣に質問するため、検査院の報告が頻繁に使われる。検査院もうまくいくために議会の関心が必要と心得ているし、この関心は、議会が政府にする質問の回数などで測ることが可能である。
- * 検査院は、毎年国家会計（State Account）の承認が求められる以外は、仕事の選択に独立性を持っている。両院は仕事を求めることが出来るが、検査院は最終的に計画を決定できる。検査院と議会の歳出委員会（State Expenditure Committee）は、相互の関心事項を年に 3 回議論し、委員会は、勧告を出す時期を検査院に協議する。議員と検査院の関係は、議会ですばしば議論になる。議員が追加の調査のための話題決定の過程について、もっと情報をほしがるためである。しかし、検査院はそのような議会の動きに抵抗し、独立性が危険に曝されることなく仕事をするのが最大の成果（benefit）であることを確保するようにしている。

「会計検査院と外国」

- * 検査院は、知識を増やし、ノウハウを得るため外国と接触する。

「 監査の手続き 」

「合法性監査（regularity audit）」

- * オランダの大臣は、公的資金の適正な使用を確保するためにシステムとコントロールが整備されていることを確認する強い責任があり、このことに付き議会に説明責任を持つ。動いている財政システムを変更するには、大臣は財務大臣及び会計検査院から合意をとりつけなければならない。大臣は、このことに関し、会計について独自の意見を持つ省の監査部門（audit divisions）の支援を得る。
- * 検査院の監査アプローチは、システムに基礎を置き、省の監査部門の仕事に大きく依存している。これは、1976 年政府会計法第 67 条で認められている。内部監査部門はその結果を検査院と共有する。この部門は、監査計画と到達した結論を練り、これらをめぐって独自の監査を計画する。検査院は、必要に応じ、さらなる合法性監査を実施する。

- * 検査院は、それゆえ、内部監査に信用が置けることを信頼しなければならない。1985年に、内部監査の結果を検討し、かなりのスタッフの不足、質の欠如、弱い監査計画ならびに貧弱な会計手続きを見出した。この結果、国家会計の非常に低い状況（profile）、省内の基準の低下を含む、財政のアカウンタビリティが大きな問題となった。その結果、1980年代半ばに、“政府会計改革活動（Government Accounting Reform Operation）”，つまり、適期の財政情報および政策決定への有用性の改善のための5カ年計画に示される急進的な変更が行われた。1999年には、“from policy budget to policy report”と名付けられた新たな、同じような改善プロセスが開始された。このアプローチの主目的は、何よりも、政府の政策の成果に焦点を当てることである。3年間の経過期間において、5月半ばまでに各省は議会に年次報告を提出し、最終的に、夏休み前に議会での議論を行う。
- * つまり、財政情報と監査報告をタイムリーにすることは早急に変更されるということ。各大臣は、年度終了後3ヶ月に仮の（interim）会計を出さなければならない。検査院は、5月の第3水曜日の決まった日に議会にそれぞれの監査報告を提出する。この情報は、次の予算プロセスで使われる。これらの監査報告は、議会で意見を形成する合金のようなもので、検査院は責任解除がされる前に、承認されることが求められる。
- * 各会計に関する検査院の意見は、大きく言えば内部監査作業の結果に基づいている。この作業が検査院から弱いと評価されたり問題があるとされると、検査院がさらに作業を行う。会計に関する検査院の報告は、ほとんど財政管理システムの弱さに触れている。その他の、省の選択、検討・検査の焦点の基準は、次のとおり；特定の分野への支出の急増、検討の繰り返し、明確な政治的・社会的妥当性、どこかが悪いという顕著な兆候、である。業績監査の結果は、会計上の視点での具体的なものではない。
- * 検査院が支出の何かに反対し、大臣が勧告の受け入れを拒否した場合、検査院は反対を報告でき、大臣に反対を打ち消すような説明書（bill）を提出させることが出来る。この説明書は“免責法（Indemnity Act）”と呼ばれ、国家会計に不規則な（irregular）支出が混在することを許す。

「業績監査（Performance Audit）」

- * 業績評価は検査院の仕事の重要な部分である。法的な基礎は1976年の予算・会計法第74条で、それは検査院に「国の管理運営の有効性及び公共サービスの組織及び機能に注意を払う」ことを求めている。この条項は、さらに、議会が検査院に個別の検討を求めることを認めている。実際、この要求は作業計画に盛り込まれる。この種の仕事は1980

年代半ば以降、議会の関心の高まりに伴い増加した。監査プロセスは、政策決定、評価する政策の基準 (criteria) の開発により確立されている。基準は監査によって変わるが、一般に、示唆する改善のチェックリストが使われる。検査院は、配分の責めるより将来の変更が確保されることを狙いとしている。

- * 検査院は、早期の関与 (intervention) が大臣がその目標を明確に定義すべき場合を明らかに出来ると考える。これは、財政上の意味を持つ決定を大臣が行うとすぐに事項の検証を認める、後天的な (posteriori) 監査権限と解釈される。
- * 業績監査の効果 (impact) を評価するのは難しい。政府は勧告の大多数を受け入れていると検査院は推定するが、修正の行動はあまりはっきりしない。1980 年代半ばから、検査院は、約束した行動が実行されるようにフォローアップしている。

「クリアランス・プロセス」

- * 求められないが、検査院は、監査を受けたものに、報告書を渡してコメントを求めている。通常、監査での発見については省の上級公務員と議論し、その回答は最終報告書の草稿で検討される。関係大臣も、監査の発見についてコメントできるよう、2 ヶ月が与えられる。発見と省の回答によっては、検査院は監査を完全にする扱いを選び、ファイルをとじるが、多くの場合、監査の結果と結論は議会に示される。被監査者の回答は、報告に含むことがあるし、検査院の更なる回答も同様である。

「報告」

- * 検査院が議会に報告を出すのは、年間の様々な時期である。毎年 3 月 31 日までに、活動の年次報告を作ることが決められており、5 月の第 3 水曜日に国家会計に関する報告を出すように励む。
- * 業績監査の結果は、年間いつでも公表される。議会を通じて公表された検査院の報告は、議会書類として自動的に公的領域 (public domain) に移行し、公衆の吟味に利用される。

(参考 4)

政策評価の組織 “Organizations of policy evaluations”

(会計検査院；サマリー)

初めに

1999 年オランダ会計検査院は、各省における 1999 年度の政策評価監査組織を対象に政府全般を通しての比較監査を行った。その際、政策評価に財政会計部門（FEZ）がどのように関与しているかについて特に注意が払われた。結果、オランダ会計検査院の見解は、政策評価組織は改善されなければならないというものだった。定められた 5 年の期限内では、評価プログラムが政策を適正に網羅してない危険性がある。なおその上に、オランダ会計検査院の懸念は、政策評価監査の手法的な質や評価結果がどの程度まで予算と政策サイクルに実際に利用されているのかが適正にモニターされていないという事である。

政府会計法は各省が定期的に管理、組織、政策の効率性を監査する事を義務付けている。「経済の情報と記録（Hafir）」マニュアルは、その組織内での中立的、独立性を考える時、FEZ 部門が評価監査を奨励しコーディネイトする立場にあることを明記している。オランダ会計検査院の監査規範は政府会計法と Hafir を基にしている。オランダ会計検査院は、各省の FEZ 部門がどの程度評価監査評価を奨励し、コーディネイトを行っているかについて見直しを行った。

結果

オランダ会計検査院は、殆どの省の FEZ 部門が、全ての政策に対し義務付けられている（5 年に 1 度の）定期的評価を行うという要求に各省がどの程度従っているかという現状を把握していない事を発見した。また、評価監査が行われた政策分野の対象に対しては細部にわたってのモニターが行われていなかった。オランダ会計検査院は対象をモニターするため、近い将来行動計画を作成するよう勧告を行った。

オランダ会計検査院はまた、FEZ 部門の計画に対する監視、及び政策評価監査の為に質の高い保全措置がきちんと機能しているかについてより厳しく監視する必要があることを知った。多くの FEZ 部門は評価監査の質が適正に保たれるよう保全措置がとられているかについて関心を払っていない。その結果、質の劣る評価が適用されている危険性がある。これは「政策による予算に始まり政策の成果説明まで（VBTB）」に定められている今後の報告手続きを考えると特に望ましくない。VBTB の長所に助けられ、予算と歳費会計は、今後数年間で、財政情報に集中する文書から政策（活動、業績、影響）、運用（経営管理記述）及び財務活動に関する論理的な情報を提供する文書に進化してゆくであろう。政策評価はこの変化が起こる上で重要なデータになる。

オランダ会計検査院は、予算サイクル上の監査結果の利用に関しての FEZ 部門の監視については満足の行くものであったとしている。しかし、幾つかの省では改善の余地がみられた。オランダ会計検査院は、改善の余地が見られた FEZ 部門に対し、評価監査の結果を利用する上でより良い保全措置を準備すべきだと勧告している。保全措置の運用をモニターする（サンプリング手法を使用）ために例えば一つの手法が導入されても良い。

FEZ 部門が政府高官に監査結果を報告すべきか否か評価すべきだという Hafir の要求にはどの省も満足していない。幾つかの省では役員会など比較的独立しているグループがその評価を行っている。オランダ会計検査院は、この件に関して未だ決定が成されていない省については政策部門から独立している組織内の一部署が決定を下す事を提言している。

多くの FEZ 部門は自分の省が新規の政策に対し事前評価を行ったのか、または、十分な考察を加えた上で事前監査を行わない決定を下したのか適確に示していない。オランダ会計検査院は全ての省で、政策の提出時及び改正時にそのような考察が職務的強制をもって成されるよう勧告した。FEZ 部門は政策が提出及び改正される旨の報告を受けた時点で、事前評価の申請を確認できる。（成果の一つは事前監査を行わない決定について妥当な説明が成される事。）FEZ 部門は財政的影響を持たない新規及び改正された政策について常に情報を与えられる事を確実にする必要がある。

多くの FEZ 部門が、政策評価ツールの論理的利用に対し組織的な熟慮を払っていない事が分かった。オランダ会計検査院は各省の FEZ 部門がこの問題に関してもっと配慮を払うように提言する。指標と、組織的見直し及び評価は、オランダ会計検査院によれば、それらツールが補完的であるがゆえに特別な注意が必要である。

FEZ 部門の評価機能実施の全体的な実態には、各省の間でかなりの違いがあることを明らかにした。防衛外交省（BuZa）は比較的順調であったが、内務王室省（BZK）と厚生スポーツ省（VWS）、住宅空間企画環境省（VROM）、運輸公共事業水質管理省（V&W）はまだかなりの努力が必要と思われる。

財務大臣は監査の広範囲な側面に協調的回答を提出している。他の省もそれぞれに補足的な回答を提出している。BZK 大臣だけが協調的回答に対して同意していない。現行の法規に対するオランダ会計検査院の解釈のせいで、監査基準には共通の根拠が欠けているというのがその意見である。評価機能に関する FEZ 部門の職務は、法規の限定された部分だけを実施すればよいという考え方だ。大臣が構想する評価機能の実施は不適當であり、BZK 大臣だけがそのような制限を設けている事は遺憾であるというのがオランダ会計検査院の

意見である。オランダ会計検査院は BZK 省内で FEZ 部門がこの分野で職務の実施を果たす機会には十分にあったと考えている。

財務省の回答とオランダ会計検査院の反応

財務大臣は、現行法規の中で最近定められた規準の幾つかは十分に明確でないと認識しているとの回答をだした。大臣は既に改善に着手している。

VBTB についての提言は、政策評価の範囲に関する規準の詳述に必要な幾つかのガイダンスを提供しているようだとの財務大臣は述べている。オランダ会計検査院は更なる進展に向かってこれは良い出発点になると確信している。そして、もし範囲を有意義なものにしようとするならば、政策分野は適切に詳述されるべきだと強く主張している。財政大臣は事前評価に求められる質の高い要求は事後評価にも適用されるべきだという点において会計検査院と同意見だとしている。また大臣は、お互いの組織の長所を学ぶことにより評価監査の質と利用を高めていきたいと希望し、省間での業績データと政策評価支援グループなどの手段を通じて助長していきたいと語った。オランダ会計検査院は、多くの省は評価監査の質と利用を高めるには良い保全措置が必要かつ重要だという事を理解している、そしてこの分野でも行動を起こして行くだらうと述べた。

財務大臣は、オランダ会計検査院の監査は事前評価監査の新たな推進力になり考えており、それは多くの場合、代わりの政策手段を考慮する上で不可欠な要素となる。大臣は概念上の枠組みを明確にしたいと望んでいる。司法省、BuZa、教育文化科学省（OCW）及び VWS は、政策の提出または改正時に求められる事前評価の遂行に関する職務的熟慮には何の付加価値も認められないとしている。司法大臣と Buza 大臣は、事前評価と離れた別のツールが新政策の質を高めるのに有益な貢献ができると述べた。オランダ会計検査院の意見は職務的な評価(アセスメント)は儀礼的なものであってはいけないうし、単なる官僚的行動であってはいけないうものである。しかし、事前監査は政策準備の質を保証する非常に重要なツールなので、利用にあたっての検討は強制的なものにすべきだとオランダ会計検査院は確信する。検査院は、「最適ミックス」が更なる操作可能性を必要としている事が結論として裏付けられた。省間のワーキンググループがこの点において更に努力を重ねてくれれば有難い。用語、「最適ミックス」の有力な定義は、政策評価にあたっての評価ツールの更なる効率的な利用は重要な出発点だという事である。

財務大臣は、また、規範は FEZ 部門が強制的権限をもって「厳格な実質的なガイドの役割を担う」と解釈できると述べた。オランダ会計検査院は、財務大臣と同じく全ての職務が FEZ 部門の義務ではないと考えているが、もし他の関係者が実施に関して責任を負っているならば、そこには評価機能に対する最終的な責任を FEZ 部門が負い続けるという十分

な保全措置がなされるべきだというのが我々の意見である。何人かの大臣からのコメントに対する返答として、オランダ会計検査院は、FEZ 部門が職務を実施した場合にだけ監査を行うもので、評価監査そのものの質については何の結論も引き出されるものではない事を強調したい。

(付属資料1)

2002年度 農業・自然管理・水産省の予算項目

1. 農村地域の強化

- 1-1. 農村地域の強化（地域政策）
- 1-2. 養豚農家の再編成・砂土壌地域の改善推進
- 1-3. 農村地域の自然
- 1-4. 市街地の都市内部及び「都市周辺の緑」
- 1-5. 農村地域における多様なリレーション機会の実現
- 1-6. 国際的視野からみた自然

2. 生態系中心構造地域の実現（取得および整備）

- 2-1. 生態系中心構造地域の取得：土地
- 2-2. 生態系中心構造地域の取得：水域
- 2-3. 生態系中心構造地域の整備：土地
- 2-4. 生態系中心構造地域の整備：水域

3. 生態系中心構造地域の実現（管理）

- 3-1. 生態系中心構造地域の管理

4. 経済的展望のある農産物チェーン

- 4-1. 総合農産物食品の競争力の強化
- 4-2. 畜産農業の再編成
- 4-3. 施設園芸の再編成および持続可能なエネルギーの使用
- 4-4. 漁業の再編成

5. 持続可能な生産方法の促進

- 5-1. 有機農業の促進
- 5-2. 環境基準に合致した動物性肥料およびミネラルの使用による環境への負荷の削減

5－3. 作物防除方法による環境負荷の削減

5－4. 動物の福祉の改善

5－5. 生態系に留意した持続可能な漁業

6. 食品の安全，食品の品質，動物の健康

6－1. 動物の健康レベルの維持・改善および動物の疾病の効果的防除

6－2. 消費者保護のための食品安全の促進および食品の質の向上

7. 知識の向上と革新

7－1. 関連の専門学術知識の維持

7－2. 革新的知識の掘り起こし

8. 知識の提供

8－1. グリーン関連教育設備の品質の確保

9. 知識の普及

9－1. 教育の内容

9－2. 適正な教育と柔軟性

9－3. 教育の刷新

9－4. 国際教育

9－5. 情報提供

10. 名目および予備

11. その他

11－1. 解放

11－2. 国際機関会費

11－3. 欧州連合の規制の実施

(注) 1, 2, ... というのが「一般政策目標」(general goals)であり, 1－1, 1－2, ...
というのが「実施目標」(operational goals)である。

(付属資料 2)

2002年度 予算書

05 持続可能な生産方法の促進

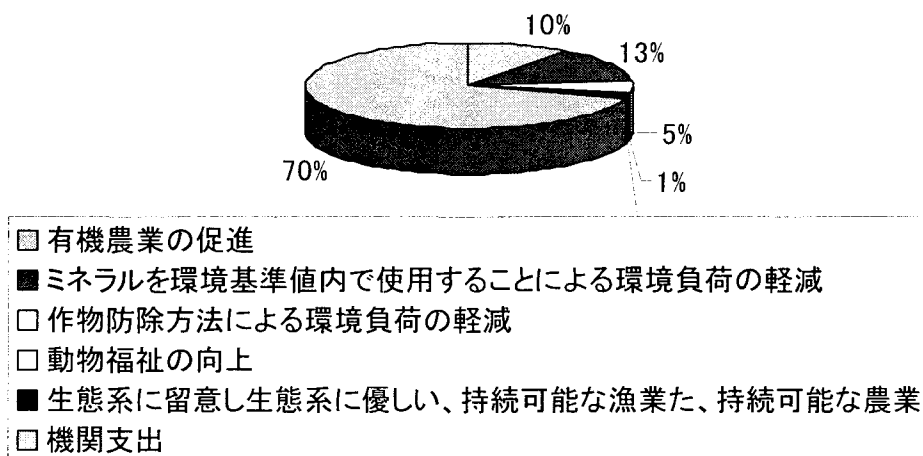
全体目標

全体目標は農業、漁業の各分野に於ける持続可能な生産の促進である。後者の分野に於いては、特に水中生態系の保全能力に留意した漁業の促進ということになる。

生産業界は今後数年間、一般社会の、生産品と生産方法に対する期待に応えるため、大きな努力をしなければならない。この期待は、例えば食品安全性に関するものであり、また動物の福祉、自然や環境に関するものであるが、急速に大きくなってきており、業界にとっては<生産ライセンス>を形作るものとなっている。この状況に適応し、一般社会の望むものと、業界の提供するものの間の<不足分>を埋めていくことが、業界自身にとって最も重要なことである。

政府は、一方では明快な枠組み規定を設定し、他方では持続可能な生産の方向に進むよう奨励することで、この過程を支援する。これは政策項目第4の業界再構成の促進とも関連しており、これはもちろん持続可能な生産に寄与するものである。

グラフ8: 実行目標と実行機関の2002年度予算中の割合



実行目標

05.11 有機農業の促進

政策文書「有機農業2001－2004」の目標は、自力で国際競争力を獲得し、一般社会と供にあってヨーロッパの中でも手本となるような、持続可能な業界に向けて、発展していくことである。そのために採る方法は、需要を大切にするやり方である。一般市民と消費者の望みを指標とし、農業食品総合業界の方向性を定める。最も重要な政策としては、需要を大切にする農産物チェーンのプロフェッショナル化、最適な透明性を持ち、かつ完璧な有機生産品チェーン、知識技術の開発と普及、第一産業の有機生産促進である。

目標値

政策文書に設定された質的な目標は、2010年には有機農業作付面積を全体の10%にするという、方向性を示す量的な目標値に〈翻訳〉される。この目標値は年間増加率20から25%を意味する。有機農業の広がり、作付面積だけに現れるわけではなく、土を使わない農業の増加の中にも現れてくる。目標は、温室施設園芸や、畜産業界にも適用されるものであるからである。

政策上重要ポイントである〈需要を大切にする農産物チェーンのプロフェッショナル化〉に関しては、当事者間で協定が結ばれ、2004年にはオランダ全体の消費額の5%が有機作物であるようにするという目標が定められた。開発されたチェーン・ビジネス・プランを基に（2001年に完成）前述の目標は今後数年の成長予測の形で表される。

適用	2002 年度目標値
ha で表される増加度	6,600-9,000
企業〔訳注：農家も1企業として〕数の増加	350-475
R S B P〔有機生産促進規定〕による増加，ha 単位	7,300

政策手段

農水省は2002年に次の政策手段を執る。

* 農産物チェーンのプロフェッショナル化：これは2002年には特に2001年に設

定された、酪農製品、馬鈴薯、野菜と果物、肉類、調理品及びパンのためのチェーン・ビジネス・プランの実施、そして農水省がこの業種の発展を促進する方策に重きが置かれる。それと共に、2002年には業界と共に開発したコミュニケーション計画を実施する。

- * 知識の開発と普及。
- * 第一産業生産品有機生産の促進：農業者が、慎重に計画して有機農業に転換する事を促進するため、ビジネスライクな開発計画作成を経済的に支援する規定が設けられる。

05. 12 環境基準に合致した動物性肥料およびミネラルの使用による 環境への負荷の軽減

目標は、肥料市場のグローバルなバランスの取れた状況を目指すことにある。この状況は‘畜産業界の再構成’の04. 12, ‘実行目標’が実現されたときに現実となる。農業における持続可能な生産に達するために、園芸や農業におけるミネラルの使用は環境枠組み条件の範囲内で行われなければならない。肥料及びミネラルの使用（窒素とリン酸）は、土壌および地表水の環境基準を超えない量に抑えなければならない。事業体における放出基準を越えてはならず、2002年の基準（中間基準）及び2002年以降の期間の基準（最終基準）に従い、オランダ農業界内でのミネラルの需要と供給のバランスを計らなければならない。

目標値

適用	2002 年目標値
放出基準を越える農家数	0

MINAS [ミネラル登録システム] 課税は、農家のミネラル過剰を抑える方が、課税額を支払うよりも安価に済むために、農家が放出基準を守るであろうと期待される額に定められる。2003年までは累進課税になっており、そのため、全課税が重税であるわけではない。このため、2002年にはこの税収入が見込まれる。

ミネラル課税は何年かに渡って相殺計算することができる。これは、支払った税金を、その後の年に放出基準を下回ることによって取り戻すことができることを意味する。

目標値達成か、あるいは値を外れるかの指標。

- (1) 税を支払った農家数。
- (2) 支払われた税の総額。
- (3) 農家毎に支払った課税によるカテゴリー別頻度分布。
- (4) 認定された輸出量，認定された堆肥処理量（全て，堆肥中の窒素量を kg で表したもの）を含めた，堆肥契約の推定処理容量（過剰堆肥計算に従った）に対する，実際に結ばれた堆肥処理契約の量との比較。この計算には，全堆肥生産量ではなく，生産年度に先立って推定された窒素生産量の 90 % が，確定された堆肥処理容量でカバーされていれば良いのである。
- (5) 結ばれた堆肥処理契約の量と M I N A S [ミネラル登録システム] から明らかになる，実際に処理された窒素量との比較。M I N A S はその会計年度の翌年 9 月 1 日までに B H F [徴税局] に申告する。これにより，早ければ，その会計年度の翌年に，限られた数の抜き取り調査が可能になる。そのまた翌年にはよりよい全体像を掴むことが可能である。システム基準の遵守：監視資料 A I D [一般検査局]（1 日許可量；処理契約の無い生産量）。

政策手段

- * 堆肥処理合意書
- * ミネラル課税
- * 知識の開発と普及
- * 情報提供と研究

0 5 . 1 3 作物防除方法による環境負荷の軽減

実行目標は植物栽培業界向けのもので，4 つの要素から成る。

- * 化学的作物防除剤の使用を，この薬品を注意深く，抑えて使用することにより，最低限にまで削減させる。
- * 環境中への放出のさらなる削減を計り，2010 年までに‘無視し得るリスク’のレベルへの第一歩を記す。
- * 一般市民の健康，環境および労働者保護に関連する，作物防除剤用の現行規定（2003 年の改訂放流規定も含めた）の遵守度改善。第一次産業事業主の，環境や一般市民の健康に関する規則遵守を促進し，労働基準法にある法定基準を，業界に適応する規定に還元することにより，まだかなり大幅な改善が期待できる。

- * 個人個人の栽培業者の考え、手法を一新することによる総合的な作物防除法のさらなる開発と全業界への導入（長期的には総合的栽培法にと成長）。

目標値

2005年には作物栽培混合ビ農家（牧草地を除く）の90%は、政府の基準に従った総合的作物防除農家の認証を得る。2010年には100%が、2002年の最高のレベル（プラスパッケージ2002レベルにて規定）で認証を受ける。

1998年と比較した環境利益は、2005年には75%、2010年には95%になる（環境指標に基づく）。この際の重点は2010年までの期間中に、その前半において政策を徹底させることである。

これを2002年に当てはめると、2002年中に全農家中の15%（＝6000農家）が認証を受けることになる。この際の指標は、それまでに認証済みの全農家数に対する、認証授与に至った作物防除計画の数である。

政策手段

1. 知識政策の改正

知識開発／研究：作物防除の研究には2つの目的がある。それは；

- * 環境負荷を軽減する作物防除法の開発。
- * 政策を、農家レベルで実地可能な／技術的な規則に、＜翻訳＞する可能性を増大させる。

知識の普及／情報提供と教育：農家レベルでの総合栽培に必要な知識を、業界全体に普及させることによる、総合栽培の促進。そのために専門のアドバイザーがその知識を農家レベルで提供、特に作物防除計画の作成に助言をする（認証を受けるために必要）。

2. 許可政策

現行の許可政策の改正とともに、2つの新しい手段がある。

- * 第三者によって申請された、農薬の些少な適用を許可する事を支持（少量適用基金）。
- * 自然素材の作物防除剤（GNO）の許可を支持。

3. 遵守

未認可の農家を重点的に検査し、目的をはっきりさせた監視法により遵守状況を良くする。(リスク分析や追跡調査の結果により、または認可機関を監督する、後部ラインからの監視を設けることにより)

05. 14 動物の福祉の改善

この実行目標の下に、全国動物検査部門(L I D)への年間出資額(20万ユーロ)と押収物資(IBG)の枠組みへの年間出資額(40万ユーロ)の予算が組まれる。その他にも動物福祉の分野で制定された一般行政規制に基づくプロジェクトに対しても、年間40万ユーロの予算がある。

近々、動物福祉文書「動物愛護」が発表される予定である。

従って、本予算書にはまだ目標値や政策手段は盛り込んでいない。

05. 15 生態系に留意した持続可能な漁業

実行目標は3つの分野に分けられる。

- * 予防的な体制を基礎にし、生態系への影響を抑制する、責任の持てる漁業。
- * 自然な小生活圏の維持と回復や、希少鳥類への十分な食糧確保にも留意した、節度ある貝類漁業。
- * (国の)内海での統合的魚介類量管理。

目標値

海洋漁業

適用	2002年目標値
監視船バルント・ピースフーブルの実効海上日数	200
資産計量のプロトタイプの開発	完成

沿岸漁業

適用	2002 年目標値
オースタースヘルド海域砂州上のザル貝肉リザーブ量	4.1 (百万 kg)
ワデン海砂州上の貝肉リザーブ量	10 (百万 kg)
ワデン海及び北海沿岸海域のムール貝、ザル貝、スピシュラのリザーブ量	8.6 (百万 kg)

(国家) 内海での統合的魚介量管理のため、2002年の目標値に達するための魚介量管理の責任は、魚介類量管理委員会を通じて全国の職業的漁業者、釣り愛好者その他の関連各者伝えられる。

政策手段

漁業分野では次の政策手段が使用可能である。

- * 調査と評価：調査は魚介量の維持と改善のための指標を提供し、漁業の選択肢増大のための代替案を模索する。魚介量調査によって魚介類の量的規模を理解し、鳥類の食用としての貝類の量を差し引くと、漁業の捕獲可能量が出る。同時に、漁業の、例えば鳥類の存在に与える影響などの調査もする。
- * 立法、規則制定。
- * 管理：一般検査部門により、法や規制が遵守されているかどうかを検査、管理する。2002年には海上警備が、そのために特別に建造された監視船バーレント・ピースフーブル号によって、強化される。
- * 共同管理および総合的魚介量管理：さらに広げられていく共同管理システムにより、農水省は漁業界をヨーロッパの漁業政策にも、オランダ国内漁業政策にも、より緊密に関わらせようとしている。
- * 国内水域の使用権貸し出し及び許可：2002年の予測収入2百90万ユーロ。

同政策の予算に与える影響

1000 ユーロ単位

05 持続可能な生産方法の促進	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
-----------------	------	------	------	------	------	------	------

義務	119,013	88,229	116,723	106,155	98,294	96,818	97,135
支出	92,234	90,009	110,158	106,200	97,565	90,036	89,986
プログラム支出	30,219	22,291	33,199	33,716	28,240	23,361	23,311
U0511 有機農業の促進	10,765	9,254	11,557	13,863	13,885	7,477	9,627
U0512 環境規制範囲内での 動物性肥料やミネラルの利用 による環境負担の軽減	15,995	9,460	13,874	10,834	6,828	7,403	7,222
U0513 防除法による環境負担 の軽減	107	295	5,652	7,009	6,196	6,818	4,799
U0514 動物福祉の向上	1,217	1,734	1,380	1,274	1,095	927	927
U0515 生態系に留意した持続 可能な漁業	2,135	1,548	736	736	736	736	736
機関維持費	62,015	67,718	76,959	72,484	69,325	66,675	66,675
U0521 機関費	21,827	20,754	31,487	31,110	30,892	30,897	30,897
U0522 各部門の資産と負債	40,188	46,964	45,472	41,374	38,433	35,778	35,778
収入	37,848	43,508	25,983	20,210	17,310	16,570	16,201

説明

プログラム支出は成果資料によって、後述、説明する。

機関費は AID [一般検査部門] と農水省政策部に関するものである。各部門の資産と負債の支出は徴税局, LASER [農村部サービス], および植物病疫学部門に関するものである。

機関費に関連する数字 (金額は 1000 ユーロ単位)

	2002 年予算		
	平均人数	平均金額	合計
農業部門人件費	41.0	54.9	2,249
漁業部門人件費	69.9	61.4	4,289
A I D 人件費	351.7	45.4	15,959

資材費	8,444
その他機関*	547
徴税局への支出	29,739
サービス	11,861
L A S E R への支出	3,871
機関費合計	76,959

*これは、その他の人件費および退職者に関する費用。

収入はM I N A S 課税に関するものと、E U からの、例えば有機農業や、農業製品の加工と販売、および、E U - 人口統計学的規則等から来るものである。同時に、認可や土地及び漁業権の貸与収入も予測している。

2002 年度収入（1000 ユーロ単位）

合計	25,983
ミネラル課税	7,260
E U よりの収入	12,025
その他収入	6,698

成果の資料による 2002 年度プログラム支出の説明

0 5 . 1 1 有機農業の促進

政策手段	成果	成果毎の値段	合計 (1000 ユーロ単位)
第一次産業製品の有機生産奨励	380ha	17,189 euro	6,541
農産物チェーンのプロ化			1,259
ビオロジカ・プラットフォーム			408
広報			726
保証			2,269
品質ケア			354

05. 12 環境規制範囲内での動物性肥料やミネラルの使用による環境負荷の軽減

政策手段	合計 (1000 ユーロ単位)
持続可能な農業	6,807
旧規制 S M K / 知識開発の最終支出	7,067

説明

広範な知識開発および情報提供は2003年までの予定である。農業者はこれにより、ミネラル過剰を予防するための農家経営上の方策を知ることができる。

05. 13 作物防除による環境負荷軽減

政策手段	成果	成果毎の値段	合計 (1000 ユーロ単位)
知識政策 / モニタリングの改正評価			2,657
小規模適用基金	申し込み 40	17,017 euro	681
G N O [自然素材の防除剤] 許可政策	申し込み 10	113,445 euro	1,134
維持 (監視強化)			908
K C B [品質管理] 作業			272

05. 14 動物福祉の向上

政策手段	合計 (1000 ユーロ単位)
各種規制	790
L I D [全国動物検査部門]	182
I B G [情報管理グループ]	408

05.15 生態系に留意した持続可能な漁業

政策手段	合計 (1000 ユーロ単位)
調査／評価／監視	600
共同管理／総合的魚介量管理	136

予算の柔軟性

金額 1000 ユーロ単位	2002	2003	2004	2005	2006
全項目の支出	110,158	106,200	97,565	90,036	89,986
2001 年までの規定による支出	11,959	6,405	4,869	3,773	3,274
2002 年から始まる規定による支出 (内、機関費)	98,199	99,795	92,696	86,263	86,712
	76,958	72,484	69,325	66,675	66,675

説明

機関費はその性格上、短期的には柔軟性がない。これから始まるプログラムの支出の大部分は有機農業（「2001－2004年有機農業政策計画」と作物防除（「健康な栽培の見通し」文書）の分野での目標を達成するために必要なものである。

仮定

有機農業分野での最も重要な仮定は、有機作物市場が（国際的に）成長市場であり、消費者がそのために（限られた範囲内の）高額出費を惜しまず、有機農業が良いイメージを保ち、他製品との差別化が長期的に可能である、ということである。さらに、共同での対策や市場当事者間の協力（チェーン・ビジネス・プランとして表される）が、個人的な対策よりも効果的であり、それぞれのチェーンで高能率化を計ることが可能である、ということである。

ミネラル処理合意書とM I N A Sを通じた、ミネラル政策の良好な働きには、業界内の支持と共に国内堆肥市場の総合的なバランスを取る必要がある。

作物防除に関しては以下の仮定が用いられる。

- * 市場が政府基準に基づく認証システムを受け入れ、認証化を促進する。
- * 第一次産業界の支持が持続する（同業界のビジネス経済的發展を含めて）。
- * 業界自身が、効果的な作物防除対策の提供が可能なように責任を持つ（政府の枠組規制の範囲内で）。
- * 消費者が関心を保ち続け、促進的ファクターとなる。
- * 病害発生リスクが極端に増加（例えば、輸入、有機的な進展や耐病性の問題などで）しない。

動物福祉政策にとっては、社会的関心が継続して保たれ（価値観と規律）、投資意向を支えるような経済的展開が有ることが重要である。

漁業にとっての重要な仮定は、業界が共同管理によって持続可能な漁業に肩入れし、地域の当事者間で、統合的魚介量管理に至るような合意を取り付けることである。

農水省の責任

農水省は、持続可能な生産促進に関しては、目標や目標値の設定のシステムに関して責任を持つ。同時に、農水省は政策手段の導入とその働きの成果に責任があり、国際的な規制順守にも責任を持つ。

V B T B [政策予算から政策責任まで] の成長過程

遅くとも2003年度予算には、動物福祉に関する目標値と手段が組み込まれる（「動物愛護」文書に組み込まれるであろうと同様に）。持続可能な農業を強化するための方法は農業革新政策の枠組みの中で導入される。革新目標や目標値の設定、手段や予算設定は、2003年の予算までには行われるであろう。

(付属資料 3)

2 0 0 2 年 度 予 算

0 6 食品の安全，食品の品質，動物の健康

一般政策目標

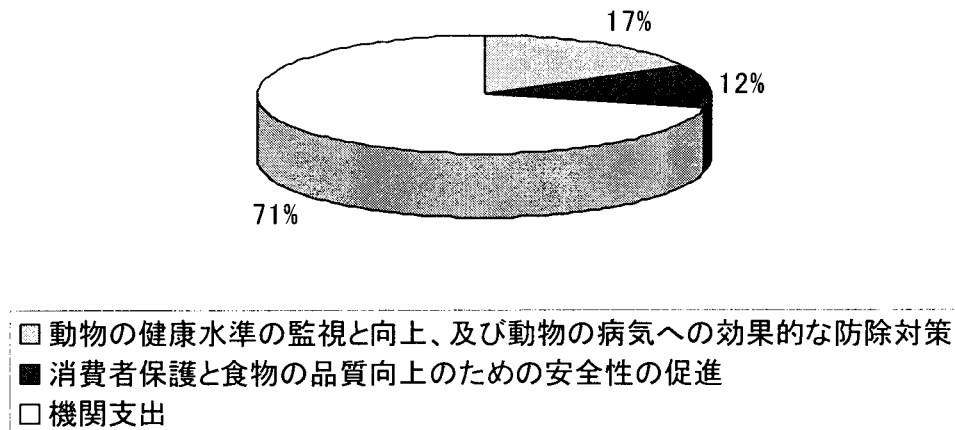
本文は食品安全性の確保，食品の質の向上，動物の健康促進に関するものである。政府政策の中心的目的は，食品が安全性や品質の面で，高度な要求を満たしているという信頼感を消費者が持てるようにすることである。このために政府，生産者，消費者が，それぞれの責任を負う。

政府は製品や生産工程が満たさなければならない条件を，立法や規制によって決め，それが守られるように監視する。設定された条件内で，生産者は安全な食品生産の第一責任者となる。このためには全ての生産段階で危機管理対策を採り，一つの段階から次の段階に移る毎に安全保証度が強化されるようにする必要がある。その際，原材料，半製品，完成品の追跡を可能にすることが必要不可欠である。

獣医学的目標は，人間にも危険を及ぼす動物の病気（動物原性感染症）の存在を考慮に入れつつ，動物性製品の安全性向上，オランダの家畜健全性のさらなる向上，家畜病防除を効果的に行うこと，効果的かつ効率的な獣病害防止組織の設立である。この目標達成のためにはリスクを見極めることができ，そしてそのリスクを最小限に留めるための設備を整えることが必要である。豚コレラ，狂牛病，口蹄疫，ダイオキシン問題は，本政策の形成に大きく関与している。

食品安全性および動物保健政策に関しては内閣文書「食品とグリーン（議会書類 II，1999-2000, 27 232, 番号 1-2）」にさらに詳しく述べられている。また，ワイフェルス Wijffels 委員会の報告書「畜産業界の将来」も動物保健と食品安全性に関する多くの改善点を提示している。同様に「動物保健政策決定」や政策文書「変化する状況下での安全な食品」もこの方面に於ける政策が，今後どのような方向に向かうかを示している。

グラフ8：実行目標と実行機関についての2002年度予算中の割合



実施目標

06. 11 動物の健康レベルの維持・改善および動物の疾病の効果的防除

獣医学的目標：

- * 動物性製品の安全性向上
- * オランダの家畜健全性のさらなる向上
- * 獣病害の効果的防除と監視
- * 効果的かつ効率的な獣病害防止組織の設立

病気の懸念、あるいは発生に伴う、監視および対策に関しては、法で防除が定められた動物病に限り、「動物保健基金」の予算に盛り込まれている。

上記の目標達成のためには、リスクを見極めることが必要である。また、良好に機能する、民間の流通チェーン保証システムの開発が望まれる。チェーンの中では、既に様々なシステムが開発されている。しかし、特にチェーン上の様々な段階間のシステムが統一されておらず、責任の所在が確定しておらず、（民間）チェーン上の、透明性のある処罰政策に欠けるため、まだ流通チェーン保証システムとは呼べない。

目標値

この実施目標の目標値は量的なものである。

- * 2002 年には羊と山羊用に設定された（初歩的な）I&R〔特定と登録〕システムが機能しており、既存の牛と豚用 I&R システムの最適化が始まった。その後の時期に、羊および山羊用 I&R システムをさらに整備する。
- * EU の「獣病害フリー」ステイタス：aujesky・フリー・ステイタスまでの拡大（第 9 条）。
- * パラ結核発生の減少。
- * オランダ国内では第一産業者も家畜集散地においても、決められた清掃、殺菌法を守る。
- * 獣病害の発生に伴う獣取引禁止の予防および撤回。

政策実施方法

特定と登録：動物健康の促進や食品安全性の向上のための良好なシステム構築用の資金拠出においては、全生産チェーンの漏れ無き管理（トラッキング&トレーシング）が要求される。この一環として、I&R〔特定と登録〕システムは決定的な役割を持つ。この関係において公的な役割と民間の役割の分割が行われ、牛、羊、山羊用の新 I&R システムが構築される。2002 年にはこのために 7 百万ユーロが必要であると見られている。

基本的モニタリング：死亡動物の切片を使って死因を研究し、動物保健状況を把握すると共に、感染性の動物病を見逃すことの無いようにする。農水省はこの研究費の援助をする。このモニタリング・プログラムは「動物保健局」が実施する。このために、2002 年には約 3 百万ユーロが見積もられている。

「P 7 9」

動物原性感染症撲滅プログラム：スクラピーをある期間内に撲滅するため、スクラピーに耐性のある種の羊のみを投入する形で撲滅プログラムを実施し、2004 年からはこの耐性のある子羊のみが市場に出るようにする。この長期プログラムの遂行には 4 千百万ユーロがかけられ、その内一部を政府が負担する。牛に於けるパラ結核対策にも長期プログラムがたてられ（費用千 4 百万ユーロ）、産業界と共同出資する（半々に拠出）。2002 年のスクラピーおよびパラ結核対策費用は約 6 百万ユーロである。

研究：農水省は動物病防除に重要な役割を果たす幾つかの獣医学的研究に出資する。とくにこれは診断方法の改善、例えば動物生体における狂牛病テスト開発の可能性の研究、指標ワクチンの開発などである。このため、年間 3 百万ユーロを用意する。

動物病フリー保証：欧州同盟外の貿易相手国との動物病フリー保証については、獣医局

長 Chief Veterinary Officer レベルで貿易条件を決定し、合意する。これらの国々との、動物病や食品安全性問題に関する、迅速かつ頻繁な連絡が、その際重要となる。輸出をするためには動物保健状況の情報が提供されなければならない。

感染症防除組織の維持：農水省は、法で定められた防除すべき動物病発生時に、人手や専門知識を、迅速かつ適切にその病害（例えば豚コレラや口蹄疫）対策に利用できるよう、対策マニュアルの作成や改善、演習などの費用を負担し、有効な防除機関の存続費用を負担する。RVV〔国立家畜食肉検査局〕およびGD〔動物保健局〕の常設有事対策組織維持費用は年間約2百万ユーロである。家畜病害発生時の対策費は動物保健基金に盛り込まれている。

法規制整備は動物病防除と、家畜および動物性製品の取引における動物健康保証の面で今後とも重要な役割を果たす。国内規制の多くは欧州同盟の指針や条例に基づいている。しかし、それに平行して、動物健康状態の管理や動物病の蔓延予防のための国内規制も重要である。これは、豚出荷規制の場合が考えられる。「動物病社内管理法」と「洗浄場所浄化殺菌法」である。RVV〔国立家畜食肉検査局〕とGD〔動物保健局〕の年間監督費は約5百万ユーロと見積もられている。

0 6 . 1 2 消費者保護のための食品安全の促進および食品の質の向上

一般政策目標には、消費者にとって安全な食品生産用の周辺条件を設定するのは政府の責任である、と謳われている。このため、政府は製品と生産工程が満たさなければならない条件を設定する。これは政府が食品安全性の面で問題が起こるのを防ぎ、また違反の際には適切な介入ができるような、積極的な役割を担うことを示唆している。同時に政府は第一次産業の市場原理に則った生産（製品においても、生産方法においても、消費者や社会の要望に合わせた品質の食品）を促進する。

目標値

- * 2002年には、オランダ食品オーソリティー(NVA)が、食品安全性の分野の研究、情報交換、監督に関する公的責務の元締めとなる。
- * 食品安全性分野での事故発生時の対策に関する体系的コミュニケーション法の構築。
- * 幾つかのチェーンに既に存在する監視態勢を、動物性食品も植物性食品に関しても、徹底調査する。

- * 2002年初頭に終了する「獣医学的保証システム強化プロジェクト」の結果に基づき、食肉検査の近代化を推進する。

政策実施方法

NVA〔オランダ食品オーソリティー〕の創立：食品の質と安全性は複雑な政策領域に属する。食品安全性を最大限に守り、また改善するため、政府内に食品安全性を守るための新体系を構築する。その中心的役割を担うのがオランダ食品オーソリティー（NVA）である。内閣は2001年7月13日にNVAの当座の課題と責任とを規定した。NVAは全体が首尾一貫したものとなるよう監督し、三つの主な流れである調査研究、監視監督、コミュニケーションの、公的役割の範囲内での活動計画を立てる責任を負う。

食品安全性の枠組みの中での調査研究：食品に関する、また食品の機能や様々な内容物および物質の健康に与える影響に関する知識は、学術的、技術的発達のために、常に流動的なものとなっている。食品が安全かどうかを判断するためには食品の安全性および質におよぼすリスクの研究をする。それは次のような項目に分けることができる。

- * EU監視プログラムの枠組みの中で、基準値設定の根拠づけのため、そして原材料中の、あるいは食物および動物性製品中のある種の物質の基準値超過の有無を判断するための調査研究。（例：動物性製品中の汚染物質あるいは動物用医薬品の残留物質）
- * 動物および動物性製品のBSEの有無を調べる研究（迅速なBSEテスト）
- * 新しい、未知の食品安全性に対する脅威を早急に発見することのできるシステム構築のための研究。（エマージング・リスク・アイデンティフィケーション・システム）
- * 流通チェーン保証システム制定の可能性を探る研究。2001年に行われた全体調査を基に、2002年には第一産業部門における危機管理システム導入の可能性を最終的に探る。優先順序は、2001年に実施された、植物性および動物性製品における可能性を探る第一全体調査の結果を基に決められる。第一産業部門や畜殺段階をも含めた全ての生産過程を網羅する大規模な危機管理システム導入には、より長い期間が必要となるであろう。

これら4種の研究調査は幾つかの研究機関、例えばRikilt、IDレリースタット、LEI〔農業経済研究所〕等で行われ、2002年用には、本文により、約5百万ユーロが準備されている。それとともに、政策文書7、「知識の発達と革新」においても研究費が計上されている。

危機評価：最終的には全ての生産チェーンについて、原材料の成分から最終製品に至るまでの調査をし、それぞれの生産過程におけるリスクを明らかにする事が目標である。この調査の第一の目的は、チェーンの中で人間や動物にとって最も重要な危険の監視システムの再構成（より効果的でより効率的に）に至ることである。ここではチェーン中の迅速な追跡可能性を実現するためにどのような条件を付けることが必要であるかも検討する。2002年には豚（食肉）、牛（乳製品、食肉、動物）および養鶏チェーン（食肉、卵）の全体調査が終了する。このチェーンの全体調査には百万ユーロが用意されている。

危機コミュニケーション：食品安全性は今後数年間の政策の中で変わることなく最重要事項であり続けるであろう。その中でも事故発生時の明確なコミュニケーションを重視する。ダイオキシン危機やBSE対策においても、事故発生時には市民に遅滞なく信頼の置ける情報を提供し、その際、体系的な提供方法となるよう考慮することの大切さが確認された。そうすることにより、消費者も情報の価値判断が容易になる。このプログラム施行のため、3百万ユーロが準備された。さらに「オランダ食品センター」に運営助成金として2百万ユーロが支給される。

バイオ技術に関する基本的考え方は統合文書バイオ技術（TK2000-2001, 27487, 番号3）の中に示されている。2002年にはこの政策の重要な部分が形を整えるであろう。オランダではバイオ技術利用に関して議論が多い。この議論を体系的なものにするため、2001年に公共ディベート「食事と遺伝子」が始まった。このディベートの一部は－おそらく－2002年まで続くであろう。臨時委員会「バイオ技術と食品」は2002年初めにこのディベートの結果を、必要とあれば委員会の提案も添えて、農水省の大臣に報告する。国会はこのディベートの結果報告を受け、必要とあれば次の活動の提示も受ける。2002年度の予算は2百万ユーロである。

家畜飼料、家畜および食肉（加工品）の品質と安全性を保証する事が可能となるように、RVVが検査、（畜殺場の）証明書発行、コントロール活動（輸出入および衛生面）を実施する。RVVの2002年度総予算は9千7百万ユーロと見積もられている。維持管理はAID〔一般検査局〕によって行われる。

[表] 政策の予算上への現れ

単位：1000 ユーロ

06 食品安全性，食品の質 および動物保健	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
義務づけられた金額	303,006	409,086	159,871	156,307	157,772	157,773	15,773
その内，保証費							
支出	313,470	9,076	159,765	156,307	157,772	157,773	157,773
プログラム用支出	179,050	421,968	46,150	41,870	41,887	41,887	41,887
U0611 動物健康レベルの維持 と向上，および動物病の効果 的防除	13,186	243,419	26,664	22,323	22,323	22,323	22,323
U0612 消費者保護のための食 品安全性の強化と食品の品質 向上。	165,864	156,732	19,486	19,547	19,564	19,564	19,564
組織維持費	134,420	86,687	113,615	114,437	115,885	115,886	115,886
U0621 組織	134,420	178,549	113,615	114,437	115,885	115,886	115,886
収入	112,541	178,549	117,454	119,034	93,195	93,195	93,195

評価

動物保健政策は4年後に評価付けされる。動物病防除政策は事故発生後に評価付けされる。口蹄疫の評価は2002年初頭に報告される。

同時に，成果の定義付けの遅れを取り戻す努力がなされ，情報管理組織との間の合意が計られる。RVVとGDによる規制の施行は，その業績の数字で評価される。

評価

競争力強化のための政策実施方法の効果評価調査を3年に一度行う。この次に行われるのは2002年である。目標としては2001年末にWHV〔養豚業界再構成法〕の評価を下院に送る事になっている。2002年には堆肥法の評価が行われる。AmvB〔一般行政規

制] 施設園芸のモニタリング（毎年）が行われ、RSG [施設園芸構造改革規則]（適用時）、倉庫業車（毎年）、インフラストラクチャー規制（毎年）、Stidug [維持可能な施設園芸地域構成促進]（適用時）、税制政策もモニタリングされる。AmvB 施設園芸の評価が行われ（2003年、2005年、および2010年）、研究（プログラム・サイクル毎）、啓発（プログラム・サイクル毎）、デモンストレーションおよび革新プロジェクト（プログラム・サイクル毎）も評価される。共同漁業政策の見直しにおいては、欧州との関連に於ける健全化の影響が検討されるであろう。

評価

環境計画局では堆肥政策の進展について書かれた監視報告書を発表する。堆肥政策の評価は2年ごとに実施される。この次の評価は2002年に提出される。その中の重要な要素は消失基準の評価である。

作物防除政策の影響については毎年モニタリングされ、2004年に評価される。その際重要な項目は、全国環境指標、会社レベルでの環境指標、および、統合的栽培法の広範な導入による病気や感染症の脅威変化を知るための、病気、害虫、雑草の動向監視方法、である。

維持可能な漁業に関しては「国内漁業の政策決定」の実施状況に関して毎年国会に報告され、2003年に沿岸甲殻類漁業政策第二段階の評価が終了する。1992年－2002年の海洋漁業政策は欧州委員会によって評価され、「緑文書」に記され、それが将来的な共同漁業政策に関する話し合いの基礎を形成する。

(付属資料 4)

2002年度 年次報告

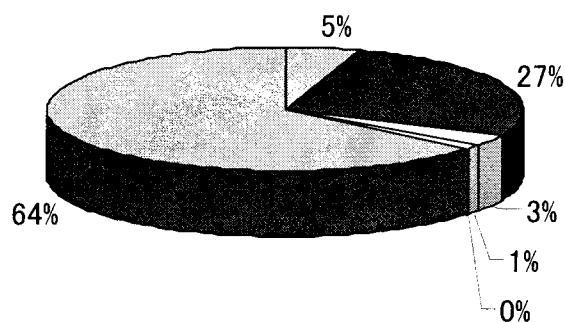
05 持続可能な生産方法の促進

全体目標は、農業及び漁業の各分野に於ける持続可能な生産の促進である。これは、すなわち、後者の分野に於いては、特に、水中生態系の保全能力を考慮した漁業の促進ということになる。

各生産分野は、生産物と生産方法に関して社会の期待に応じるために、大きな課題に直面している。この期待は、たとえば食品の安全性に関するものであり、また動物の福祉、自然と環境に関するものであるが、急速に大きくなってきており、業界にとっては、＜生産ライセンス＞を形作るものとなっている。こうした状況に備え、社会の求めるものと業界が提供するものとの間の＜不足分＞を埋める努力をしていくことが、業界自身にとって最も重要なこととなっている。

政府は、一方では明快な枠組み規定を設定し、他方では持続可能な生産の方向へ進むことを奨励することで、この過程を支援している。これは、政策条項第4の下での構造改革の促進——それはもちろん持続可能な生産にも寄与するものだが——と関連している。

グラフ7: 実行目標と実行機関についての2002年度支出実績の割合



- 有機農業の促進
- ミネラルを環境基準値内で使用することによる環境負荷の軽減
- 作物防除方法による環境負荷の軽減
- 動物福祉の向上
- 生態系に留意した、持続可能な農業
- 機関支出

05. 11 有機農業の促進

有機農業生産方法促進規定（RSBP）は、「有機農業政策覚書2001—2004」に従い、2002年に一度実施された。2002年度には、四百五十万ユーロが利用可能となり、転換奨励金への補償率は、所得の不足額の65パーセントと規定された。156件の申請があり、2002年末に、そのうちの102件が認可された。2002年の実施で、2782ヘクタールが実現されることになる。2001年の第二回目の実施——その結果は、2001年についての報告に入れられていなかったが——を見ると、1715ヘクタールに対する61件の申請が認可されている。

養豚業者は、生産チェーン関係で有機養豚業に転換することで、有機養豚業投資規定（IBV）を利用することができる。農林大臣はこの規定によって、チェーン生産業者による取り決めに支援している。その取り決めは、有機豚肉の市場での販売の拡大を図るためにチェーン生産業者が結んだものである。有機養豚業投資規定は、2001年12月11日から2002年1月31日まで実施された。

ついに2002年9月、マスコミ・キャンペーン〈有機農業は、本来、とても当然のこと〉が始まった。このキャンペーンは、2004年いっぱいまで行なわれる。

目標値

摘要	2002 年度目標値	2002 年度実績
ヘクタールで表される増加数	6,600-9,000	4,884*
企業数の増加	350-475	50*
RSBP(有機農業生産方法促進規定)による増加, ha 単位	7,300	4,497**

LEI は第三者と協力し、監視システムを置いた。ヘクタール数と企業数についてのデータと並び、チェーン生産業者によって同意された2004年には消費額の5%を有機生産物にするという目標の監視は、その活動の一部となるであろう。このEKOモニターは、2003年の初めから完全に機能している。

* 出典：LEI。Skalの協力による。

* *出典 LASER これは2001年度第2回目の実施及び2002年実施に関する。

オランダの有機農業は拡大している。農業・園芸用地は、オランダでは次第に減少しているが、有機栽培が行なわれている農地は、約4900ヘクタールの増加である。ヘクタール数での増加目標値は、2010年には10%を有機栽培農地にしようとしている。2001年の状況からすると、これは、年に20%から25%の増加を意味する。実績は、

2001年に関しては12.9%の増加である。それでは、2002年の目標値は達成されていないといえる。企業数についていうと、ヘクタールでの増加は、企業数の増加とも言い換えられる。20%から25%の増加ということは、2002年には350社から475社の新会社が設立されなければならないということである。2002年には、有機農業の監督及び認定機関である Skai に50社が新たに加入した。

業績資料

	予算	実績	実績
政策手段	合計	支出合計	規定による
	x€ 1000	x€ 1000	支出合計 x€ 1000
農産物チェーンのプロ化	1,259	1,587	3,765
RSBP	6,541	4,114	2,688
保証/IBV	2,269	-	3,070
広報	726	1,632	4,328
ビオロジカ・プラットフォーム	408	368	460
品質ケア	354	558	-

RSBPの一環としての規定による支出は、2001年の第二回実施に加えて、2002年の実施によって2002年に認可された申請にも関係するものである。

有機養豚投資規定 (IBV) は、有機養豚に転換しようとする養豚業者に対して、転換に必要な特別費用を支援する。それは、不動産物件の建設、機械や設備の費用である。この投資規定は、以前発表された保証規定に代わるものである。以前の保証規定は、ヨーロッパ全体との関連では実現可能でないように思われた。有機養豚投資規定の一環として、全部で二十九件の申請が認可された。

広報政策手段の中の支出と規定による支出は、マスコミ・キャンペーン＜有機農業は、本来、とても当然のこと＞に関するものである。

品質ケア項目については、2002年には規定による支出はなかった。支出は、旧・取り組み計画の有機生産物品質ケアについての、効力を失った規定の資金提供に関わる。

対象者

政策は、有機生産チェーンのための販売チェーンに参加する（また、参加を希望する）市場関係者を対象とするものである。これは、以下のように分けられる。

- * 第一次生産者
- * 加工及び販売活動を行なう企業
- * 小売業

- * 消費者
- * 調査研究機関
- * 利益保護のための統轄組織

政策手段

以下の手段は、この目標達成の一環として導入される。

- * 有機農業市場開発対策委員会
- * EKO 監視計画
- * 有機生産方法促進規定（RSBP）
- * 有機養豚投資規定（IBV）
- * 広報
- * ビオロジカ・プラットフォーム助成金

0 5 . 1 2 環境基準に合致した動物性肥料およびミネラルの使用による環境への負荷の削減

目標は、環境枠組み規定（地下水及び地表水の品質基準）内で持続可能な農業を実現することである。肥料法 2 0 0 2 の評価によると、砂地地域での硝酸塩規制指針（地下水 1 リットルあたり 5 0 m g）は規制指針に近づいたが、まだ到達はしていないことを示した。HMP は、1 9 9 9 年から 2 0 0 0 年の期間に 1 リットルあたり 1 5 0 m g から 1 2 5 m g に下がったことを引き合いに出している。粘土質の土地では、地下水中の硝酸塩含有量は、約 5 0 ミリグラムあるいはそれ以下となっている。泥炭地域では、硝酸塩含有量は、大体 1 リットルあたり 5 0 m g 以下である。地表水については、厩肥地域での努力は、リン酸塩と窒素の洗浄を実質的に減少するまでには至っていない。

厩肥政策の導入は、明らかな環境改善をもたらしているが、地下水及び地表水の環境目標は、まだ手の届く範囲内にはない。

M I N A S や M A O という現在のシステムがあるので、農民は自分の会社のミネラル管理を最適の状態にすることができる。管理上の負担と M I N A S の不足額の結果として、とりわけ現在の M I N A S のシステムは、重圧にさらされている。企業の厩肥がすべて運ばれてしまっているのに、企業が M I N A S 課税を払わなければならないというときに、M I N A S の不足分が生じる。

2 0 0 2 年には、約 4 万件の厩肥販売契約が結ばれた。このうちの約 3 万件は、厩肥供給者が自分の責任で行なった。その約半分は農民同士の契約である。その他の契約は、仲

介業者、厩肥加工業者、輸出業者と結ばれた。仲介業者は、厩肥の買い手と約九千件の契約を結んだ。すなわち、これは、厩肥生産者が約九千五百万キログラムの窒素を契約を結んで供給することができたということである。減少する農業者は、約八千六百万キログラムの窒素を自分で使った（引き受け義務）。

今日の政治的社会的圧力も、またヨーロッパ委員会（権威を落とす）からの圧力やヨーロッパ法廷の裁決も、厩肥政策の今後に強い影響を与えるであろう。2002年度予算では、硝酸塩プロジェクト計画の評価が取りあげられた。2003年初頭には、この評価が終わった。第二院は、その結果について別個に通知を受けた。提供された資料は、課税局と、RIVM（MINAS と環境）の評価調査からのものである。

目標値	2002 年度目標値	2002 年度実績
摘要		
放出基準を超える企業数	0	p.m.*

* MINAS システムによると、企業は、2002年のミネラル申告書を2003年9月1日に課税局に提出する必要がある。従って、2002年度の実績額がわかるのは、2004年の初め頃である。

実績資料

単位 1000 ユーロ

政策手段	予算	実績
持続可能な農業	6,807	16
旧・促進規定融資	7,067	20,849
知識の開発	-	5,102
RBV ^e 第2期	-	14,489

持続可能な農業の一環として、ラングマン協定（北オランダの農業の刷新と強化）の実行や人的資源循環基金（HRRF）の構想、また持続可能な農業（DL）の効力を失った規定の分野でさまざまな活動がなされた。これらの活動は、2002年にはまだ支出されるに至っていないが、2003年からは支出されることになる。過去数年、支払いの遅れの結果として旧・促進規定に基づく実施が十分でないことが話に出ていた。これによって、2002年に多くの規定について支払いが行われるに至った。知識の開発及び普及の項目の硝酸塩関連では、硝酸塩プロジェクト実行のために五百万ユーロが支出された。

RBV 規定の第2期では、一千四百五十万ユーロが支出された。これらの財源は、農業の

ための O&S 基金からの資金で賄われた。

対象者

この政策が適用される対象者は、厩肥生産者（牧畜業者）、厩肥購入者（耕作企業）及び仲買業者、厩肥加工業者及び厩肥輸出業者である。

政策手段

- * 厩肥販売協定
- * ミネラル課税（MINAS）：二百五十万が支払われる；
- * 知識の開発及び普及
- * RBV（第2期）

05. 13 作物防除方法による環境負荷の削減

この分野での援助が非常に少なかったため、2002年には一社の認可もなかった。認可への政府の関与に関して、その望ましい役割について再検討していたため、2002年は、認可に対して政府の枠組みを広げることは中断された。栽培者が作物防除計画を立てることを促進することを目的とするプロジェクトへの支出は予想されていた。健康な栽培への「眺望（Zicht）」計画実行の遅れで、この目的のために何の支出もなされることがなかった。そのため、該当予算は部分的に利用されるに留まった。

目標値

上に述べたように、2002年は一社の認可もなかった。予算立案の際には、六千社を想定していた。

実績資料

政策手段	予算			実績		
	予定実績	予定実績毎 の価格	合計 x€1000	実績	実績毎 の価格	合計 x€1000
1. 適応知識政策／ 監視評価			2,657			1,163
2. 小規模適用基金	申請 40 件	€17,017	681			-
3. GNO 許可政策	申請 10 件	€113,445	1,134	申請 2 件	€34,000	68
4. 維持（監視強化）			908			-
5. KCB 業務			272			182
6. CTB			-			3,135

病気や害虫などの異常発生の監視計画の進展には遅れが出ている。環境負荷を監視する手段の開発に資金が使われた。さらには、以下の問題についてよりよい判断をする目的のために支出がなされた。すなわち、資金利用の妨げとなる問題点、フィトサニテール（作物にとってのよい状態）政策の測定、フィトサニテール政策の実行、2001年の統一性のない規定についての解決策などである。

「小規模適用基金」は、その年間予算の50%が農業業界による寄付で賄われなければならない。この寄付金が12月に初めて与えられたので、申請を一件も審議できなかった。その結果、支出がなされなかった。

2002年は、障害の解決に時間が費やされた。従って、自然素材の作物防除剤（GNO）の申請評価のための検査方法を開発するための余裕がなかった。実績にある支出は、GNOの使用許可を広げる目的を支援するプロジェクト2件に関するものである。

認可の一環等として、監視の強化のためにいくつかの特別な対応が予算に入っていた。認可への政府の関与について、その望ましい役割に関して再検討されたが、2002年にはまだ、AIDに能力拡大の用意ができていないという結論に至った。その結果、この一環としての遵守（監視の強化）には、支出はなされなかった。

結局、防除剤許可協会（CTB）へ寄付がなされた。それは、正規の資金提供（一千四百万ユーロ）とCTBでの遅れの回復（一千七百万ユーロ）より成る。一千百万ユーロは、SZW（社会問題&雇用）省、VROM（住宅供給、地域開発計画&環境）省、VWS（国民の健康、福祉、スポーツ）省から寄付される。

対象者

統一された作物防除の促進を目指すこの政策は、栽培者を対象とする。

政策手段

許可と排出に関する規定の他に、以下の手段が環境負荷を抑えるために導入される。

- * 環境にかかる負荷がより少ない防除剤の利用を可能にしたり、統一された作物防除剤の利用の可能性を広げるためのイニシアティブを取る。
- * 遵守

05. 14 動物の福祉の改善

2002年に犬猫決議が発効された。これに関係して、犬猫決議から生じた必要な登録を受け入れるシステムが作られた。それと並んで、動物福祉促進のための（国際）会議——たとえば、去勢をテーマに——や啓蒙活動を行なうために資金が使われた。

2002年には、第二次の希少農業家畜規定が発効した。この規定は五年間の効力を持つ。2002年度の支出は、第一次の発効に関係している。

手段	予算	実績
1. 各種の規定	790	1,128
2. 全国動物保護調査部門への出資額	182	182
3. 押収物（IBG）	408	675

各種の規定の項目の支出は、第一次の希少家畜規定及び犬猫決議の実施に関係するものである。押収物（IBG）については、七十万ユーロが支出された。これは、規定の徹底に関係するものである。すなわち、この規定が効力をもつ範囲に落ちていた押収物はすべて処理されなければならないということである。

対象

動物飼育者、消費者、社会組織、企業

政策手段

- * 動物福祉：動物福祉覚書の一環としての具体的な活動が行われなかったことに関連した、政策手段の限定的な導入。導入された手段は、規則の制定、情報提供、調査研究（別の予算から）である。
- * 全国動物保護調査部門への助成金

05. 15 生態系に留意した持続可能な漁業

2002年には、適切な海洋漁業、節度ある貝類漁業、統合的な魚介類量管理を目指す政策手段が導入された。

目標値

海洋漁業

目標値・摘要	2002 年度 目標値	実績値
1. 監視船バーレント・ピースヒューヴェル号の 実効海上日数	200	158
2. 資産計量のプロトタイプの開発	完成	完成

監視船バーレント・ピースヒューヴェル号の実効海上日数の実績値と計画目標値の差は、技術的な問題（15日間）、訓練（10日間）、気象条件（13日間）などによって出航不能となったためである。気象条件が悪い場合、監視人を漁船に移すわけにいかない。バーレント・ピースヒューヴェル号は、その間、沿岸漁業関係の捜査救助の必要のために港で待機していた。メーカー二社が、不正に耐える資産計量のプロトタイプを提出していた。プロトタイプのひとつは、2002年にTNOによってテストされた。二番目のプロトタイプのテストは、2003年の半ばに終わるだろう。最初のプロトタイプのテストから、その製品は、いくつかの点で企画条件から外れていることがわかった。そのメーカーと、プロトタイプの適応の可能性、または企画条件の適応の可能性について協議が行なわれた。

沿岸漁業

目標値・摘要	2002 年度目標値	実績
1 オースタースヘルデ海域砂洲上の ザル貝肉リザーブ量	4.1 百万kg	1.9 百万kg
2 ヴァッデン海砂洲上の貝肉リザーブ量	10 百万kg	>10 百万kg
3 ヴァッデン海及び北海沿岸海域の ムール貝、ザル貝、スピシュラのリザーブ量	8.6 百万kg	>8.6 百万kg

リザーブ量は、漁業を実施するか、しないかを定める規準となる。2002年は、鳥類のための食糧リザーブ政策は、それに関係する取り決めに従って実行された。オースタースヘルデ海域には四百十万キログラムの極限值以下のザル貝しかいなかった。その在庫を鳥類の食糧としてリザーブするために、オースタースヘルデ海域のザル貝漁業に許可は与えられなかった。ヴァッデン海では、開かれた地域での機械的ザル貝漁業に許可が与えられた。さらに、これは、関係者の慎重な協議の結果、自然と漁業に利益をもたらすことが明らかになったので、2002年のザル貝漁業の一部は、以前一時的に閉鎖されていた地域で一度実施された。砂洲上での秋のムール貝の稚貝漁業には許可が下りなかった。その理由は、ムール貝の稚貝は砂洲のムール貝稚貝養殖場のみにおり、この養殖場の大きさが

予定の2000ヘクタール以下だったからである。ムール貝漁業者は、この稚貝を取って、ムール貝ペルセル（訳注：同じく養殖場だが、区画が区切られ、そこでの採取の権利を借りることができる）に移す許可を得た。

内海漁業

2002年は、魚介類量管理委員会を通して魚介量管理の責任を、職業的漁業、釣りスポーツ、その他関連各者に置こうという試みは成功しなかった。その理由は、魚の経済的活用について職業的漁業とスポーツ漁業の間で、まだ意見の一致に達しなかったからである。

実績資料 生態系に留意した、持続可能な漁業

（単位 1000 ユーロ）

手段	予算	実績
1. 調査／評価／監視	600	335
2. 共同管理／総合的魚介量管理	136	112

2002年は、海域及び沿岸漁業の構造覚書と、固定釣り道具のための政策について評価が行なわれた。評価の結果は、2002年12月に第二院に送られた。2002年12月にはまた、北海の貝類漁業政策書簡が第二院に送られた。その中で発表された手段——それは、免許取得者の数を抑えようというものだが——は、2003年に形を与えられるだろう。

ネイペルス運営委員会は2002年に、今日の共同管理システムの働きとその改善の可能性についての分析を行なった。2003年には、これについて意思決定がなされるであろう。

対象者

漁業各社及び漁業者の組織、釣り愛好者及びその組織、VBS（魚介類量管理委員会）、NGO

政策手段

- * 調査と評価：調査は魚介類の維持と改善のための指標を提供し、漁業の選択肢増大のための代替案を模索する。魚介量調査によって魚介量の量的規模を理解し、鳥類の食糧として必要な貝類の量を差し引くと、漁業の捕獲可能量が出る。同時に、漁業の影響、たとえば鳥類の個体数に与える影響なども調査する。
- * 監視：一般検査部門によって、法や規制が遵守されているかどうかの監視、検査を行なう。2002年は、海上警備が強化された。これは、この目的のために特別建造されたバーレント・ピースヒューヴェル号によってなされた。

- * 共同管理及び総合的魚介量管理: さらに広がる共同管理システムによって、漁業分野は、オランダの漁業政策同様、ヨーロッパの漁業政策にもより緊密に関わっている。

政策の予算に与える影響

単位 1000 ユーロ

	実績	決定予算	差額
規定による支出	266,206	124,223	141,983
支出	151,326	117,658	33,668
プログラム支出	55,695	40,699	14,996
U0511 有機農業の促進	8,259	11,557	-3,298
U0512 環境基準範囲内での動物性肥料やミネラルの使用	40,456	21,374	19,082
U0513 防除方法による環境負荷の軽減	4,548	5,652	-1,104
U0514 動物福祉の向上	1,985	1,380	605
U0515 生態系に留意した持続可能な農業	447	736	-289
機関維持費	95,631	76,959	18,672
U0521 機関費	36,498	31,487	5,011
U0522 各部門の資産と負債	59,133	45,472	13,661
収入	47,677	29,733	17,944

決定予算のところには、LNV の 2002 年度予算の修正案 42 号（ファン・デル・フリース）が入れられている。このため、もともと提出されていた予算とくらべると、目標設定 05.12 の金額は七百五十万ユーロ高くなり、収入予算は、三百七十五万高くなっている。

支出と規定のための支出についての説明

規定のための支出とプログラム支出が多いのは、大部分が畜産部門解約規定の第二回実施に関係するものである（RVB）。これに関する規定のための支出は、一部は 04（4 章）にある。機関支出が多いのは、主に、資産と負債部門の LASER や、植物病理担当部門、徴税局でのプロジェクトや規定の実施費用が高いためである。漁業運営にも多額の機関費がかかっている。

機関費についての説明

単位 1000 ユーロ

	予算			実績		
	平均人数	平均金額	合計	平均人数	平均金額	合計
農業部門人件費	41.0	54.9	2,249	43.6	57.9	2,526
漁業部門人件費	69.9	61.4	4,289	110.5	51.6	5,700
AID 人件費	351.7	45.4	15,959	336.3	48.4	16,275
資材費			8,444			11,202
その他機関			547			795
徴税局への支出額			29,739			32,944
植物病理担当部門			11,861			15,557
LASER への支出			3,871			10,632
機関費合計			76,959			95,631

2002年度の徴税局への（高い）支出額は、厩肥政策（MINAS、厩肥販売協定、厩肥生産権）の実施任務に関わるものである。2002年度のLASERへの支出額が多くなっているのは、主に共同データ蒐集プロジェクトの実施に関するものである。2002年度のLNVからのPD（植物病理担当部門）への支出は、植物病理担当部門の責任に於いて、その親部門の収益よりも百万ユーロ高かった。その理由は、輸出入時農産物監視プロジェクト第二期の実施が、2003年に「新未来（CLIENT）」に従って行なわれることになったからである。さらに、PD(植物病理担当部門)では、それが入居している建物の中で水による害を被った結果として、それにかかった費用と期待に背く収入のことが話にのぼった。それによって、PDへの支出額が高くなった。漁業部門の機関支出が高くなったのは、漁業登録情報システム Viris の採用と船会社への高い支出——とりわけ巡視船バーレント・ピースビューエル号への支出——のためである。

収入に関する説明

単位 1000 ユーロ

	予算	実績
ミネラル課税	7,260	7,674
EU からの収入	12,025	10,469
その他の収入	6,698	29,534

その他の収入には、畜産業解約規定第二期の実施、硝酸塩プロジェクトの実施、CTB の支出のために、O&S 基金の裁量に任された資金が関係している。いずれも本来の見積もりよりも高くなった。それと並んで、認可授与、ペルセール（訳注：ムール貝養殖場）の賃貸料、漁業権による収入があった。

(付属資料 5)

2 0 0 2 年 度 年 次 報 告

0 6 食物の安全，食物の品質，動物の健康

この条項は，食物の安全を保証し，食物の品質を向上させ，動物の健康を改善することに関係するものである。政府の政策の中心となる目標設定は，食物が安全と品質の面で高度な要求を満たしているという信頼感を消費者が持てるようにすることにある。このために政府，生産者，及び消費者は，それぞれの責任を負う。

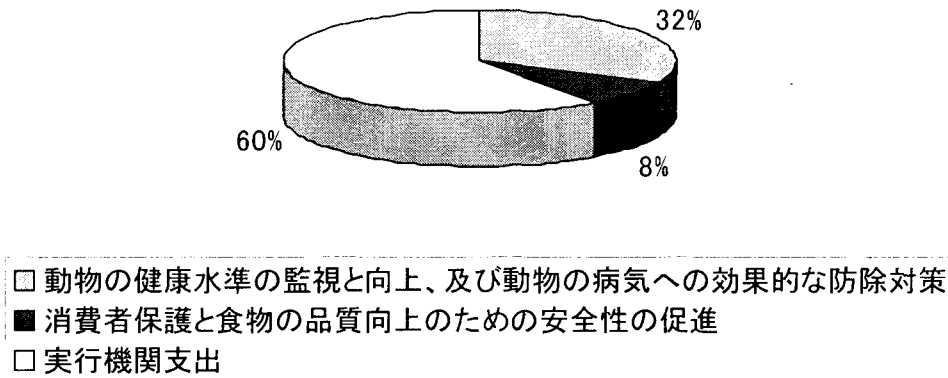
農水省（訳注：LNV 省。厳密には，農業・自然管理・漁業省）では，以下の目標を置いている。それは，第一に，食物が安全と品質の面で高度な要求を満たしているという信頼感を消費者が持てること，そして第二に，動物性製品の安全性が優れていること，オランダの家畜の安全レベルを上げ，動物の病気を予防し，効果的な対策をとるということである。

2 0 0 2 年に，食物・商品検査機関（VWA）が設立された。農水省は VWS（国民の健康・福祉・スポーツ）省と協力し，VWA が担当する職務の方向性を示した。この職務上の責任については，2 0 0 2 年の内に明確化と同意に達した。VWA は，一方では，チェーンでの監視をすることによって，食物の安全性を検査する任務を持つ。また他方では，その安全性をさらに向上させる方策について政府に助言する任務を持つ。

動物や自分が生産する製品の安全性についての，農業事業者の責任は，MPA 危機から見て明らかである。MPA で汚染された飼料がいくつかのリンクを通して，オランダの養豚分野に広がったが，それは，企業が，この種の事件が二度と起こらないようにしていくことがいかに重要であるかを示した。従って，この危機の抑制に当たって農水省は全責任を各自が引き受けるようにした。企業は自らの責任を果たすことを要求され，各自の対策を採ることを農水省によって奨励された。さらに，これらの対策によってオランダ政府は，取組みの有効性をヨーロッパ委員会に確信させることができ，差し迫っていた輸出停止が回避された。

オランダの家畜の持続する高い健康水準への重要な第一歩が，2 0 0 2 年に，動物生体の飼育及び輸送の分野での衛生・集合規定の実施によって始まった。ここでもまた，家畜飼育者自身の責任が決定的に重要なものとなっている。農水省の努力とその管轄下で行なわれた職務は，2 0 0 2 年には，この規定の慎重な実施とその遵守の監視に向けられた。

グラフ8: 実行目標と入魂機関の2000年度の実績支出の割合



06. 1.1 動物の健康レベルの維持・改善および動物の疾病の効果的防除

オランダの家畜の健康水準は、比較的高い。これを保ち、あるいはより向上させるために、MKZ 危機も契機となり、動物生体の取引において国内の取引にも外国の取引にも適用されるいくつかの方策が決められた。これは、一方では、動物の病気の侵入を未然に防止するための確実な基礎となる、義務及び禁止事項を定めたシステムにつながったが、他方では、遵守度合いが低いことを明らかにした。これは2002年の終わりに、防止政策の開発に向けた行程への準備となった。その未然防止政策とは、さまざまな政策手段が導入されたものとして特徴づけられ、義務及び禁止事項にあまり寄りかからず、その分野での広い支援を考慮したものである。2001年の MKZ 危機によって、非予防接種政策が EU 関係で協議事項となった。オランダの取組みに接木された新しい議案が、採択された。緊急予防接種の利用という、この議案は、2003年の MKZ 方針の中に入れられるだろう。そのあとで、シナリオの実施が行なわれるだろう。

目標値

以下の質的目標値が2002年の予算に入れられた。

- * 2002年には、羊と山羊のために設定された（基本の）I&R システムが機能し、牛と豚のための既存の I&R システムの最大限の活用がスタートする。その後の期間に、羊と山羊のための I&R システムがさらに整備される。
- * EU の＜獣病害フリー＞ステータス：Aujeszky フリー・ステータスにまで拡大。
- * 擬似結核（para-tbc）の発生の減少。
- * オランダでは、第一次産業者においても動物の集合場所においても、清掃と消毒の規則が遵守される。

＊ 獣病害発生の結果として、獣取引禁止の未然防止及び・あるいは撤回

実績

I&R システムの設定

羊と山羊のための I&R システムが設定された。これは、ブリュッセル最小条件に接木されたものである。牛と豚のための既存の I&R システムは、いくつかの改善を受けた。これについての目標到達度及び効果は、2003 年のうちに確定するだろう。羊と山羊の I&R システムのための改善対策を目指すプロジェクトがスタートした（2003 年1月1日）。このプロジェクトは、羊と山羊のための I&R システムについて、ブリュッセルによって発表されることになる新しい規制を先取りしている。このプロジェクトを見て、羊と山羊のための I&R システムの改善対策が提案される。このための取組み計画が作成される。

EU－動物の病気基準の引き上げ

Aujestzky 病に関して、9 条の状態に達することが目標とされた。これはすなわち、EU によって承認された計画が実行され、Aujestzky フリー・ステータスが獲得され、維持され得る輸入の場合、その関係加盟国からの保証を求めうるということである。これは実現された。

擬似結核発生の減少

企業の予防管理対策を調査し、分野全体での自発的な取組みを促進する中で、企業の予防管理対策の実施を調査することを通して、擬似結核発生の減少が目標とされた。2002 年の半ばではまだ、発生は減少していなかった。2002 年末日で、目標はまだ到達されていない。計画では、評価時点は2003 年末を予想している。

清掃及び消毒規則の厳守

家畜運搬用トラックの清掃と消毒の検査によると、まずまずよく遵守されている。だが、動物の種類ごとに運搬を見ると、明らかな相違がある。すなわち、羊あるいは牛を輸送する家畜運搬用トラックについては、羊用が70％、牛用が80％清潔である。豚のための輸送手段については、99％が清潔である。従って、羊及び牛の分野では、豚の分野よりも規則の厳守度が低い。それは、羊及び牛の食肉処理場での、十分な数の登録された（つまり大規模な）洗い場の不足が重要な原因となっている。規定によると、家畜運搬用トラックは、牧畜業者のところに荷を四回降ろすごとに、そのような洗い場のある用地で清掃し、消毒されなければならない。しかし、そのような登録された洗い場が近所にない場合、清掃と消毒がされないことが時にはある。そのような場合、AID が調書を取る。

獣取引禁止の減少

MKZ によって生じ、2002年にはまだ存在した取引禁止は、撤廃された。BSE によって生じた国境閉鎖と付随した条件は、大部分、取り除かれた。約40カ国が、より多くの製品（たとえば、牛肉、動物性飼料、種牛）を再び封鎖することのできる輸入制限を修正した。高すぎる獣医学的条件による取引禁止（約30カ国による）は撤廃された。

実績報告

BSE 防除対策の一環として、さまざまな対策が講じられた。除去政策が適合され、輸出に関連した障害解決のために、認可政策が修正された。動物粉飼料を与えることの禁止は、今も有効である。しかしながら BSE の潜伏期間を考慮すると、感染した動物の数の下降が話に出て、食物の安全に向けて目的にかなった有効な政策が取られたとはっきりと言えるのは、ようやく数年後のことであろう。動物生体へのより速い BSE 検査に到達するための研究は、まだ行なわれていない。現在の検査で十分だからである。

2000年の口蹄疫危機から見て、非予防接種政策は、もはや倫理的に正当でないことが明らかになった。この問題を EU 関係で審議するためのきっかけを作るために、オランダは、ヨーロッパでロビー活動を行なった。そしてそのおかげで、その問題は今では議案書に議題として挙げられることとなった。MKZ 方針の修正提案が作られた。

既存の I&R システムは、2002年にいくつかの改善が行なわれた。この改善は、ヨーロッパ委員会の推薦を実行するために必要なものである。I&R システムの設置と、公的な仕事と個人的な仕事を分離するために、2002年には七百四十万ユーロが支出された。これは、より高い分離のための費用などによって、予算よりも40万ユーロ多い。

動物の死体解剖材料を通して、GD は、死因の調査を行なう。この結果について報告書が作られる。それは、動物が健康状態にある中で評価を下せるようにするため、また、伝染性の動物の病気状態を気づかずにいることを未然に防止するためである。それで、繁殖の問題を伴う企業での研究は、ついに MPA の業務となった。GD による基本監視のために、2002年には二百九十万ユーロが支出された。

一定期間にスクラピー（scrapie）を根絶するために、スクラピーに耐性のある種羊を投入することによって、防除対策プログラムが実行された。12月には、飼育技術の取り扱いを中心に据えた防除対策の提案がなされた。それと並んで、研究所での遺伝テストの実施の際に問題が生じたにもかかわらず、2002年には、予定の遺伝テスト十万件のうち七万件が実施された。従って、2003年には一定の遅れの取り戻しが必要である。2002年は、このプログラムに三百七十万ユーロが寄付として使われた。

MKZ によって生じ、2002年にはまだ存在した取引禁止は、撤廃された。BSE によって生じた国境閉鎖と補足の条件は、大部分、取り除かれた。約40カ国が、より多くの製品（たとえば、牛肉、動物飼料、種牛）を再び封鎖することのできる輸入制限を修正した。BSE について、重要な結果は、BSE が発生した際に輸出禁止を引き起こすことなく、部分的に除去するという可能性である。高すぎる獣医学的要求による取引禁止（約30カ国による）は撤廃された。

動物粉飼料の諸問題は、2002年に相当な支出を導くことになった。一方では、それは、市場から運ばれた動物粉の在庫と動物飼料の保管と焼却のための支出に関わるものである。このいわゆる〈古い在庫〉は、2002年3月末についに最終焼却が終わった。他方で、それは、動物粉取組み計画の一環に関する支出である。2002年は、動物粉の取組み計画は成功裡に終わった。取組みの一部は、環境の観点から、認証された用地での動物粉の一時的な保管である。従って、総費用は特に保管費に関係したものである。古い在庫の破棄と取組み計画の実施については、2002年は総額約一千三百万ユーロに及んだ。牧畜業者の BSE 対策費用を削減するために、2001年には死体の引き取り及び処理に寄付金が与えられていた。2002年には当初、一千万ユーロが、死体の引き取り、処理及び廃棄のために利用可能であった。2002年の初めに第二院は、その料金を徐々に上げ、2002年の第四四半期からは死体の提供者の収支が均衡するように請求するよう提案された。しかし、大量廃棄が起こりうる危険や、料金を上げることのないように（2002年の第一四半期から見て）という第二院の要請を考慮して、政府の寄付が出資された。この一環として、秋の覚書きで一千万ユーロが農水省予算に加えられた。死体の破棄および処理のための国からの寄付は、2002年は一千七百万ユーロに達した。

対象者

輸送業界、牧畜業者、畜殺場、集合センター、Zoonosen（訳注：原文は、2番目の "o" にウムラウトが付いています。人間に感染する動物の病気）が問題になる場合の消費者

政策手段

- * 規定
- * I&R 牛及び豚
- * 基本監視
- * 防除対策プログラム
- * 動物の病気の予防
- * 廃棄料金及び動物粉保管のための補助金

06. 12 消費者保護のための食品安全の促進および食品の質の向上

＜消費者保護と食物の品質向上のための、食物の安全性の促進＞に関して、農水省は、基本的な保証に基づいて、安全な農業食品を生産する努力をしている。これは、将来、全食料品の法的な最低安全基準を作ることにならなければならない。基準設定の政策手段と並んで、これもまた、食物チェーン（HACCP）の各リンクに於ける危機管理と全農業食品チェーンの追跡可能なシステムによって実現する。HACCPの適用に関しては、これは、主に第一次農業に集中する。この＜安全な生産の基本保証＞のための政策の展開は、まだ初期段階にある。

消費者の信頼を強固なものにするために、消費者プラットフォームが設立された。その間、三つの集会が開かれ、消費者の信頼を確かめるパラメーターの研究がなされた。消費者プラットフォームによって、政策や新しい政策のための独創的な提案について消費者が大きな関与をするようになった。政策の開発に消費者を関与させ、それによって食物の安全と品質の向上のための政策に消費者の影響を広げることは、効果的な手段である。それと並んで、消費者の信頼を確かめるパラメーターの研究がなされた。

目標値

以下の品質目標値が、2002年度予算に取り入れられていた。

- * 2002年に、オランダ食物・商品機関（NVA）は、調査研究と連絡、及び食物の安全の分野への監視に関する公的任務について監督を行なう。
- * 食物の安全性分野での事故発生時の対策に関する、体系的連絡方法の構築
- * 生産チェーンの既存の監視システムを、動物性生産物の場合にも植物性生産物の場合にも、徹底的に調査する。
- * 2002年に終わる獣医学的保証強化プロジェクトの結果を基に、食肉検査の近代化を推進する。

実績

NVA 設立

2002年7月10日、食物・食品機関（VWA）がVWS（国民の健康・福祉・スポーツ）省の付属機関として、公式に決議により設立された。RVVは、正式にはVWS省に委任されたが、農水省の大臣は、動物の病気についての対策を取る場合には、直接RVVへ向かう権限を保つ。危機管理及び危機評価ということばに分かれた調査がスタートした。VWA/RVVは、引き続き農水省政策の重要な実行者である。VWA/RVVの活動の約80%は、農水省の規定の実施から成る。

体系的連絡方法の構築

食物の安全性分野での事故発生時の対策に関する、体系的な連絡方法を構築するために、VWA と農水省と VWS 省で取り決めがなされた。取り決めでは、事故や危機が起こったときには、VWA が、起こりうる危険について情報を流す。各省は、取られた対策についての情報に責任を持つ。取り決めでは、消費者が矛盾した情報を受け取ったり、食物の安全について消費者／市民の知覚が考慮されたりすることを防ごうとしている。MPA 危機についても、この取り決めに基づいて連絡が行なわれた。

監視システムの徹底的な調査

シャペロン・プロジェクトは、動物の健康と国民の健康、そして三つの生産チェーン（牛肉、豚肉、乳製品）に於ける保護取引に関するデータのための既存の監査システムを再検定することを目的とするものである。このため、牛肉生産チェーン、豚肉生産チェーン、乳製品生産チェーンに起こる危険（動物の健康、国民の健康、保護取引の観点から）について調査が行なわれた。同時に、チェーンのどの点で危険を一番よく計ることができるか、また、どの技法がそのような危険をはっきりと示すことができるかが確かめられた。このデータは、次のステップの礎石となり、おそらく、個々の危険を計る多様なシステムの開発プロジェクトへとつながるだろう。そのシステムの実施は、最終的には、より能率的で、より効果的なデータ収集となるだろう。

食肉検査の近代化

健康の危機の観点をより重要視し、監視の監査が可能になる食肉検査の適用が目標とされた。試しプロジェクトによって新しい検査モデルを開発し、テストした。この方針に従ったヨーロッパ規定——それによって監視の監査という新しいモデルの適用が可能になるのだが——は、まだこれからだ。これは、2003年に進展するだろう。ヨーロッパ規定のために提出されている提案は、この分野のオランダの希望をかなり満たすものである。

実績資料

2002年にPVEは、家禽肉のサルモネラ汚染率を下げるために、人間に感染する動物の病気対策方針に基づいて撲滅計画を実行した。農水省は、これを財政的に支援し、さらに監督の役目を果たした。2002年に家禽肉のサルモネラ感染率は、10%から2%に下がった。

効果的な介入方法が知られていないことにより、campylobacterへの防除対策は、まだ成功していない。従って、CARMA研究プログラムは、これについての理解を得ることに向けられている。2002年には、さまざまな感染ルートや介入方法の可能性について記録された。この可能性の効果については、費用と利益とを分析する中で、さらに詳しい調査

研究がなされなければならない。

食物についての知識や、食物の作用についての知識、また、健康へのさまざまな成分や物質についての知識に関しては、科学的、技術的な研究開発が絶え間なく行なわれている。食物が安全かどうかを判断するためには、RIKILT や ID-レリスタットのようないくつかの研究所で、食物の安全性や品質の危険性を調べる調査が行なわれている。それは、食物の安全性への未知の脅威を指摘することなどに関わっている（ERIS / Emerging Risk Identification System）。ERIS の第一段階は終わった。次の行程は、EU と VWA に委ねられる。

その間、食物の安全に関する事故を巡って、体系的連絡方法の構築が着手された。2002年には、危険の連絡と VCN への寄付のために四百万ユーロが支払われた。それは、インフラストラクチャについての連絡プロジェクト、研究、連絡の組織体系、事故の場合の連絡への寄付などに関するものである。

オランダでのバイオ技術利用の討論を体系的なものにするために、2001年に＜食べものと遺伝子＞という公開ディベートが始まり、2002年に引き続き行なわれた。＜食べものと遺伝子＞についての内閣の見解は、2002年1月に第二院に送られた。

対象者

企業及び消費者

政策手段

- * 食物の安全の一環としての研究
- * 危険の判断と生産チェーンの徹底的な調査
- * 危険時の連絡
- * バイオ技術

政策の予算への影響

単位 1000 ユーロ

	実績	確定予算	差
規定による支出	264,325	159,871	104,454
上記のうち保証規定による支出		0	
支出	257,926	159,765	98,161
プログラム支出	103,974	46,150	57,824
U0611 動物の健康	83,654	26,664	56,990
U0612 食物の安全	20,320	19,486	834
機関支出	153,952	113,615	40,337
U0621 機関	153,952	113,615	40,337
収入	170,363	117,454	52,909

説明

BSE 対策のための支出は、2002年には五千四百三十万ユーロとなった。このためには、何の支出も予算に入れられていなかった。その費用は、以下に関係するものである。

1. 2002年には、RVVによるBSEテストの抜き取り検査の費用が国の負担となった。この費用は、六百七十万ユーロとなった。
 2. 2002年には一千七十万ユーロが、2001年に実施されたBSE検査の財政的履行に関連して、支払われた。それは、ヨーロッパ委員会への返還金（四百五十万ユーロ）や、レリスタットの動物の病気検査中央研究所（CIDC）への検査費用（2001年実施）の支払い（四百万ユーロ）等に関するものである。
 3. BSEの一環としての監視支出（死亡した牛のBSE調査研究）のために、合計で二百七十万ユーロが支払われた。
 4. 廃棄処分のための支出は、三千六十万ユーロになる。これは、2001年の古い在庫の動物粉の処分に関係する一千三百七十万ユーロと、2002年の死体の運搬と廃棄において農水省に関連する一千六百九十万ユーロである。
- これらの対策で、BSE物質が食物サーキットの中に入るのを未然に防ぐことを目指した。以上に挙げた支出の一部は、動物の健康基金に転嫁された。それは、死体のBSE監査（二百二十万ユーロ）と動物粉と死体の破棄（三千十万ユーロ）に関係するものである。

MPA危機のために、政策条項6が七百万ユーロ上げられた。また同時に、一千万ユーロが廃棄のために付加された。誘因は、廃棄料金の予定された引き上げを第二院が承認しないという決議を下したからである。

2002 年度収入（単位 1000 ユーロ）

合計	170,362
RVV の検査に係る収入	83,686
VVA (I&R など) の収入	5,838
BSE 検査	32,325
EU よりの収入 MKZ 関連	39,000
その他の収入	9,513

説明

BSE 検査費用としての三千二十三万ユーロの収入は、動物の健康基金からの寄付である。これに対しては農水省予算に支出がある。

MKZ 対策のための EU からの寄付は、2002 年には初めの予算よりも一千二百四十万ユーロ多い。2002 年は、MKZ 対策の一環として三千九百万ユーロの前払い金があった。最終的な決算はこれからである。

機関支出に関する説明

(単位 1000 ユーロ)

	予算			実績		
	平均人数	個別価格	予算	平均人数	個別価格	支出
1. VVA 人件費	70.1	53.5	3,753	79.6	70.2	5,589
2. RVV 人件費	1,542.5	46.3	71,359	1,446.4	48.0	69,488
3. AID 人件費	97.8	45.4	4,439	108.4	48.4	5,245
4. I&R 対策本部 人件費	-	-	-	9.0	63.1	568
5. BRD 人件費	-	-	-	17.9	53.8	963
6. 資材			31,759			69,906
7. その他の機関			2,310			2,198
8. 機関支出合計			113,615			153,952

機関支出が高い理由は、動物の身元証明及び登録の一環についての任務が、2003 年 1 月 1 日より農水省の責任となっているからである。それ以前は、この任務は、家畜及び食肉生産組合の責任下で実施されていた。

それと並んで RVV は、高給の専門家の人件費（五百三十万ユーロ）と、動物飼料、ラベル貼り、家禽肉の含水量や依頼人（Client）についての規定取り決めの実施（合計で七百万ユーロ）で、予算を超過した。

2002年度 RVV の収入に関する実績資料

実績資料 (単位 1000 ユーロ)

政策	実績 指標	計画 実績	計画価格 個別	予算	実績	実績価格 個別	実績 収益
赤肉の畜殺	訪問	180	30.25	5,445	196	30.48	5,972
	畜殺用豚	19,000	1.77	33,580	15,324	1.72	26,334
	その他の 畜殺用動物	3,200	4.75	15,203	2,543	4.76	12,101
家禽及び 野鳥の畜殺	畜殺用家禽	550,000	0.0199	10,932	463,000	0.0174	8,075
食肉加工会社	(食肉用動物の) 四半分数	800	15.52	12,415	567	16.66	9,449
生きた家畜	(食肉用動物の) 四半分数	180	25.41	4,574	150	38.50	5,775
魚、魚加工品	トン数	30	22.70	681	Nvt	Nvt	Nvt
第三国 からの輸入		400	11.35	4,538	550	12.27	6,747
依頼による 活動	四半分数	40	32.05	1,282	75	29.40	2,205
	証明書数	110	14.34	1,577	93	12.16	1,131
			total	90,227			77,789

(付属資料 6)

2003年度 予算

05 持続可能な生産方法の促進

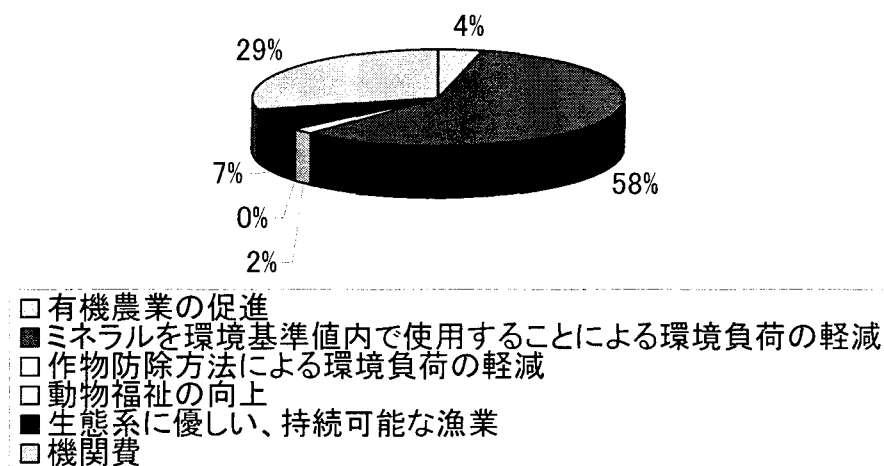
全体目標

全体目標は農業、漁業の各分野に於ける持続可能な生産方法の促進である。後者の分野に於いては、特に水中生態系の保全能力に留意した漁業の促進ということになる。

生産業界は今後数年間、一般社会の、生産品と生産方法に対する期待に応えるため、大きな努力をしなければならない。この期待は、例えば食品安全性に関するものであり、また動物の福祉、自然や環境に関するものであるが、急速に大きくなってきており、業界にとっては<生産ライセンス>を形作るものとなっている。この状況に適応し、一般社会の望むものと、業界の提供するものの間の<不足分>を埋めていくことが、業界自身にとって最も重要なことである。

政府は、一方では明快な枠組み規定を設定し、他方では持続可能な生産の方向に進むよう奨励することで、この過程を支援する。これは政策項目第4の業界再構成の促進とも関連しており、これはもちろん持続可能な生産に寄与するものである。

グラフ8: 実行目標と実行機関の2003年度予算中の割合



実行目標

05.11 有機農業の促進

政策文書「有機農業2001-2004」の目標は、自力で国際競争力を獲得し、一般社会と供にあってヨーロッパの中でも手本となるような、持続可能な業界に向けて、発展

していくことである。そのために採る方法は、需要を大切にする方法である。一般市民と消費者の望みを指標とし、農業食品総合業界の方向性を定める。最も重要な政策としては、需要を大切にする農産物流通チェーンのプロフェッショナル化、最適な透明性を持ち、かつ完全にクローズされた有機生産品流通チェーン、知識技術の開発と普及、第一産業の有機生産促進である。

目標値

政策文書に設定された質的な目標は、2010年には有機農業作付面積を全体の10%にするという、方向性を示す量的な目標値に＜翻訳＞される。2001年の実現状況から見ると、この目標値は年間増加率20%を意味する。有機農業の広がりには、作付面積だけに現れるわけではなく、農家数の増加にも現れてくる。

適用	2001年度 累積	2001年度 増加	2002年度 予算	2003年度 目標
haで表される成長	37,726*	4,720	6,600-9,000	8,000-11,000
農家数の成長	1,510*	116	350-475	320-400
総農業面積に占める有機農地の割合	1.9%	—	—	2.7%-3%

註：数字は転換中のものも含めた有機農業に関するもの

*出典：SKAL 財団

政策手段

政策手段の行使においては、有機農業政策文書を基礎とする。しかし2002年末に行われる同文書の間（部分）評価の結果によっては、政策手段行使のしかたを変更する可能性もある。

農水省は2003年に次の政策手段を執る。

- * 農産物流通チェーンのプロフェッショナル化：農水省では具体的なプロジェクトや計画で、2002年に作られたチェーン・プログラムをさらに充実させるよう、推進、奨励する。必要とあれば経済的支援もする。
- * 2002年に開始された有機生産製品の宣伝活動をさらに押し進める（テレビ広告や印刷物により）。

- * 有機養豚農法投資規定（IBV）を、もし市場の見通しがそれに適したものになった場合には開始する。
- * IBVに続き、養豚以外の分野でも、もし市場の見通しがそれに適したものになった場合には、第一産業の有機農法転換を支援するような適切な政策手段を執るであろう。
- * 知識の開発と普及：WURその他の研究所での有機農法のための研究強化を今後も進めていく。さらに、＜有機農産物＞という概念と＜通常農産物＞という概念の統合をめざす。特に現場への、そして教育界への普及に重点を置く。
- * 2001年に制定された知識とアドバイスに関する枠組み規定により、有機農法に転換しようとする農業者への支援が行われた。（企業開発計画の作成時など）

目標グループ

有機農法に関する政策は、同分野の成長とプロフェッショナル化に寄与しうる全ての要素を対象とする。それは例えば、第一産業分野（これから転換する通常農家も、すでに有機農業ではあるが、プロフェッショナル化が必要な農家も含む）、流通チェーンの関係当事者、および消費者である。

成果

政策手段	成果	成果毎の平均経費 (x 1,000)	支出合計 (x 1,000)
大衆啓蒙	テレビ広告／印刷物		726
「ビオロジカ」協会 (話し合いの場)	政策支援		408
流通チェーンの プロフェッショナル化	プロジェクト／プロセス	様々	3,403
有機養豚投資規定* (IBV)	20 農家	128	2,569
RSBP*			5,700
品質ケア*			508

* この経費は、先年度すでに義務づけられていた経費の支払いである。

RSBP においては約 1 万ヘクタールの有機農法への転換、および約 5 千ヘクタールの有機農法維持が支援された。

05. 12 環境基準に合致した動物性肥料およびミネラルの使用による環境への付加の削減

政策の主目標は維持可能な生産の促進である。これは、一方ではシステムや過程に関する目標で、全体的な目標として設定され、対処される。そして、その状況こそが、目的とする維持可能な農業への移行過程の始まりや速度に大きな影響を与える。その状況とは、例えば農民と一般市民と、そして政府との関係、革新（推進力）、消費者動向、生産者と消費者の距離、規制の圧力と事務負担、組織構造と国際的枠組みである。

また一方では、特定の問題を対象とする目標もあり、例えば環境地域の問題（堆肥、硝酸塩）がある。特定な目標は、堆肥市場のバランスを取ることと過剰堆肥量を許容可能レベルにまで下げることである。また、農業用地でのミネラルの使用は環境枠組み規定の範囲内で行わなければならない。肥料及びミネラルの使用（窒素とリン酸）は、土壌および地表水の環境基準を超えない量に抑えなければならない、つまり農家レベルで放出基準を越えてはならず、2003年およびそれ以降の基準に従い、オランダ農業界内でのミネラルの需要と供給のバランスを計らなければならない。農家レベルでの放出基準超過防止はMINASによって実現される。堆肥市場の需要と供給のバランスは、堆肥処理契約(MAO)のシステムによって保つようにする。2005年までは動物権利システム（豚および鶏）と堆肥生産権が存続する。

2003 年度全国過剰堆肥量予測	磷酸塩 百万 k g
堆肥生産量	162
堆肥処理量	158
全国過剰堆肥量 (0-12 kg の範囲内で)	4

目標値

上記目標達成のためには、以下のことが重要となる。

1. 維持可能な農業に対する社会的理解を深めることにより、農民と一般市民、そして政府の間の溝を埋める。移行期には社会的な団体に関係させる。それは特に、一般市民に呼びかけ、関心を持たせ、問題に直面させ、市場当事者に（社会的）圧力をかけ、維持可能な農業方法の様々な側面に関心を持たせ、人々の間の、そしてグループ間の話し合いを促進する、というような、社会団体が価値を見だし、政府が積極的になれない（しない方がよい）場面においてである。
2. 事業者プラットフォーム「話し合いの場」の設定による、流通チェーンおよび製品の透明性の実現。
3. 先行者達に関係させ、目標達成のために活動させる。これにより、事業者達の〈スキ

ル〉が磨かれ、その延長として現在手に入る革新的方法の利用導入が可能となる。このためには業界を越えた知識や経験の交換が重要となる。

環境分野

適用	2003 年
Minas：放出基準を越えない農家の割合	100%
MAO：年間上限を越えない農家の割合	100%

MINAS [ミネラル登録システム] 課税は、農家のミネラル過剰を抑える方が、課税額を支払うよりも安価に済むために、農家が放出基準を守るであろうと期待される額に定められる。

MINAS 課税を目標値の基礎とする方法は、その結果が $t + 2$ 年後でないと分からないという短所がある。 $t + 1$ 年の報告には代替インディケーターを使用する。

目標値達成状況は、そのため、次のように判断する。

- * 堆肥処理契約量と堆肥契約の予想需要量（余剰堆肥から算出）との比較。この中には認定された輸出量と、認定された堆肥処理量（堆肥中の窒素量を $k g$ で表したもの）も入っている。この計算には、全堆肥生産量ではなく、生産年度に先立って推定された窒素生産量の 90% が、確定された堆肥処理容量でカバーされていれば良いのである。

- * 堆肥処理契約量と MINAS から明らかになる実際に供給された窒素量との比較。

- * 全国的余剰堆肥量（堆肥およびアンモニア問題常設専門委員会算出）

- * 市場から持ち出される磷酸塩のモニタリング（買い上げ規定その他）。環境自然計画局の年次モニタリング報告書によって必要な情報を得る。

政策手段

2003 年には次の政策手段が開発／導入される。

1. 〈維持可能な農業に対する社会の理解を深める〉ための政策は次のような関連を持つ社会団体のプロジェクトとして進められるようにする（委託ベースで）。

- (a) 生産者と消費者の溝を埋める
 - (b) 維持可能な消費態度の促進

集約的畜産業界においては、現存のネットワークや革新的な農家を最大限に活かし、計画的に対処する 4 年間の革新プログラムが始まる。

2. 事業者が自身で開発した事業所情報システムが流通チェーン情報システムの基礎となっていかなければならない。政府は試験的予算を準備する。参加事業者はその他の投資と、最終的な利用と管理をする。

3. 若く革新的な後継者への支援。革新的な250人の農業開始者には農場買い取り費用の助成金として2万ユーロが用意されている。また農業後継者による事業計画作成も支援する。

4. 堆肥処理契約書

MAOシステムは堆肥生産量を堆肥処理容量の範囲内に抑えるという目的を持つ。この契約は会計年の1月1日までに結ばなければならない。このシステムは処理容量以上の堆肥が生産されないようにする。同会計年の3月1日には昨年度および本年度のMAOおよびそれに付随する過程TME（仲介人、肥料処理者、輸出者）現状況を明らかにする。この時点では政策手段はまだ完全に機能してはいない。動物権利（豚と鶏）制度堆肥生産権は継続し、まだ数年間は存続する。この制度は2005年には消失するものと見られている。

5. ミネラル課税MINASは課税によって農家レベルでのミネラルの動きを操作する。ここでは農家レベルでのバランスが取れているかどうか、事後に判断する。

6. RBV

畜産部門営業終了規定(RBV)は、畜産農家に、任意で、市場価格で農場を政府に売り渡すことを可能にする。この規定を基に、農場を終了させたい養豚、養鶏、肉牛農家に動物権および堆肥生産権を放棄することに対して補助金を出し、市場での磷酸塩余剰を無くすようにする。RBVの買い上げ費は総額で□3億370万用意されている。2003年にはRBVの第2弾が支払われる。

7. 知識の開発と普及

広範な知識開発と普及計画が2003年末まで作られている（硝酸塩プロジェクト）農業者はこれによりミネラル過剰を防ぐための農業経営上の方法を学ぶことができる。

8. 維持と管理

2002年堆肥物法の評価により、MINAS制度が良好に機能するためには予防課税が不可欠であることが確認された。2002年1月1日に施行されたMAO制度の維持も、強制罰金制度によって非常に効果的であることが分かった。現在のコントロール方法と共に使用すれば、効果的かつ効率的な枠組み維持が可能である。最近行われた経験調査によっても、予防的措置と抑圧的措置の組み合わせにより維持政策が良好に機能することが明らかになっている。

このため、現在の維持能力は保持される。これからはMINASとMAOのコントロールと維持および徴税を、特に認可と輸出面に関して協調させていくようにしなければならない。コントロール政策は計算された選択肢を基に施行される。

目標グループ

革新的な農業者，特に集約畜産業者と農業後継者。

堆肥政策に関しは，これは基本的には全ての畜産農家と畑作農家，仲介業者（特に堆肥運搬業者），堆肥処理業者，堆肥輸出業者である。

成果

畜産業終了規定 RBV(2003 年までの累積)			
	合意磷酸塩 Kg (x 百万)	kg 当たり 磷酸塩合意金 (x 1 □)	支出 (x 百万□)
RBV-2	11.7*	14.75	172

*削減目標との比較のため，補助金抛出の基礎として算出される合意磷酸塩生産量を，余剰規制のために使用される，予想される排出基準を基にした磷酸塩生産高に換算する。比較例：RBV 第2段階に義務づけられた11,7百万kg磷酸塩（合意ベース）は，堆肥余剰の削減への貢献分7,8百万kg磷酸塩に相当する。

RBV 第1段階においては，動物権および堆肥生産権の買い取りに□1億3120万が支出された。これにより，合計1170万キログラムの事前合意済み磷酸塩が買い上げられた。

両RBVの実施により合計1960万キログラムが事前合意により市場から取り除かれた。換算すれば，これは余剰堆肥削減に1310万キログラム磷酸塩分貢献していることになる（2003年ノルマ）。

その他				
	数	成果毎の値段 (x □1000)	合計 (x □1000)	支出 2003 年 (x □1000)
収入支援				
ビジネス計画	1000	1.9	1,900	

支援				
革新的若年農業企業家	250	20	5,000	
その他			103	
合計*			7,003	1,749
その他維持可能な農業,及び知識の開 発				9,265

* 2003年から2006年にかけて、合計□7百万。

05. 13 作物防除方法による環境負荷の削減

作物防除政策は維持可能な農業を目指している。

維持可能性という観点から見ると、危険の多い作物防除法に頼る栽培面が特に弱い。

将来的農業では別のやり方での生産方法が望まれる。その際核となる考え方は信頼性の高い食品、環境負荷の軽減、そして作物防除剤への依存を最低限に抑えることである。栽培農家ではどのように栽培しているかを明確にしなければならない。

作物防除政策は移行過程の整備にも重点を置いている。

この実行目標に達成するため、次の副目標が制定された。

1. 承認された会社による総合的作物防除。
2. 作物防除剤による環境負荷の軽減。

一般的対処法

将来的にもオランダの農業は作物防除剤を必要とするであろう。そうした薬剤を提供する責任は第一に業界にあるが、関係省庁は人間や環境を保護するための枠組み規定の範囲内で効果的な薬剤を揃えるために、できるかぎりの好条件を設定する。覚え書き「健康的栽培の見通し」の提案にあわせて、可能な限り障害となるような規定や政策を取り除き、小規模適用の許可を整備する。

目標値

- 2010年には全ての農家が認証を受ける。2005年にはこれが90%で、2003年には最低10,000軒の農家が作物防除計画を基に仕事をし、続いてこれら農

家を認証化する。

- 環境負荷に関して－これは、全国環境指標によって計られる－は、2010年の目標値は1998年に定められた基準値の最低95%減となることであり、2005年には75%減となることである。
- 2003年の作物防除政策維持において、該当率を15%上げる。
- 農薬許可委員会では2003年に最低30種の素材をベースにした薬剤の検査を始めた。
- 40の薬剤に関して2003年に応用範囲拡大が申請された（実施可能かどうかはまだ調査される）。

政策手段

知識政策／モニタリングの修正および評価

この手段は知識政策を、知識の開発と普及、総合的作物防除の応用を促進するような形で適用する。

小規模応用と GNO

この基金は小規模作物に使用される防除剤の使用許可申請を支援する。その他にも、助成金制度中に、自然物を使った作物防除剤(GNO)の許可申請を支援する設備がある。

その他「健康的な栽培の見直し(ZOGT)」

総合的作物防除の促進：控えめな使用と放出の規制は計画的な総合作物防除を促進することによって前進するであろう。広範かつ効果的な維持：コントロール数を増やし、より効果的にする。

添付 I 物質を基にした判断基準：作物防除ガイドラインにより、EU加盟国は、欧州委員会がガイドラインの添付 I に載せた物質が含まれている薬剤に関しては判断の見直しをすることを義務づけられている。

範囲拡大許可の簡素化：2003年には応用範囲の拡大許可を簡単にする規定が施行される。

許可権利期間の延長：2003年には許可権利期間を延長することを可能にする規定が施行され、その薬剤が突然使用不能になることがないようにする。

KCBとCTBへの貢献

これはLNVの、野菜果物品質管理局(KCB)が行うコントロールへの資金提供であり、第三国(非欧州同盟国)への輸出において、混載荷物の再輸出に関して証明書を発行

するものである。この荷物にはオランダで生産された野菜や果物とともに他国原産の野菜果物も含まれる。またこれは防除剤許可委員会（CTB）の（EU）検査作業、政策アドバイス、に関する費用や、苦情処理や情報提供の費用の内の、LNVの負担分も含んでいる。

目標グループ

この政策の目標グループは作物防除剤の使用者達である。これは特に農業者、委託農作業員、庭師、公共緑地管理者、企業敷地管理者、そして園芸趣味の人などの仕事以外の使用者である。

成果

手段	成果	成果毎の 平均経費	支出合計 (x 1000)
知識開発			1,815
小規模応用基金	申請 20	45,400	908
GNO 許可政策			
助成金制度	申請 7	129,714	908
その他：			
有機 GNO			771
作物防除計画／認証	10,000	125	1,250
総合的作物防除の デモプロジェクト	5	50,000	250
総合的雑草駆除の デモプロジェクト	4	50,000	200
その他，維持及びその他のプロジェクト			225
KCB および CTB への援助			272

05.14 動物の福祉の改善

これからの数年で、消費者の購買態度に動物福祉が目に見えて影響するように幾つかの対策が取られる。動物福祉政策の重要な側面目標は、この意味で、消費者の意識向上とい

える。このためには、流通チェーンの当事者達の役割が重要である。オランダ集約畜産農業においても、欧州規模で高いレベルに協調線を見いだすように努力する。

目標値

業界が作成し、提出した対策計画により、動物福祉に反するような方法が改善されるであろう。2003年には、この当事者によって提出された対策計画が、さらなる立法化された規制を必要とするものであるのか、それともLNVがその計画を支援、整備すればよいのかがチェックされる。

消費者の意識向上の面においては、それによって消費者の購買態度が変化しなければならない。それは、例えばラベル表示等によっても可能で、このために流通チェーンの当事者自らが対策を取る期間として5年間で予定されている。2003年初頭には当事者がどのようにして意図する透明性を実現させるのかがはっきりする。

政策手段

動物福祉文書にある目標を達成するために次の手段が執られる。

- － 国際的関連に於ける動物福祉の向上
- － 動物に対する反福祉的方法の停止と予防
- － 研究
- － 税金政策。これまでのところ、これがフリー・ライダーを呼び寄せることはないことがはっきりしている。

目標グループ

動物福祉政策は畜産農家、販売業者、愛玩動物販売業者を対象としている。それと同時に、一般市民も、動物性食品の消費者として、また愛玩動物の所有者として重要な役割を担う。

05. 15 生態系に留意した持続可能な漁業

実行目標は3つの分野に分けられる。

- * 予防的な体制を基礎にし、生態系への影響を抑制する、責任の持てる漁業。
- * 自然な小生活圏の維持と回復や、希少鳥類への十分な食糧確保にも留意した、節度有る貝類漁業。
- * (国の) 内海での統合的魚介類量管理。

目標値

1. 魚介類量の持続可能な管理。持続可能な漁業には健康的な魚介類量が不可欠であり、それには責任のある漁業が必要となる。毎年、EUレベルで国際海洋開発評議会（ICES）が決定する予防レベルを基に、漁獲量が決定される。健康的な魚介量はその魚介類の産卵量と捕獲量がICESの決定した予防レベルを満たしていれば実現される。
2. オランダの海洋漁業業界が2004年までの期間は漁業合意の上で漁業のできる、欧州以外の水域の魚介類を、節度を持って利用する。
3. 生態系に対する負荷を軽減する、より選択的な漁業技術のさらなる開発。2003年には電子パルス方式の開発段階が終了するように努力されている。オランダはEU関係において、電子パルス方式での漁業が可能になるように、規制を改訂するよう力を注ぐ。
4. 自然生活圏の維持と改善、およびワデン海とオースタースヘルド河口での貝類漁業による鳥類の餌不足を予防する。指標的目標値は、2003年に2000-4000ヘクタールの安定したムール貝砂州を得ることである。
5. 目標は、2003年には国内水域に魚介類量管理委員会（VBC）全23の漁業学的ユニットが活動できることである（全国をカバーするネットワーク）。この委員会では釣り愛好協会と職業漁業者が水域自然管理者とともに、持続可能な魚介類量管理のために活動する。
6. 2003年に職業的内海漁業者による経済的な鱗付き魚の活用に関する釣り愛好家と職業漁業者との合意。
7. アイセル湖の魚量改善と、アイセル湖生産者団体とオランダ鳥類保護協会との間に結ばれた協定を支援するものとして、漁業原因の鳥類死亡を抑制するよう努力する。この協定には漁業原因の鳥類死亡数を2004年には最高2000までに削減すると取り決められている。

政策手段

責任のある近海および海洋漁業

- * 魚介類量の調査である「魚介類量モニタリング」で魚介類量の維持と改善のための指標を得る。
- * 毎年12月に、欧州漁業大臣閣僚会議において最大漁獲量（TACと割当量）を決定する。
- * 漁民のグループによる、個人捕獲量の管理（共同管理）。2003年には現在の漁業共同管理システムの将来性に関する報告を議会が受ける。
- * 公法的また民法的許可証の発行
- * 国内および欧州規定の順守には入港時の検査および流通チェーン上での検査が行われる。海上での検査は沿岸警備の関連で行われる。
- * 業界代表者と関連する調査機関との協議により、多年プロジェクトが開発される（いわゆるFプロジェクト）。このプロジェクトは生息量測定の改善（特に舌平目とカレイ）、漁業界自身からの情報の有効利用、そして研究結果や漁業資料に関するコミュニケーションの改善などを目指す。2003年にはこの4年間調査の最初の具体的な結果が発表される。
- * 2001年にEUはマウリタニアと漁業合意を結び、オランダの漁船団の漁獲に関しても規定されている。この漁業の持続可能性を促進するため、漁獲活動は調査研究によって指導される。この調査研究は重要魚類の生息数調査と選択的漁業の促進を目指している。これは特に、生息数の少ない魚類の捕獲防止および海洋ほ乳類の好ましくない捕獲混入を防止することにある。
- * 可能なところから調査内容を漁業技術に転換し、これには、選択漁業を促進し、（海底の）生態系に対する負荷を軽減し、または存続可能性を他の方法で促進しようとする欧州同盟の援助を得る。

沿岸での節度ある貝類漁業

漁業法および自然保護法に基づく許可は次の判断基準を持って出される。

- * 永続的地域閉鎖：ワデン海では干上がる砂州の26％は閉鎖されている。オースターズヘルデ河口では14％。これとともに、安定したムール貝砂州となる可能性の最も多いワデン海沿岸水域の5％が追加として閉鎖される。
- * ワデン海鳥類餌用のリザーブ：ミヤコドリとケワタ鴨のために、砂州上の貝類（身）1千万kgと亜沿岸水域で860万kgの貝類（身）をリザーブする。亜沿岸水域のリザーブ量の一部は、北海沿岸地域のスピシュラであっても良い。
- * オースターズヘルデ河口の鳥類餌のリザーブ：ミヤコドリのためにザル貝（身）410万kgをリザーブする。

(国) 内海の総合的魚介類量管理

- * 内海における鱈魚の利用は、2002年に開発された経済的利用手段に基づいて行われる。
- * 内海での違法な漁業は、フリースランド、干拓地周辺水域、河口地域のA I D、K L P Dおよび地域警察による、同違法行為に的を絞った活動によって取り締まる。
- * 内海漁業改善協会(O V B)は組織改革される予定で、そのために2002年に議会に法案が提出された。O V Bの内海漁業改善活動は2003年にも継続される。公的活動の支出は、釣り許可書の代金受領も含めて2003年度よりL N Vの予算に組み込まれる。
- * 2003年には調査(事前評価)が行われ、アール計画[ウナギ計画?]に記載される内海漁業界(アイセル湖を含む)に関する規制の影響が計られる。

2002年度予算に比べると、政策手段の中で《持続可能性》の促進に関連する部分は、4.14漁業再構成の実行目標から、本実行目標に移行している。燃料補償からの該当する資金は、現在こちらで見積もられている。

目標グループ

関係するのは漁業企業者とその団体、釣り愛好家とその団体、V B C (魚介類生息数管理委員会) および非政府団体である。

成果

手段	成果	支出 (x百万)
マウレタニアとの協調合意書:		
非欧州海域での生息数把握	選択的漁業技術	2.8
内海漁業の改善	様々な活動/規制	6.4
技術的規制と調査研究	パルス方式の実験とその他技術的研究	4.7
漁業界からの情報を効率的に利用	より正確な生息数の把握と	
する事に依る生息数把握の改善	より強い業界の協力	0.8
(Fプロジェクト)		
漁業革新	革新的プロジェクト	2.0
その他のF I O V規制	その他	4.2

同政策の予算に与える影響

1000 ユーロ単位

05 持続可能な生産方法の促進	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
義務	85,128	298,339	139,589	133,122	123,066	121,756	121,618
支出	87,202	111,276	315,342	136,990	117,223	114,607	114,469
プログラム支出	12,738	22,422	225,013	50,318	34,093	31,477	31,339
U0511 有機農業の促進	4,918	7,668	13,314	13,999	7,927	9,677	9,627
－有機的第一次生産物の促進		2,499	5,700	7,683	7,597	9,627	9,627
－流通チェーンのプロ化		2,301	3,403	2,269			
－ビオロジカ・プラットホーム		400	408	408			
－広報費		711	726	726			
－有機養豚投資規定（IBV）		1,224	2,569	2,849	330	50	
－品質ケア		347	508	64			
－その他		186					
U0512 環境規制範囲内での動物 性肥料やミネラルの利用による 環境負担の軽減	5,110	9,747	183,014	9,000	8,636	7,387	7,097
－RBV			172,000				
－その他		9,747	11,014	9,000	8,636	7,387	7,097
U0513 持続可能な防除法の実行	226	3,181	6,599	5,646	6,228	4,159	4,389
－知識政策の調整／モニタリン グ評価		663	1,815	1,815	1,497		
－小規模応用と GNO		780	1,816	1,816	1,816		
－その他 ZOGT		988	2,696	1,743	2,643	3,626	3,856
－KCB と CTB への援助		637	272	272	272	533	533
－その他		113					
U0514 動物福祉の向上	1,244	1,317	1,201	1,088	842	842	842
－LID		182	182	182	182	182	182
－IBG		400	408	408	408	408	408
－その他		735	611	498	252	252	252
U0515 生態系に留意した持続可 能な漁業	1,240	509	20,885	20,585	10,460	9,412	9,384
－調査／評価／コントロール		136					

－共同管理／統合		373					
－魚介類生息数管理							
－共同活動合意書			2,790	2,750			
－内海漁業の改善			6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
－技術的規制と調査研究			11,695	11,435	4,060	3,012	2,984
機関維持費	74,464	88,854	90,329	86,672	83,130	83,130	83,130
U0521 機関費	22,806	33,536	33,099	32,881	32,300	32,300	32,300
U0522 各部門の資産と負債	51,658	55,318	57,230	53,791	50,830	50,830	50,830
収入	34,309		201,875	29,825	31,301	28,416	22,848

説明

プログラム支出は成果資料によって、前述実行目標に説明がある。

機関費は一般検査部門と農水省政策部に関するものである。各部門の資産と負債の支出は徴税局，LASER [農村部サービス]，および植物病疫学部門に関するものである。

機関費に関連する数字（金額は1000 ユーロ単位）

			2003 年予算
	平均人数	平均金額	合計
農業部門人件費	42.1	53.8	2,267
漁業部門人件費	80.9	68.4	5,530
A I D 人件費	343.6	51.0	17,511
資材費			7,416
その他機関*			375
徴税局への支出			42,681
植物病学部門への支出			12,258
L A S E R への支出			2,291
機関費合計			90,329

*これは、その他の人件費および退職者に関する費用。

2003年度の収入はR B V規定の支出をカバーするためにO & S基金から受け取ったものが1億7200万ユーロある。その他の収入はM I N A S課税に関するものと、E Uからの、例えば有機農業や、農業製品の加工と販売、および、E U－人口統計学的規則等から来るものである。同時に、燃料補償、認可や釣り許可証、土地及び漁業権の貸与収入も予測している。

2003 年度収入 (1000 ユーロ単位)

合計	20,1875
R B V	172,000
ミネラル課税	7,261
持続可能な漁業	12,501
その他 (E Uよりの収入等)	10,113

予算の柔軟性

金額 1000 ユーロ単位

	2003	2004	2005	2006	2007
1. 全項目の支出	315,342	136,990	117,223	114,607	114,469
1a. 内、機関費	90,329	86,672	83,130	83,130	83,130
2. プログラム支出					
2a. 内、法的義務	215,953	20,787	8,879	5,992	3,679
2b. 内、相補的な必要性および行政関連	7,011	10,654	4,662	3,694	3,374
2c. 2aにも2bにも属さないもの	2,049	18,877	20,552	21,791	24,286
2d. 合計	225,013	50,318	34,093	31,477	31,339

説明

機関費はその性格上、短期的には柔軟性がない。プログラム支出はその大部分が法的義務、相補的な必要性のあるもの、あるいは行政関連である。こうして支出の大きな部分が畜産業終了規定の第2段階への拠出として決定している。また、漁業分野では燃料補償費に関連する約束事からくる支出や釣り許可証の資金から充当される内海漁業のための支出もある。

仮定

有機農業分野での最も重要な仮定は、有機作物市場が（国際的に）成長市場であり、消費者がそのために（限られた範囲内の）高額出費を惜しまず、有機農業が良いイメージを保ち、他製品との差別化が長期的に可能である、ということである。さらに、共同での対策や市場当事者間の協力が、個人的な対策よりも効果的であり、それぞれのチェーンで高能率化を計ることが可能である、ということである。

ミネラル処理合意書（MOA）とMINASを通じた、ミネラル政策の良好な働きには、業界内の支持と共に国内堆肥市場の総合的なバランスを取ることが必要である。特に、事務作業の手間がかかるために協力態勢に問題がある。報告書《重大な重荷》の実行により、事務作業が簡略化され、それによって協力態勢が強化されるであろう。緩和要請に関しては、欧州委員会がこの要請を受け入れるであろうと見られている。そうすれば、堆肥市場もバランスが取れると期待される。もし欧州委員会が緩和要請を却下あるいは否定的に改訂すれば2003年にもまた堆肥余剰が存続するであろう。

作物防除に関しては以下の仮定が用いられる。

- * 市場が政府基準に基づく認証システムを受け入れ、認証化を促進する。
- * 第一次産業界の支持が持続する（同業界のビジネス経済的發展を含めて）。
- * 業界自身が、効果的な作物防除対策の提供が可能なように責任を持つ（政府の枠組規制の範囲内で）。
- * 病害発生リスクが極端に増加（例えば、輸入、有機的な進展や耐病性の問題などで）しない。

動物福祉文書からの最重要仮定は市場チェーンの全当事者が動物福祉向上のために立場上の重要な役割を果たすことである。これは政府や畜産農家だけの役割ではない。それと同時に重要な仮定は、消費者が動物福祉意識をより高め、自分が買う品物にも影響しているのだということを知り、そのために購買態度を変えて行くことである。

実行目標全般については－態度や社会的手段が中心になることから－望まれる進展は、複雑な関係ネットワークの中で促進されていかなければならない。目標とする態度やシステムは多くのファクターや力に影響され、政府が強制することはできない。政府が比較的大きな影響を与えられるのは状況に対してである。この方法で、政府は望むべき態度やシステムになるのを妨げるような要素を排除することができるのみである。

評価

実行目標	評価調査	2002	2003	2004	2005
2006					
05.11	有機農業			x	
05.12	持続可能な農業				x
05.12	堆肥物質法評価			x	
05.12	硝酸塩プロジェクト・プログラム (知識開発と普及)	x			
05.13	作物防除政策			x	
05.14	動物福祉向上				
x					
05.15	内海漁業政策決定評価		x		
05.15	E P D 施行評価			x	
05.15	沿岸水域貝類漁業 (E V A I I)		x		
05.15	海洋－沿岸漁業構造文書	x			

2002年末には有機農業政策文書2001－2004の《需要に向けた流通チェーンのプロフェッショナル化》部分に関してと、RSBPの1997－2002の時期に関して中間評価が行われた。2004年初頭には、実行目標が事後評価される。これら評価の結果は2004年以降の有機農業政策決定に役立てられる。

持続可能な農業への移行に対するLNVの関わりは遅くとも2004年末に評価される。その際にはこの実行目標中の課題も評価される。つまり、態度、システム、状況の変化が、そのために投入された手段や方策とともに評価される。

堆肥物質法には2年ごとに堆肥政策の結果が評価される、とある。次回の評価は2004年に行われるであろう。2000－2002年の評価結果はすでにでており、下院に送られた。

作物防除政策の効果は毎年モニタリングされ、2004年に評価される。全国環境指標によって計算された環境負荷を基に、この政策は必要とあれば中間調整される。ここでの問題は計算結果が、その数字の関連する年の翌年半ばに手に入ることである。

2002年には動物福祉文書の事前評価が実施された。2006年には事後評価計画されている。

現在の海洋および沿岸漁業文書が評価されるであろう。この評価の結果により、また2002/2003年に適用される幾つかの政策進展（新共同漁業政策の施行、将来的な沿岸水域における貝類漁業政策、アイセル湖漁業のための新政策など）により、そのフォローアップとして新構造文書が必要であるかどうか、必要であれば、その様な文書はどのような規模であるべきかが見直される。

農水省の責任

有機農業の成長やプロフェッショナル化が実際に起こるか否か、どれほどの規模で起こるかは、業界中の関係各者の努力に依るところが大きい。大臣はその方向に押し、設備を整え、政策文書有機農業2001－2004に（計画されたものに）合致する政策や資源を投入する責任がある。

全ての政策にあるように、持続可能な農業への移行は共同責任だということが認められなければならない。企業、社会団体（その主旨に賛同する市民や消費者を含めて）、学術機関、および政府である。

政府内ではLNV大臣が、持続可能な農業への移行に形や内容を与える政府の役割の第一義的責任を持つ。この役割は、一方では目標や枠組み条件を定め、また他方では、必要な変化に至るための独自の発想や開発が可能になるように、情報、構造、促進政策を提供し、充分な《場》を提供する。同実行目標と短期間用にまとめられた優先事項は、この考えに全く合致したものである。

LNVは堆肥およびミネラル過剰問題の解決に責任を持つ。このための手段として、全国的な堆肥市場にバランスをもたらすMAOと（事後に）事業所レベルでのミネラルの動きを明確にするMINASが開発された。それと同時に様々な買い上げ規定（RBVなど）、抑制策や奨励策などにより、堆肥生産はこの数年で大きく削減された。

LNV（および関係各部署）は、CTBによる物質評価に関する目標を設定し、作られるべき法律や規定が時間内に作られ、機能するようにし、そしてまた維持のためにその能力を投入することに関して責任を持つ。LNVは同時に必要な調査研究をさせて環境負荷を測定するための適切な手段を用意し、民間当事者による認証プログラムの開発のために必要とされる枠組みを設定する責任を持つ。

動物福祉をその動物らしく生活させる方向にさらに進展させていくことを奨励する役割を持つ。

自然ファクターへの依存度の高さ、特に天候の影響のため、生態学的目標実現のためには常に不確定要素が存在する。

V B T B [政策予算から政策の説明まで] の成長過程

政策の最先端である《需要に応える流通チェーンのプロフェッショナル化》に関しては、民間企業側と協定を結び、オランダの2004年総食糧消費の5%は有機農産物とする目標が設定された。専門家インタビュー調査により、2001年における様々な農産物グループの売り上げ割合がまとめられた。農業経済研究所（L E I）との協力の下に、2003年の成長予想や目標値の中で有機農法食品の消費傾向に関する部分について、モニタリングが可能となるような良好な指標と信頼の置けるシステムを作成する。

政策遂行のために用意された予算の内、比較的大きな部分は総合的作物防除分野の知識開発に充てられる。これはほとんどの場合、長期的な研究である。この研究の結果は最終的には該当業種での環境負荷の軽減に繋がらなければならない。しかしこの2つを直接関係させることは難しい。それでも研究効果を計る適度な方法として、認証プログラムの改善にどれだけ貢献したかという計り方がある。2004年の中間評価により、この面における最初の状況判断が行われるであろう。

(付属資料 7)

2 0 0 3 年 度 予 算

0 6 食品の安全、食品の品質、動物の健康

一般政策目標

消費者保護のための食品安全性の促進、食品の質の向上、動物の健康改善。

オランダ社会では食品安全性は重要なテーマである。消費者は店で買う品物が安全であるという信頼が持てることを望んでいる。この安全な食品を提供する責任は民間企業にある。食品生産部門の企業主達が、その肉一切れ、ミルクパック、あるいは野菜が食品に課せられた安全基準を満たすようにする責任を持つ。政府としては、この基準、特に最終製品のノルマを決定する。

生産者に食品安全性に関する責任を果たさせるために、そして消費者が安全で、品質が高く、動物に優しく環境負荷の少ない方法で生産された食品を選ぶことが実際に可能なようにするために、そしてそのことによって生産者側に方向を指し示す事ができるようにするために、それぞれの食品生産チェーンの透明性を拡大することが大切である。様々なチャンネルによって結ばれる民間企業の食品生産チェーンを、見通しの良い、チェック可能な、必要なときには罰する事の可能なものであるという保証を与えることが必要不可欠であり、今後数年のLNV政策の中心となるものである。

政府は食品安全性に関しては、ノルマの設定（法的に、あるいは規定として）とその維持管理に責任を持つ。最終製品ノルマを満たすことが、その際中心的となる。これはつまり、政府が、危機分析を基に、店に並ぶ、あるいは輸出される製品がどのような基準を満たさなければならないかを法的に定めることである。

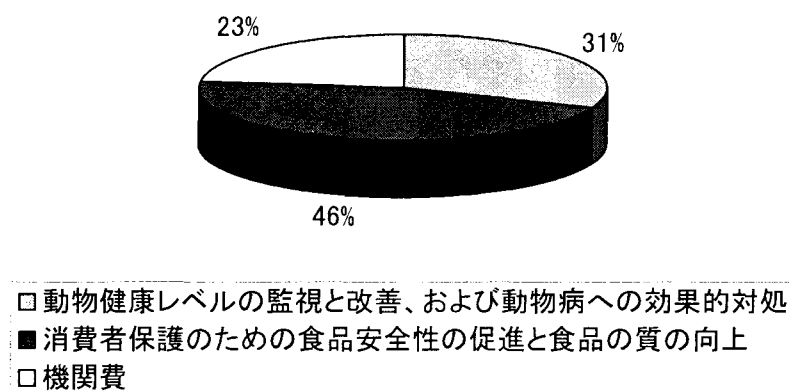
オランダ社会は、食品安全性と共に、動物の健康と福祉に大きな関心を持つ。健康な動物は安全な食品をもたらす。LNVでは動物の健康をさらに促進し、それによって達した食品安全レベルをアグリ・ビジネスチェーンを通じて維持させたいと希望している。最近の口蹄疫危機の際、オランダ社会では動物の経済的価値だけではなく、その内在的価値も確実に大きな役割を持つことが顕著に示された。こうして、動物の健康対策の焦点が治療除去から予防へと大きく変わってきた。これにより、オランダの畜産農家自身が家畜全体の健康に対して一定の責任を持つことがはっきりしてきている。もうこれからは、動物病が発生してから、その蔓延を防ぐために基本的にはまだ健康な動物を殺す政府にただ頼っ

ている分けにはいかなかったのである。

動物の健康に限れば、達成しなければならないのは、職業的にも、非職業的にも、（農業用）動物を飼っている全ての関係者の間で、特に動物病のリスクに対する意識を高めることである。その人達は、自分たちの飼う動物の健康や病気予防に対する、基本的責任をこれまでより一層積極的に果たさなければならない。清潔な企業運営と、それに伴う動物医療薬、抗生物質の慎重な使用がさらに奨励され、それは上記のチェーン保証システムの枠組みにおいても奨励される。動物伝染病への対処の面では、LNVは獣医学的に責任ある企業運営と、病気対策に関わる経済的な負担とを可能な限り関連させるようにする。

安全性と食品の質、動物の健康という観点からは、バイオテクノロジーの開発や応用に対する関心も適切であるといえる。優先的に行われるのは、一方では明快な枠組み規定の制定による安全性の確保と社会の許容度高揚、他方ではそれについての消費者とのコミュニケーションである。動物におけるバイオテクノロジーに関しては、《否、ただし》を基本方針とする。その遂行手段としては、上記同様、社会の許容度高揚とコミュニケーション、あるいは広報がLNV活動の重要部分となる。

図9： 2003年度支出の実行目標と機関費の割合



実行目標

0 6 . 1 1 動物の健康レベルの維持・改善，および動物の疾病の効果的防除

オランダでは高い動物健康レベルを保っている。さらなるレベルの向上に投資し続けること、そして新しい病気や、それに関連する動きに対して適切かつできる限り早期に対処することはこれからも必要であり続けるであろう。これは我が国の国際社会中での位置と

動物密度という状況からも、動物本来の価値を守るという意味でも必要なことである。動物病の予防はそのために経済的かつ社会的な次元に関わる。動物の餌の内容物管理も動物の健康向上に貢献する。

動物病発生時の対処は、効果的であることが第一である。効果的な対処とは、獣医学的目的に合致し、社会的コンテキストに則ったものである。

目標値

この実行目標の目標値は一部質的なものとなる。

1. 2003年に、動物病リスクをよりよく理解し、対処法改善のための動物病予防プログラムが設定される。
2. スクラピー・プログラム：2003年末には飼育総数の35%がTSE耐性となる。
2004年末には、この数字が50%となる。
3. 2004年には新しいI & Rシステムが牛、そして羊や山羊用に完成し、2005／2006年の期間に豚用の新I & Rシステムが完成するよう努力する。
4. 現在のEUの「獣病害フリー」ステイタスを堅持する。
5. 危機管理組織レベルを次の方法で保つ。
 - a. 最も可能性の高い（伝染性の）動物病に対する政策マニュアルを開発し、公表する。
 - b. 法によって定められた全ての災害時対処計画を開発、調整する。
 - c. 動物病危機組織の訓練

政策手段

1. 予防と動物の健康

職業的あるいは個人的動物飼育者に動物病予防に対する責任を自覚させるためのプログラムが開発される。コミュニケーション、教育、実態に即した実験によって、飼育者達は健全な飼育をするよう奨励される。現在の動物健康状態を特定するため、「ゼロ状態測定」が実施される。

2. 特定&登録 [I & R] システム

牛、羊と山羊、そして豚用の新しい特定&登録システムを導入し、全生産流通チェーンの漏れ無きコントロールに寄与するよう努力する。公的な役割と民間の役割の分割が行われ、新しいシステムが構築される。この新しいシステムの最も重要な特徴は、

個別の特定，中央一括登録，そして電子的識別である。これに関しては，最初に実現可能性調査が実施される。

3. モニタリング・プログラム

モニタリング・プログラムによって，動物健康状況の動向を捉える。

これには次のプログラムが関係する。

死亡した動物の死因を調査する基本モニタリング。牛の亜結核，羊のスクラピー・プログラム，羊のTSE，養鶏のNCDである。

4. EU「動物病フリー」ステータスの維持

EUの動物病フリーステータスに伴う要求を満たすため，ある一定の動物病に関して，監視プログラムが実施された。牛のブルセラ病と白血病 [?leucose]，羊のブルセラ・メリテンシスである。

5. 動物病危機対策組織

法的に定められた動物病が発生した場合には，必要な人員と病気対処の専門知識を投入し，迅速かつ最適に対応することができなければならない。そのために危機対策組織はアップ・ツー・デイトに保たれ，定期的に訓練が実施され，マニュアルは継続的に現実に即したものに書き替えられなければならない。「ハイ・コンタミナント・ユニット」は危機発生に備えて常時準備を整える。動物病発生の場合にはその対処費は動物健康基金から拠出される。

目標グループ

動物病予防およびEUの動物病フリーステータス維持のための政策は，全ての職業的あるいは民間の動物飼育者を対象としている。この人達は同時にモニタリング・プログラムとI & Rシステムの実施対象ともなっている。I & Rシステムから明らかとなる利用者情報は，例えば生産流通チェーンの当事者にとって，また監視組織にとって，物の動きを追跡する助けとなる。

成果

手段	成果	数
調査 広報プログラム	現在の健康レベルのゼロ測定 様々な広報活動	
基本モニタリング	解剖	1,5000* (76,000 特定)
	企業訪問／助言	3,700
	電話コンサルタント	5,000
モニタリングKVP	解剖	7,400* (4000 企業)
野生動物モニタリング スクラピー・プログラム	野生イノシシ調査 遺伝性テスト	300 100,000
特定と登録	I & Rシステムの開発, 3 部の システムから成る	3 (牛, 豚, 羊と山羊)
監視プログラム	(優勢) 調査 ブルセラ病, leucos, ブルセラ・ メリテンシス	19,000 企業
マニュアル	新マニュアルの作成	3 (鳥インフルエンザ, ニュー ーカッスル病, ブルセラ病)
	既存マニュアルの改善	3 (口蹄疫, KVP, AVP)
危機訓練	動物病対応の大規模訓練	1

*提供された動物の 100%解剖調査を目指している。実際の解剖数は提供される動物数に左右される。

2003年RVVの検査活動成果

検査用に提供された動物、数と%

適用	提供されると予測される動物	予測拘束数	%	予測不合格数	%
第10条牛	500,000	37,500	7	2,500	0
第10条子牛	1,350,000	21,600	1	405	0
第10条豚	30,000,000	39,000	1	3,000	0
第10条羊／山羊	600,000	9,000	1	6,000	1
第14条豚	305,000	70,000	23	305	1
特殊屠殺場	145,000	116,000	80	8,700	6

注：この活動（のほとんど）は第三者のものとして計算され、この政策に関するRVVの寄与には関与しない。（資産負債局の項参照）

06. 12 消費者保護のための食品安全の促進および食品の質の向上

第一次および第二次産業部門のチェーン中の生産過程の保証。その目的は：

- * 安全な食品を得る。
- * 消費者にとっての食品の質に関する選択の幅を広げる。

政府は食品安全性を守る責任がある。重要な政策手段の一つはチェーン保証システムの開発である。それと同時に、食品安全性を保つための法律や規定の維持やコントロールを行う。ここでは例えばVWAなどが利用される。また、消費者は様々な質の物から選択する可能性を持つべきである。そのために、製品ラベルのガイドラインが制定され、透明なトラッキング&トレーシング・システムが開発される。ここでは消費者団体も価値ある活動を提供できる。この様にして情報に強い消費者が生産チェーンに方向指示をすることができる。

目標値

2006年には（生産流通チェーンの）食品安全性は、安全な生産過程と食品流通チェーンによって守られる。牛（肉）、豚、酪農、養鶏（卵）、有機農業を含めた8部門のそれぞれに最低1つの、様々な品質基準を満たす流通チェーン保証システムが稼働している。

2003年には最低1つの部門で、民間の流通チェーン保証制度が稼動する。2003年には食品安全性の危険を減らすための新しい危機管理システムが制定される。この中には、モニタリング・システムの開発、改善と遂行も含まれる。

現在の食品安全性レベルを、法や規定の遵守を監視、検査（RVV/VWAにより）することで、維持する。

政策手段

1. 流通チェーン保証システム

一企業で、流通チェーン保証システム開発の経験を積むためにパイロットプロジェクトが行われる。このパイロットを参考にしながら、流通チェーン保証システム開発を促進する政策を作り上げる。

2. 危機管理

最終的には全ての生産流通チェーンにおいて、チェーンのそれぞれの当事者におけるリスクを明確にし、このリスク管理のための適切な処置が執られるようにする事が目的である。そのためには、例えば起こり得るリスク調査を行い、サルモネラ対処プログラムが設定される。

3. 監視とコミュニケーション／情報提供による安全性レベルの維持

食品安全性の検査をする機関に対して、食品安全性を監視するように指令する。これはRVV, AID, VWA, COKZなどの機関である。これら機関では生産過程において国内規定および欧州規定が遵守されているかを監視する。

それとともに、VWAとVCNに、食品を安全に扱い、リスクにどのように対応するか、といった情報を消費者に提供しコミュニケーションを図るための予算を与える。

目標グループ

食品安全性政策が対象とするグループは多岐に渡る。

流通チェーン保証システムによる安全な食品生産に関しては、食品生産者（第一次産業者と流通チェーンの他の当事者達）、および認証機関が重要である。消費者は自覚を持って消費するように促される。LNVの消費者政策は、そのため、主に需要を創造して生産チェーンに方向指示をするような消費者を対象としている。

成果

政策手段	成果	数
チェーン保証システム	養鶏パイロット	1
	チェーン保証システムの稼働	1
サルモネラ対処プログラム 調査	感染した群の撲滅	12
	生産チェーンの様々なポイント におけるリスクの洗い出し。	
モニタリング	初期リスク認定システム(ERIS)	
	原型稼働	
消費者プラットフォーム コミュニケーションと 情報提供VCN	推進策，必要とあれば政策活動	
	消費者調査	
	インターネット，電話案内，マスコミ， 教育資材を通じた情報提供。	
維持と監視	VWA*，A I D，C O Z Kによる コントロールと検査	

*R V V（VWA）の成果はR V Vの委託予算書に記載，説明がある。

政策が予算に与える影響

金額 x € 1000							
06 食品安全性，食品の質 および動物の健康	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
義務	382,938	233,480	90,529	90,633	70,668	70,688	70,688
支出	380,414	233,320	90,529	90,633	70,668	70,668	70,688
プログラム支出	186,330	93,930	61,792	61,809	41,843	41,843	41,843
U 0 6 1 1 動物健康レベ ルの管理と向上および獣 病害の効果的防除	163,008	67,467	25,289	25,289	25,323	25,323	25,323
－予防的動物健康方			2,023	2,023	2,023	2,023	2,023
－I & R		5,421	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
－モニタリング・プロ グラム		6,331	6,266	6,266	6,300	6,300	6,300
－E U 動物病フリー ステイタスの維持		2,907	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

－動物病対策危機組織		3,477	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
－BSE		36,202					
－D G Fへの払い込み		13,129					
U 0 6 1 2 消費者保護のための食品安全性の促進 と食品の質の向上	23,322	26,463	36,503	36,520	16,520	16,520	16,520
－チェーン保証システム			3,003	3,020	3,020	3,020	3,020
－リスク管理		6,021	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
－安全レベルの維持		7,194	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
－食品安全性（B S E／ 腐敗）		10,000	20,000	20,000			
－その他		3,248					
機関経費	194,084	139,390	28,737	28,824	28,825	28,825	28,825
U 0 6 2 1 機関費	194,084	139,390	19,055	19,142	19,143	19,143	19,143
U 0 6 2 2 資産－負債局			9,682	9,682	9,682	9,682	9,682
収入	219,787	176,687	38,077				

説明

2001年の実際の支出と2003年の予算の差は、本政策の2002年口蹄疫に掛かった経費が原因である。

機関費は動物医療薬登録局，A I D，V V A政策部，およびR V V資産－負債局に関するものである。

機関費支出内訳 (x € 1000)			
			2003年予測
	平均人数	平均値段	合計
V V A職員	77.3	50.4	4,588
A I D職員	104.6	45.4	4,748
B R D職員	11.6	52.8	612
資材			8,763
その他機関			344
機関費合計			19,055

この中で、2002年と2003年には口蹄疫の防除に対するE U負

担も予測されている。現在の見方では、口蹄疫対策に対するEUの合計負担額は□7300万と見られている。

収入2003年（x □1000）	
合計	38,077
口蹄疫に関してEUから受領	33,227
R V Vの不動産資産買い上げ	4,850

予算の柔軟性

金額 x €1000					
	2003	2004	2005	2006	2007
1. 支出合計予測	90,529	90,633	70,668	70,668	70,688
1a. 内、機関費	28,737	28,824	28,825	28,825	28,825
2. プログラム支出					
2a. 内、法的義務	26,600	26,600	26,600	26,600	26,600
2b. 内、相補的に必要なもの／行政関連	30,700	30,700	10,700	10,700	10,700
2c. 2 aにも2 bにも属さないもの	4,492	4,509	4,543	4,543	4,543
2d. 合計	61,792	61,809	41,843	41,843	41,843

説明

機関費はその性格上短期的には柔軟性がない。これから始まる義務のプログラム支出のうち、□1800万は食品安全性に対する投資に構造的に関連する。この金額はI & Rシステムの構築と改新、モニタリングプログラムやチェーン保証システムの設定、動物餌業者の監視強化に使われる。その他のプログラム支出は、動物の健康に関する決定政策と、政策文書《責任の持てる環境の中の安全な食品》の政策目標達成のために使われる。

仮定

目的や目標値は、幾つかの仮定が満たされれば実現することができる。例えば、民間流通チェーン保証システムの構築には食品生産業界の深い関わりと活動が非常に重要である。関係する業界が、その責任を全く、あるいは充分には取らなければ、チェーン保証システムは、上記の期間内には成立しないであろう。チェーン保証システムの中のコントロールや監視（第一にはチェーン自身によって、そして《監視の監視》を政府によってする）の仕方は欧州レベルの承認を得、EU規制の一部と成らなければならない。

これがどの程度可能であるか否か、そしてその実現にどれほどの時間が掛かるかは、欧州の意志決定状況に左右され、同システムの進展過程の一部を成す。食品安全性の分野で、特に動物健康関連で目的が実現化されるための条件は、新しい動物伝染病が発生しないことである。もしそれが起こった場合には必要人員の大きな部分がその対処に充てられることになる。そうすると、経験上他の政策目標達成が遅れることになる事が分かる。

動物病対策の面でも欧州次元は重要である。動物病予防のためには外国からの病気進入を防がなければならない。これには我が国国内での注意深い扱いと良好なコントロールだけでなく、外国での適切な対策が不可欠である。

評価

実行目標	評価調査	2002	2003	2004	2005	2006
06.11	動物の健康					×
06.12	食品安全性					×

様々な実行目標は2006年から評価（事後）されるであろう。細部的目標値の部分評価は、その成果が出ると決められた直後に行われ、その後事後評価に盛り込まれる。

2002年には口蹄疫危機を契機として、オランダ口蹄疫対処方に関する大規模な絵バリエーションが実施された。

政府の責任

食品製造業界の企業家達が安全性の基準を満たす食品生産の責任を持つ。その基準を、特に最終製品のノルマの形で定め、そのコントロールが行われ、それを維持するようにするのが政府の役割である。これは政府が、リスク分析に基づいて、小売店に置かれる、あるいは輸出される製品が満たさなければならない基準を法的に制定する。

（農業用）家畜の飼い主が、飼っている動物の健康と、病気予防の第一の責任を取る。政府は清潔な飼育と、医療薬や抗生物質の慎重な使用を奨励する。

政府内での責任分担は、すでに行われている仕事内容と一致する。VWSは最終製品ノルマに責任を持つ。物品検査局は小売り店での法遵守を監視し、売られる製品を検査する。

LNVは生産流通チェーンの各所で満たさなければならないノルマを、小売りに至るまで、設定する。RVVは、それを基に認可を行い、屠殺場や切り分け場での遵守を監視する。

成長過程

2003年中に、投入された政策手段が、どれだけVBTBの概念の中で指標として十分な役割を果たすかが検討される。